

協定書・覚書等 目次

放送・情報提供等に関する協定

災害時における放送要請に関する協定(日本放送協会神戸放送局長)	1
緊急警報放送の要請に関する覚書(日本放送協会神戸放送局長)	3
災害情報に関する放送の実施に関する協定書(財団法人尼崎総合文化センター)	5
災害情報に関する放送の実施に関する覚書(株式会社ベイ・コミュニケーションズ)	7
災害に係る情報発信等に関する協定(ヤフー株式会社)	10
尼崎市の避難所等の情報提供等に関する協定(ファーストメディア株式会社及び三井住友海上火災保険株式会社)	12
防災情報表示付き電柱広告に関する協定(関電サービス株式会社)	13
災害時における無線通信環境の提供に関する協定(株式会社ベイ・コミュニケーションズ)	14

相互応援協力に関する協定

兵庫県広域消防相互応援協定	17
消防相互応援に関する覚書	20
災害応急対策活動の相互応援に関する協定書	24
災害応急対策活動の相互応援に関する協定実施細目	26
中核市災害相互応援協定	32
中核市災害相互応援協定実施細目	35
兵庫県及び市町相互間の災害時応援協定	38
兵庫県及び市町相互間の災害時応援協定実施要領	40
兵庫県水道災害相互応援に関する協定	47
尼崎市水道局・大阪市水道局災害時相互応援に関する実施協定	50
大阪国際空港周辺都市航空機災害消防相互応援協定	52
兵庫県災害廃棄物処理の相互応援に関する協定	54
災害時における尼崎市と郵便局の相互協力に関する協定	56

人員・技術・資機材等の提供に関する協定

災害時における医療業務協定書((社)尼崎市医師会)	58
災害時における歯科医療業務協定書((社)尼崎市歯科医師会)	60
災害時における医薬医療業務協定書((社)尼崎市薬剤師会)	62
災害救助犬の出動に関する協定書(NPO法人 日本レスキュー協会)	64
災害救助犬の出動に関する協定書 実施細目(NPO法人 日本レスキュー協会)	66
災害時における応急対策業務に関する協定書(尼崎建設事業協同組合)	68
災害時における応急対策業務に関する協定書(尼崎造園事業協同組合)	72
災害時における応急対策業務に関する応援協定書(尼崎市水道工事業協同組合)	76
災害時における応急対策業務に関する協定書((社)兵庫県建設業協会尼崎支部)	80
災害時における応急対策業務に関する協定書(兵庫県電気工事工業組合尼崎支部)	84

災害時における浄化槽等の復旧活動等に関する応援協定書((社)兵庫県水質保全センター)	88
災害時における下水管路等の応急対策の支援に関する協定書(公益財団法人日本下水管路管理業協会)	93
災害時の応援業務に関する協定書（ヴェオリア・ジェネット株式会社関西支店）	97
災害時における動物救護活動に関する協定.....	99
尼崎市災害ボランティアセンターの設置等に関する協定書（社会福祉法人尼崎市社会福祉協議会）	104
尼崎市災害ボランティアセンターの設置等に関する協定書（社会福祉法人尼崎市社会福祉協議会及び生活協同組合コープこうべ）	106
鉄道事故時の安全対策に関する覚書.....	108
尼崎市と特定非営利活動法人兵庫県防災士会との防災に係る協力に関する協定書	111
災害時等の応援に関する申し合わせ（国土交通省近畿地方整備局）	113
災害時における地図製品等の供給等に関する協定書（株式会社ゼンリン）	115
災害時における地図製品等の供給等に関する協定細目（株式会社ゼンリン）	119
災害時における地域防災倉庫の設置及び使用等に関する協定書（野村不動産株式会社、JR西日本不動産開発株式会社、株式会社長谷工コーポレーション）	122
大規模災害時における被災者支援協力に関する協定（兵庫県行政書士会）	124
特設公衆電話の設置・利用に関する覚書（西日本電信電話株式会社兵庫支店）	127
地震発生時における避難所等の安全確認に関する協定書（一般社団法人兵庫県建築士事務所協会阪神支部）	129
災害時における空調設備の供給等の業務に関する協定（兵庫県冷凍空調設備工業会）	132
災害発生時等における電源供給車等の車両提供に関する協定（トヨタカローラ神戸株式会社）	137
災害発生時等における支援協力に関する協定書（日本スピンドル製造株式会社）	142

救援物資、輸送業務等の提供に関する協定

緊急時における生活物資の確保に関する協定書(生活協同組合コープこうべ)	146
緊急時における生活物資の確保に関する協定の一部を変更する協定書(生活協同組合コープこうべ)	148
緊急時における生活物資の確保に関する協定の一部変更覚書（生活協同組合コープこうべ）	149
緊急時における生活物資の確保に関する覚書(生活協同組合コープこうべ)	150
災害時における物資供給の応援に関する協定書((株)ダイエー)	152
災害時における生鮮食料品等の供給協力等相互応援に関する協定書(各都市中央卸売市場)	154
全国公設地方卸売市場協議会災害時相互応援に関する協定書(全国公設地方卸売市場協議会)	156
災害時における物資供給の応援に関する協定書（段ボール製簡易ベッド等）	159
災害時における支援協力に関する協定書(イオンマルシェ(株)イオン尼崎店)	163
災害時における支援協力に関する協定書の一部変更覚書(イオンマルシェ(株)イオン尼崎店).....	166
災害時における物資調達に関する協定書(コストコホールセールジャパン株式会社)	167
災害時における物資調達に関する協定書の一部変更覚書（コストコホールセールジャパン株式会社）	173
災害時における疊の提供等に関する協定(5日で5000枚の約束。プロジェクト実行委員会)	175
災害救助物資の供給等に関する協定書（株式会社ハーカスレイ）	180
災害時における物資等の輸送に関する協定書(赤帽兵庫県軽自動車運送協同組合)	184
災害時における支援物資の受入、配送等に関する協定書（佐川急便株式会社）	186
災害時における支援物資の受入、配送等に関する協定書（ヤマト運輸株式会社）	189
災害時における輸送業務の協力に関する協定（阪神バス株式会社）	192
災害時における支援物資等の輸送に関する協定書（尼崎運輸事業協同組合）	196

災害時における飲料水の供給等に関する協定書（株式会社MCエバテック）	200
災害時におけるLPガス等の供給に関する協定（一般社団法人兵庫県LPガス協会阪神支部）	204
災害発生時等におけるマスク等の供給に関する協定書（株式会社ショウワ）	209
災害発生時等におけるマスク等の供給に関する協定書（ユニオン工業株式会社）	213
災害発生時等における消毒液等の供給に関する協定書（大阪油脂工業株式会社）	217

協定書・覚書等

災害時における放送要請に関する協定(日本放送協会神戸放送局長)

(協定の主旨)

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第 223号、以下「法」という。）第57条の規定及び兵庫県地域防災計画（以下「県計画」という。）に基づき兵庫県知事（以下「甲」という。）が日本放送協会神戸放送局長（以下「乙」という。）に放送を行うことを求めるときの手続きを定めるものとする。

(放送の要請)

第2条 甲は、法第55条の規定に基づく通知又は要請等が、緊急を要する場合で、かつ、他の通信施設によることが著しく困難であり、その通信のため特に放送を必要とするときは、乙に対し放送を行ふことを求めることができる。

2 法第56条に基づき市町長が行う通知又は要請等に関しては、県計画の定めるところにより、やむを得ぬ場合を除き、知事から行うものとする。

(要請の手続)

第3条 甲は、乙に対し次に掲げる事項を明らかにして要請するものとする。

(1) 放送要請の理由

(2) 放送事項

(3) 放送希望日時

(4) その他必要な事項

2 要請は原則として文書（別紙様式）によるものとする。ただし緊急やむを得ない場合は、電話又は口頭によることができるものとする。

(放送の実施)

第4条 乙は、甲から要請を受けた事項に関し、放送の形式、内容、時刻をそのつど決定し、放送する。

(連絡責任者)

第5条 放送要請に関する事項の伝達及びこれに関する連絡を確実、円滑に行うため、甲にあっては消防防災課長、乙にあっては放送部長を連絡責任者とする。

(雑 則)

第6条 本協定によるもののほか、特に必要が生じた場合は、甲及び乙が協議して定めるものとする。

(協定の適用)

第7条 この協定は、昭和53年4月1日から適用する。

この協定の証として、本2通を作成し、双方記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

昭和53年4月1日

昭和60年9月1日一部変更（昭和60年9月1日適用）

甲 兵庫県知事
乙 日本放送協会
神戸放送局長

※ 同様の協定を以下の放送局（会社）とも締結している。

締結放送局名	締結年月日
株式会社サンテレビジョン	昭和53年 4月 1日
株式会社ラジオ関西	昭和53年 4月 1日
兵庫エフエムラジオ放送株式会社	平成 3年 4月 1日
株式会社毎日放送	平成 8年 6月 20日
朝日放送株式会社	平成 8年 6月 20日
関西テレビ放送株式会社	平成 8年 6月 20日
読賣テレビ放送株式会社	平成 8年 6月 20日
大阪放送株式会社（ラジオ大阪）	平成 8年 6月 20日
関西インターメディア株式会社	平成 8年 7月 18日

[様式]

平成 年 月 日 時 分
整理番号 No.

放送要請書

1. 要請の理由

2. 放送事項

3. 放送希望日時

4. 県連絡責任者

5. 備考

平成 年 月 日

様

兵庫県知事 貝原俊民

緊急警報放送の要請に関する覚書(日本放送協会 神戸放送局長)

災害時における放送要請に関する協定（昭和53年4月1日締結、以下「協定」という。）
第6条に基づき、兵庫県知事（以下「甲」という。）と日本放送協会神戸放送局長（以下「乙」という。）は、電波法施行規則（昭和25年電波監理委員会規則第14号）第2条第1項第84の2号に定める緊急警報信号により災害に関する放送（以下「緊急警報放送」という。）を要請する場合の協定の実施について、必要な事項を次のとおり定める。

(放送要請)

第1条 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第57条に基づく緊急警報放送の放送要請は、次に掲げる場合とする。

(1) 災害が発生し、または発生するおそれのある場合で、多くの人命、財産を保護するため、避難勧告等緊急に住民に対し周知する必要のあるとき。

(2) 緊急警報放送により放送要請をすることができるものは次に掲げる事項とする。

- ア 住民への警報、通知等
- イ 災害時における混乱を防止するための掲示等
- ウ 前各号のほか、知事が特に必要と認めるもの

(放送要請の手続)

第2条 市町長からの緊急警報放送の要請については、協定第2条に規定するとおり、やむを得ない場合を除き知事から行うものとする。

2 緊急警報放送の放送を要請するときは、甲は乙に対して予め電話等により放送要請の予告をした後、文書（様式1）により行うものとする。

ただし、緊急を要し文書による要請をするいとまのない場合は、電話等により様式1に定める事項を明らかにして要請し、事後において速やかに文書を提出するものとする。

(連絡責任者)

第3条 放送要請に関する事項の伝達及びこれに関する連絡を確実、円滑に行うため、甲にあっては消防交通安全課長、乙にあっては放送部長を連絡責任者とする。

(施行期日等)

第4条 この覚書は、昭和60年9月1日から施行する。

この覚書の証として、本書2通を作成し、双方記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

昭和60年9月1日

甲 兵庫県知事
乙 日本放送協会
神戸放送局長

様式 1

消 第 号
平成 年 月 日

日本放送協会
神戸放送局長 様

兵 庫 県 知 事

緊急警報放送の放送要請について

災害対策基本法（昭和36年法律第 223号）第57条の規定により、次のとおり放送要請します。

- 1 要請の理由
- 2 放送事項
- 3 放送希望日時
- 4 災害の状況
 - (1) 災害の種類
 - (2) 災害発生日時
 - (3) 災害の発生場所
 - (4) その他
- 5 備 考

災害情報に関する放送の実施に関する協定書（財団法人尼崎市総合文化センター）

災害情報に関する放送の実施について、尼崎市（以下「甲」という。）と財団法人尼崎市総合文化センター（以下「乙」という。）との間に次のとおり協定を締結する。

（この協定の趣旨）

第1条 この協定は、尼崎市内で災害対策基本法（昭和36年法律223号。以下「法」という。）

第2条第1号に規定する災害その他市民生活に重大な影響をもたらす事象（以下「災害時」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合に、乙の放送設備を使用して行われる災害情報に関する放送の実施について必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害情報 法第50条第1項各号に掲げる事項に係る情報その他の災害等に関する情報で市民に対して周知することが求められるものをいう。
- (2) 直接放送 甲が乙の設備を乙の承認する方法により使用して行う災害情報に関する放送をいう。
- (3) 間接放送 乙が甲からの要請に基づき行う災害情報に関する放送をいう。

（直接放送）

第3条 甲は、次の各号に掲げる場合、直接放送をすることができる。

- (1) 震度4以上の地震が発生した場合
- (2) 乙の放送局員が不在の場合において、次に掲げるとき。
 - ア 震度1～3の地震が発生したとき。
 - イ 気象庁から大雨、洪水、高潮、津波等の警報（尼崎市域に係るものに限る。）が発令されたとき。
- (3) その他市民の生命、身体及び財産を災害等から保護するため、緊急に災害情報を伝達する必要があると認める場合。

2 甲は、前項の規定に基づき直接放送するときは、乙の承諾を要しないものとする。

3 乙は、甲が円滑に直接放送が行えるよう協力するものとする。

（間接放送）

第4条 甲は、災害等が発生し、又は発生するおそれがある場合（前条第1項に該当する場合を除く。）、乙に対して間接放送を要請することができる。

2 前項の要請は、放送要請書（第1号様式）によるものとする。ただし、放送要請書によるいとまのないときには、この限りでない。

3 乙は、第1項の規定により甲から間接放送の要請を受けた場合は、放送の形式、内容等をその都度決定し、速やかに放送するものとする。

（連絡責任者）

第5条 直接放送及び間接放送が円滑に実施できるよう、甲及び乙は、それぞれ連絡責任者を定め、相互に届けておくこととする。

（費用）

第6条 直接放送及び間接放送の実施に係る費用は無償とする。

(有効期間)

第7条 この協定の有効期間は、平成21年4月1日から平成22年3月31日までとする。ただし、この期間満了の日の3か月前までに甲、乙いずれからも異議の申し出がないときは、この期間は1年間延長するものとし、その後も同様とする。

(訓練)

第8条 甲及び乙は、甲が実施する防災総合訓練において、非常放送機器による災害広報訓練を実施するものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた場合は、甲、乙協議のうえ定める。

付 則

(施行期日)

1 この協定は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この協定の締結により、尼崎市と株式会社エフエムあまがさきとの間で締結していた「災害情報に関する放送の実施に関する協定書」は、失効するものとする。

この協定を証するため本書2通を作成し、甲乙双方記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成21年3月16日

甲 尼崎市東七松町1丁目23番1号
尼崎市
代表者 尼崎市長 白井文

乙 尼崎市昭和通2丁目7番16号
財団法人尼崎市総合文化センター
理事長 白井文

※参考：財団法人尼崎市総合文化センターは、公益財団法人尼崎市文化振興財団に改名

災害情報に関する放送の実施に関する覚書（株式会社ベイ・コミュニケーションズ）

災害情報に関する放送の実施について、尼崎市（以下「甲」という。）と株式会社ベイ・コミュニケーションズ（以下「乙」という。）との間に次のとおり覚書を締結する。

（この覚書の趣旨）

第1条 この覚書は、尼崎市内で災害対策基本法（昭和36年法律第223号以下「法」という。）

第2条第1号に規定する災害その他市民生活に重大な影響をもたらす事象（以下「災害等」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合に、乙の放送設備を使用して行われる災害情報に関する放送の実施について必要な事項を定めるものとする。

（災害情報の定義）

第2条 この覚書において、災害情報とは法第50条第1項各号に掲げる事項に係る情報その他の災害等に関する情報で市民に対して周知することが求められるものをいう。

（放送の要請）

第3条 災害等が発生し、又は発生するおそれがある場合は、甲は乙に災害情報に関する放送を行うことを求めることができる。

（要請の手続）

第4条 甲は、乙に対し次に掲げる事項を明らかにして要請するものとする。

(1) 放送要請の理由

(2) 放送事項

(3) 放送希望日時

(4) その他必要な事項

2 要請は原則として文書（別紙様式）によるものとする。ただし緊急やむを得ない場合は、電話又は口頭によることができるものとし、後日文書にて提出するものとする。

（放送の実施）

第5条 乙は、甲から要請を受けた事項に関し、放送の形式、内容、時刻をそのつど決定し、可能な限り放送を実施する。

（連絡責任者）

第6条 放送要請に関する事項の伝達及びこれに関する連絡を確実、円滑に行うため、甲にあっては防災対策課長（災害対策本部設置後は広報課長）、乙にあってはコンテンツ営業部長を連絡責任者とする。

（費用）

第7条 放送の実施に係る費用は、無償とする。

（有効期限）

第8条 この覚書の有効期限は、平成18年4月1日から平成19年3月31日までとする。ただし、この期間満了日の3か月前までに甲、乙いずれからも異議の申し出がないときは、この期間は1年間延長するものとし、その後も同様とする。

(協議)

第9条 この覚書に定めのない事項又はこの覚書に疑義が生じた場合は、甲、乙協議の上定める。
この覚書を証するため本書2通を作成し、甲乙双方記名押印のうえ各1通を保有する。

平成18年3月31日

甲 尼崎市

乙 株式会社ベイ・コミュニケーションズ

平成 年 月 日 時 分

整理番号 No.

放送要請書

1 要請の理由

2 放送事項

3 放送希望日時

4 市連絡責任者

5 備考

株式会社ベイ・コミュニケーションズ
代表取締役社長 高崎 譲 様

尼崎市長 白井 文

災害に係る情報発信等に関する協定（ヤフー株式会社）

尼崎市およびヤフー株式会社（以下「ヤフー」という）は、災害に係る情報発信等に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という）を締結する。

第1条（本協定の目的）

本協定は、尼崎市内の地震、津波、台風、豪雨、洪水、暴風その他の災害に備え、尼崎市が尼崎市民に対して必要な情報を迅速に提供し、かつ尼崎市の行政機能の低下を軽減させるため、尼崎市とヤフーが互いに協力して様々な取組みを行うことを目的とする。

第2条（本協定における取組み）

1. 本協定における取組みの内容は次のとおりとする。
 - (1) ヤフーが、尼崎市の運営するホームページの災害時のアクセス負荷の軽減を目的として、尼崎市の運営するホームページのキャッシュサイトをヤフーサービス上に掲載し、一般の閲覧に供すること。
 - (2) 尼崎市が、尼崎市内の避難所等の防災情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報を平常時からヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (3) 尼崎市が、尼崎市内の避難勧告、避難指示等の緊急情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (4) 尼崎市が、災害発生時の尼崎市内の被害状況、ライフラインに関する情報および避難所におけるボランティア受入れ情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (5) 尼崎市が、尼崎市内の避難所等における必要救援物資に関する情報をヤフーに提供し、ヤフーが、この必要救援物資に関する情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (6) ヤフーが、ヤフーの提供するブログサービスにおいて尼崎市が運営するブログ（以下「災害ブログ」という）にアクセスするための web リンクをヤフーサービス上に掲載するなどして、災害ブログを一般に広く周知すること。
 - (7) 尼崎市が、尼崎市内の避難所に避難している避難者の名簿を作成する場合、ヤフーが提示する所定のフォーマットを用いて名簿を作成すること。
2. 前項各号の取組みの具体的な内容および方法については、災害の状況等を考慮に入れ、尼崎市およびヤフーの両者の協議により決定するものとする。
3. 尼崎市およびヤフーは、第1項各号の事項が円滑になされるよう、お互いの窓口となる連絡先およびその担当者名を相手方に連絡するものとし、これに変更があった場合、速やかに相手方に連絡するものとする。
4. 第1項各号に関する事項および同項に記載のない事項についても、尼崎市およびヤフーは、両者で適宜協議を行い、決定した取組みを隨時実施するものとする。

第3条（費用）

前条に基づく尼崎市およびヤフーの対応は別段の合意がない限り無償で行われるものとし、それぞれの対応にかかる旅費・通信費その他一切の経費は、各自が負担するものとする。

第4条（情報の周知）

ヤフーは、尼崎市から提供を受ける情報について、尼崎市が特段の留保を付さない限り、本協定の目的を達成するため、ヤフーが適切と判断する方法（提携先への提供、ヤフーサービス以外のサービス上での掲載等を含む）により、一般に広く周知することができる。ただし、ヤフーは、本協定の目的以外のために二次利用をしてはならないものとする。

第5条（本協定の公表）

本協定締結の事実および本協定の内容を公表する場合、尼崎市およびヤフーは、その時期、方法および内容について、両者で別途協議のうえ、決定するものとする。

第6条（本協定の期間）

本協定の有効期間は、本協定締結日から1年間とし、期間満了前までにいずれかの当事者から他の当事者に対し期間満了によって本協定を終了する旨の書面による通知がなされない限り、本協定はさらに1年間自動的に更新されるものとし、以後も同様とする。

第7条（協議）

本協定に定めのない事項および本協定に関して疑義が生じた事項については、尼崎市およびヤフーは、誠実に協議して解決を図る。

以上、本協定締結の証として本書2通を作成し、尼崎市とヤフー両者記名押印のうえ各1通を保有する。

2013年2月12日

尼崎市：兵庫県尼崎市東七松町1丁目23番1号
尼崎市長 稲村 和美

ヤフー：東京都港区赤坂九丁目7番1号
ヤフー株式会社
代表取締役 宮 坂 学

尼崎市の避難所等の情報提供等に関する協定（ファーストメディア株式会社及び三井住友海上火災保険株式会社）

尼崎市（以下「甲」という。）、ファーストメディア株式会社（以下「乙」という。）及び三井住友海上火災保険株式会社（以下「丙」という。）は、地震、津波、暴風、豪雨等による被害（以下「災害」という。）発生時における避難所等の情報提供等に関し、次のとおり協定を締結する。

(情報の提供等)

第1条 甲は、乙に対し、災害発生時における尼崎市内の避難所等の情報（以下「避難所情報」という。）を提供するものとする。

2 乙は、前項の規定により甲から提供された避難所情報を適切に管理するものとする。

3 丙は、乙が管理する避難所情報を利用した丙のサービスの提供等を通じて、尼崎市民の防災意識の向上に努めるものとする。

(費用の負担)

第2条 避難所情報の提供、利用等により甲、乙及び丙の各自に生じた費用については、別段の合意がない限り、それぞれ各自が負担するものとする。

(二次利用)

第3条 乙及び丙は、この協定に基づき取得した避難所情報を第三者に提供する場合は、あらかじめ甲に報告しなければならない。

(有効期間)

第4条 この協定の有効期間は、協定締結日から平成27年3月31日までとする。ただし、有効期間が満了する日の2月前までに、甲、乙又は丙のいずれも特段の意思表示をしないときは、この期間は更に1年間延長されるものとし、その後においても、また同様とする。

(定めのない事項等の処理)

第5条 前各条に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、関係法令（尼崎市の条例等を含む。）に定めるところによるほか、甲、乙及び丙が協議の上、これを定めるものとする。

上記の協定の締結を証するため、この協定書を3通作成し、甲、乙、丙各1通を保有するものとする。

平成26年 7月11日

甲 兵庫県尼崎市東七松町1丁目23番1号
尼崎市
代表者 尼崎市長 稲村和美

乙 東京都千代田区神田神保町1丁目42番4号
ファーストメディア株式会社
代表取締役社長 山崎佳一

丙 兵庫県神戸市中央区栄町通1丁目1番18号
三井住友海上火災保険株式会社
神戸支店長 三尾一郎

防災情報表示付き電柱広告に関する協定（関電サービス株式会社）

尼崎市（以下「甲」という。）と関電サービス株式会社（以下「乙」という。）とは、尼崎市内における公共電柱広告の掲出について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、尼崎市内において公共電柱広告の掲出を行うことにより、尼崎市民に対する平時からの防災意識を啓発するとともに、災害発生時の円滑な避難に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において、次に掲げる用語の意義は、当該号に定めるところによる。

(1) 公共電柱広告 乙が電柱に掲出している広告でその内容に防災に係る情報を含むものをいう。

(2) 電柱 関西電力株式会社および西日本電信電話株式会社が所有する電柱をいう。

（甲の義務）

第3条 甲は、公共電柱広告の掲出のために、海拔表示については電柱位置の海拔、避難場所表示については電柱位置に該当する避難場所名を乙に提供するものとする。

（乙の義務）

第4条 乙は、次に掲げる事項を誠実に実行するものとする。

(1) この協定の趣旨に適う広告主を募り、公共電柱広告の掲出に必要な一切の手続を行うこと。

(2) 掲出した公共電柱広告の維持管理及び住民からの申し出等に対して対応を行うこと。

(3) 公共電柱広告の掲出状況について、新たに公共電柱公告を掲出するとき又は甲が求めるときに報告を行うこと。

(4) 公共電柱広告の掲出については、法令などを遵守し、公序良俗に反しないものとすること。

（公共電柱広告の掲出の内容）

第5条 公共電柱広告の掲出の内容は、甲乙協議の上決定するものとする。

（相互協力）

第6条 甲と乙は、情報を共有し、公共電柱広告の普及について相互に協力するものとする。

（経費等）

第7条 公共電柱広告の掲出に当たり、必要な一切の経費等は、乙及び広告主が負担するものとする。

（この協定の効力）

第8条 この協定は、その締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙のいずれかから文書による改廃の申し入れがない限り、その効力は持続するものとする。

（協議）

第9条 この協定に定めのない事項については、甲と乙が協議して定める。

甲と乙は、この協定を2通作成し、それぞれ記名押印の上、甲、乙各1通を保有するものとする。

平成27年6月24日

甲 兵庫県尼崎市東七松町1丁目23番1号

尼崎市長 稲村 和美

乙 大阪府大阪市北区西天満5丁目14番10号

関電サービス株式会社

代表取締役社長 寺本 崇

災害時における無線通信環境の提供に関する協定（株式会社ベイコミュニケーションズ）

令和元年9月9日

甲 尼崎市東七松町1丁目23番1号

尼 崎 市

代表者 尼崎市長 稲 村 和 美

印

乙 大阪市福島区海老江1丁目1番31号

株式会社ベイ・コミュニケーションズ

代表取締役社長 樽 谷 篤 明

印

尼崎市（以下「甲」という。）と株式会社ベイ・コミュニケーションズ（以下「乙」という。）は、災害時等における無線通信環境の提供等について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時における無線通信環境の提供等について必要な事項を定めることを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害時等 尼崎市域において災害（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に掲げる災害をいう。）が発生し、又はそのおそれのある場合をいう。
- (2) 無線通信環境 無線通信設備を介してインターネットへの接続ができる環境をいう。
- (3) 無線通信設備 無線通信によるインターネットへの接続のために必要な機械、器具等をいう。
- (4) 災害時避難所 災害時等において甲が指定して開設された避難場所をいう。
- (5) 避難住民 災害時等において災害時避難所へ避難してきた住民をいう。

（無線通信環境の提供等）

第3条 甲は、災害時避難所において無線通信環境が必要であると判断したときは、乙に対し、別紙「要請書」により、無線通信環境の確保のために必要な無線通信設備の貸与を要請するものとする。ただし、緊急のため要請書による要請のいとまのない場合は、口頭等による要請を行うことができる。

2 甲は、前項ただし書の規定による要請を行ったときは、その後速やかに、別紙「要請書」を乙に提出するものとする。

- 3 乙は、第1項の規定による要請があったときは、甲に対し、要請書等の内容に基づき、無線通信設備を貸与し、無線通信環境を提供するものとする。ただし、乙の被災その他の状況を鑑み、無線通信設備の貸与等が困難と認められるときはこの限りではない。
- 4 前項の規定による無線通信設備の貸与は、乙が甲が指定する災害時避難所に無線通信設備を設置することにより行うものとする。この場合において、甲は、これに協力するものとする。

(無線通信環境の利用等)

- 第4条 甲及び避難住民は、無償で無線通信設備を利用し、インターネットへの接続等を行うことができる。
- 2 甲は、避難住民に対し前項の規定による無線通信設備の利用が適切に行われるよう説明を行うものとする。
 - 3 無線通信環境の利用等に関し、避難住民、及び第三者に何らかの損害が生じた場合、乙はその責を負わない。

(無線通信環境の提供の終了)

- 第5条 この協定による無線通信環境の提供の終了時期については、甲乙協議のうえ乙が決定するものとする。
- 2 無線通信環境の提供の終了に係る避難住民に対するアナウンス等については、甲及び乙が協力して行うものとする。

(無線端末の回収等)

- 第6条 この協定による無線通信環境の提供が終了したときは、甲が各災害時避難所に設置されている無線通信設備を回収するものとし、全ての無線通信設備の回収が完了した後に、乙にその旨を通知し、乙がこれを受け取るものとする。

(協議事項)

- 第7条 本協定に定めのない事項又は本協定の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙誠意をもって協議のうえ定めるものとする。

(有効期間)

- 第8条 本協定は、協定成立の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が、書面により本協定の解除を通知しない限り、その効力は継続するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

以上

株式会社ペイ・コミュニケーションズ
経営企画室 企画チーム
(FAX 06-6450-1181)

尼崎市危機管理安全局危機管理安全部災害対策課
連絡先責任者 災害対策課長
TEL 06-6489-6165
FAX 06-6489-6166

防災業務をサポートする無線通信端末の設置要請書

令和元年9月9日付け締結協定(災害時における無線通信環境の設置・利用に関する協定)に基づき、
通信端末の設置を要請します。

No.	要請	設置先	設置先住所	備考
全	<input type="checkbox"/>	全避難所	市内全域	
1	<input type="checkbox"/>	市立 明城小学校	南城内10-1	
2	<input type="checkbox"/>	市立 難波小学校	東難波町4丁目3-40	
3	<input type="checkbox"/>	市立 難波の梅小学校	西難波町6丁目14-57	
4	<input type="checkbox"/>	市立 竹谷小学校	北竹谷町2丁目36	
5	<input type="checkbox"/>	市立 成良中学校	西長洲町2丁目33-22	
6	<input type="checkbox"/>	市立 中央中学校	東七松町2丁目5-67	
7	<input type="checkbox"/>	市立 曜新中学校	東七松町2丁目1-44	
8	<input type="checkbox"/>	市立 琴ノ浦高等学校	北城内47-1	
9	<input type="checkbox"/>	市立 中央地区会館	西御園町93-2	
10	<input type="checkbox"/>	県立 尼崎高等学校	北大物町18-1	
11	<input type="checkbox"/>	市立 下坂部小学校	下坂部1丁目12-1	
12	<input type="checkbox"/>	市立 潮 小学校	潮江2丁目2-20	
13	<input type="checkbox"/>	市立 長洲小学校	長洲東通3丁目7-1	
14	<input type="checkbox"/>	市立 清和小学校	長洲本通1丁目8-1	
15	<input type="checkbox"/>	市立 杭瀬小学校	杭瀬北新町2丁目6-1	
16	<input type="checkbox"/>	市立 浦風小学校	杭瀬南新町4丁目1-34	
17	<input type="checkbox"/>	市立 金楽寺小学校	金楽寺町2丁目3-1	
18	<input type="checkbox"/>	市立 浜 小学校	浜2丁目21-1	
19	<input type="checkbox"/>	市立 小田中学校	長洲中通1丁目10-1	
20	<input type="checkbox"/>	市立 小田北中学校	神崎町24-1	
21	<input type="checkbox"/>	市立 大成中学校	久々知西町2丁目8-48	
22	<input type="checkbox"/>	市立 地域総合センター・神崎	神崎町14-22	
23	<input type="checkbox"/>	県立 尼崎小田高等学校	長洲中通2丁目17-46	
24	<input type="checkbox"/>	県立 尼崎工業高等学校	長洲中通1丁目13-1	
25	<input type="checkbox"/>	市立 大庄小学校	大庄中通4丁目43-1	
26	<input type="checkbox"/>	市立 成文小学校	大島2丁目33-1	
27	<input type="checkbox"/>	市立 成徳小学校	蓬川町302-2	
28	<input type="checkbox"/>	市立 わかば西小学校	武庫川町1丁目25	
29	<input type="checkbox"/>	市立 大島小学校	稻葉荘2丁目10-7	
30	<input type="checkbox"/>	市立 浜田小学校	浜田町3丁目110	
31	<input type="checkbox"/>	市立 大庄中学校	菜切山町37	
32	<input type="checkbox"/>	市立 大庄北中学校	大庄北1丁目8-1	
33	<input type="checkbox"/>	市立 地域総合センター・今北	西立花町3丁目14-1	
34	<input type="checkbox"/>	県立 尼崎西高等学校	大島2丁目34-1	
35	<input type="checkbox"/>	市立 立花小学校	栗山町2丁目26-1	
36	<input type="checkbox"/>	市立 立花南小学校	三反田町2丁目16-1	
37	<input type="checkbox"/>	市立 立花西小学校	南武庫之荘3丁目14-9	
38	<input type="checkbox"/>	市立 立花北小学校	栗山町2丁目6-1	
39	<input type="checkbox"/>	市立 名和小学校	名神町3丁目1-51	
40	<input type="checkbox"/>	市立 塚口小学校	塚口町4丁目38-1	
41	<input type="checkbox"/>	市立 尼崎北小学校	塚口町6丁目21-1	
42	<input type="checkbox"/>	市立 水堂小学校	水堂町1丁目32-8	
43	<input type="checkbox"/>	市立 七松小学校	南七松町1丁目4-49	
44	<input type="checkbox"/>	市立 立花中学校	上ノ島町3丁目1-1	
45	<input type="checkbox"/>	市立 塚口中学校	富松町4丁目31-1	
46	<input type="checkbox"/>	市立 尼崎高等学校	上ノ島町1丁目38-1	
47	<input type="checkbox"/>	市立 地域総合センター・塚口	塚口本町2丁目28-11	
48	<input type="checkbox"/>	市立 地域総合センター・上ノ島本館	南塚口町8丁目7-25	
49	<input type="checkbox"/>	市立 地域総合センター・水堂本館	水堂町2丁目35-1	
50	<input type="checkbox"/>	市立 立花公民館	塚口町3丁目39-7	
51	<input type="checkbox"/>	県立 尼崎北高等学校	塚口町5丁目40-1	
52	<input type="checkbox"/>	市立 武庫小学校	武庫元町2丁目25-34	
53	<input type="checkbox"/>	市立 武庫南小学校	武庫町4丁目11-1	
54	<input type="checkbox"/>	市立 武庫北小学校	常松2丁目14-1	
55	<input type="checkbox"/>	市立 武庫東小学校	武庫之荘6丁目15-1	
56	<input type="checkbox"/>	市立 武庫庄小学校	武庫之荘本町3丁目21-1	
57	<input type="checkbox"/>	市立 武庫の里小学校	武庫の里1丁目4-1	
58	<input type="checkbox"/>	市立 武庫中学校	武庫元町2丁目24-30	
59	<input type="checkbox"/>	市立 南武庫之荘中学校	南武庫之荘4丁目11-1	
60	<input type="checkbox"/>	市立 武庫東中学校	武庫之荘7丁目35-1	
61	<input type="checkbox"/>	市立 常陽中学校	西昆陽1丁目26-26	
62	<input type="checkbox"/>	市立 地域総合センター・南武庫之荘	南武庫之荘11丁目6-15	
63	<input type="checkbox"/>	県立 武庫庄総合高等学校	武庫之荘8丁目31-1	
64	<input type="checkbox"/>	市立 園田小学校	食満1丁目1-2	
65	<input type="checkbox"/>	市立 園田北小学校	猪名寺2丁目4-1	
66	<input type="checkbox"/>	市立 園和小学校	東園田町4丁目73-2	
67	<input type="checkbox"/>	市立 園和北小学校	田能1丁目7-1	
68	<input type="checkbox"/>	市立 園田東小学校	東園田町8丁目7	
69	<input type="checkbox"/>	市立 上坂部小学校	東塚口町1丁目15-36	
70	<input type="checkbox"/>	市立 小園小学校	若王寺3丁目23-1	
71	<input type="checkbox"/>	市立 園田南小学校	若王寺1丁目1-1	
72	<input type="checkbox"/>	市立 園田中学校	食満1丁目1-1	
73	<input type="checkbox"/>	市立 園田東中学校	東園田町5丁目79	
74	<input type="checkbox"/>	市立 小園中学校	小中島2丁目12-27	
75	<input type="checkbox"/>	市立 尼崎双星高等学校	口田中2丁目8-1	
76	<input type="checkbox"/>	市立 園田地区会館	東園田町4丁目12-4	
77	<input type="checkbox"/>	市立 園田東会館	戸ノ内町3丁目27-1	
78	<input type="checkbox"/>	県立 尼崎稻園高等学校	猪名寺3丁目1-1	
79	<input type="checkbox"/>	園田競馬場	田能2丁目1-1	

※ 要請箇所に、『 レ点 』を記入

兵庫県広域消防相互応援協定

平成19年6月29日

(目的)

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条の規定に基づき、兵庫県下の市町、消防の一部事務組合及び消防を含む一部事務組合（以下「市町等」という。）相互の消防広域応援体制を確立して、大規模又は特殊な災害（以下「大規模災害等」という。）に対処することを目的とする。

(地域及び市町等)

第2条 兵庫県下を次の地域に区分するものとする。

(1) 阪神地域

尼崎市、西宮市、芦屋市、伊丹市、宝塚市、川西市、三田市、篠山市、丹波市及び猪名川町

(2) 神戸地域

神戸市

(3) 東播地域

明石市、淡路広域消防事務組合、加古川市、西脇多可行政事務組合、三木市、高砂市、小野市、加西市及び加東市

(4) 西播地域

姫路市、相生市、たつの市、赤穂市、宍粟市及び佐用町

(5) 但馬地域

豊岡市、朝来市、養父市及び美方郡広域事務組合

(災害種別及び規模)

第3条 この協定において、大規模災害等とは次の各号に掲げるもののうち、応援活動を必要とするものをいう。

(1) 大規模林野火災、高層建築物火災、危険物火災その他特殊火災

(2) 地震、風水害その他大規模災害

(3) 航空機事故及び列車事故等で、大規模又は特殊な救急・救助事故

(4) 毒性物質、生物剤、放射性物質に係る事故による災害

(応援の種別)

第4条 応援の種別は、次のとおりとする。

(1) 地域内応援

第2条に規定する地域内の市町等に対する応援

(2) 県内応援

前号に規定する地域以外の市町等に対する応援

(応援要請の手続)

第5条 応援要請は、被災した場所を管轄する市町等（以下「被災地」という。）の消防長が行うものとする。ただし、災害の規模等により被災地の消防長の要請を待たずに応援出動した場合には、要請があったものとみなす。

2 要請は、被災地の消防長が、あらかじめ定められた地域の代表消防本部を通じて、応援を求めるとする市町等の消防長に対し、電話、ファクシミリ又は兵庫県衛星通信ネットワークにより行うものとする。

3 応援の要請に際しては、次の各号に定める事項を連絡するものとする。

- (1) 災害の発生場所及び概要
- (2) 必要とする車両、人員及び資機材
- (3) 集結場所及び活動内容
- (4) その他必要事項

4 応援要請を行った市長等は、その旨を兵庫県消防主管課に対して通報するものとする。

(応援隊の手続き)

第6条 前条の規定により応援要請を受けた市町等の消防長は、応援を行うことが可能と判断した場合は、被災地の消防長に対してその旨を連絡するものとする。

(応援の中止)

第7条 応援を行った市町等（以下「応援市町等」という。）に応援隊を帰還させるべき特別の事態が生じた場合においては、応援市町等は、応援を受けた市町等（以下「受援市町等」という。）と協議のうえ応援を中断することができるものとする。

(応援隊の指揮)

第8条 応援隊は、消防組織法第47条の規定に基づき、受援市町等の長の指揮の下に行動するものとする。

(応援経費)

第9条 この協定に基づく応援に要する経費の負担は、次の各号に定めるところによるものとする。

(1) 応援市町等において負担する経費

- ア 公務災害補償に要する経費
- イ 旅費及び出動手当
- ウ 受援市町等との移動中に第三者に与えた損害の賠償に要する経費
- エ 被服の損料等
- オ 上記以外の人事費その他の経費

(2) 受援市町等において負担する経費

- ア 応援活動中に調達した車両及び機械器具の燃料費
- イ 宿泊費及び食料費
- ウ 当該応援のために特別に必要になった車両及び機械器具の修理費
- エ 賞じゅつ金、賞慰金
- オ 応援活動中に第三者に与えた損害の賠償に要する経費等（応援市町等に対し当該損害を対象として保険金等が支払われる場合には、当該保険金等の額を控除した額）

ただし、応援市町の故意又は重大な過失に基づく損害賠償に要する経費は応援市町の負担とする。

カ 化学消火薬剤等の資機材費

2 本条において、受援市町等において負担する経費については、応援市町等は特段の事情がない限り、部隊の帰庁後3ヶ月以内に別記様式により請求するものとする。

(消防航空応援)

第10条 消防航空機の応援を要請する場合は、消防組織法第43条に基づき、別に定める要綱によるものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項または疑義を生じた事項については、そのつど市町等が協議のうえ決定するものとする。

(委任)

第12条 この協定の実施に関し、必要な事項については市町等の消防長等が協議して定めるものとする。

(実施期日)

第13条 この協定は、平成25年10月23日から実施する。

附 則

- 1 兵庫県広域消防相互応援協定（平成18年9月1日締結）は、廃止する。
- 2 本協定の成立を証するため、協定書30通を作成し、市町等において記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

消防相互応援に関する覚書

尼崎市	消防長
西宮市	消防長
芦屋市	消防長
伊丹市	消防長
宝塚市	消防長
川西市	消防長
三田市	消防長
猪名川町	消防長

平成9年11月1日付けで、尼崎市、西宮市、芦屋市、伊丹市、宝塚市、川西市、三田市及び猪名川町（以下「協定市町」という。）との間で締結した「災害応急対策活動の相互応援に関する協定書（以下「協定書」という。）」に基づき、「災害応急対策活動の相互応援に関する協定実施細目（以下「協定実施細目」という。）」の規定にかかわらず、協定市町との間に消防相互応援に関し、この覚書を締結する。

(応援の種別)

第1条 消防相互応援は、次に掲げる応援とする。

- (1) 通常応援 協定市町に相接する地域及び当該地域の周辺部で災害が発生し、又は発生するおそれがあると認知し若しくは受報した場合に応援要請を待たずに出動する応援
- (2) 特別応援 協定市町の地域内に災害が発生した場合に当該災害発生地を管轄する消防長の要請を受けて出動する応援

(通報義務)

第2条 協定市町の消防長は、その隣接する市町の区域内に災害が発生し、又は発生するおそれがあると認知し若しくは受報した場合は、直ちにその旨を災害発生地（災害が発生するおそれがある地域を含む。以下同じ。）を管轄する消防長へ通報するものとする。

(通常応援の通報)

第3条 第1条第1号に規定する通常応援に出動した場合は、直ちにその旨を災害発生地の消防本部へ通報するものとする。

(特別応援の要請)

第4条 第1条第2号に規定する特別応援の要請は、協定市町の消防本部を通じて行い、様式1号により、次の各号に掲げる事項を明示してするものとする。

- (1) 災害の発生場所及び概要
- (2) 必要とする車両、人員及び資器材
- (3) 集結場所及び活動内容
- (4) その他必要事項

(指揮)

第5条 協定書第5条第1項第8号に規定する消防、救急、水防作業隊（以下「応援隊」という。）の指揮は、災害発生地を管轄する消防長又は消防署長が応援隊の長に対して行うものとする。

(応援時の即報)

第6条 応援市町の消防長は、応援活動が終了したときは、災害発生地を管轄する消防長へ様式2号により、その応援の概要を即報するものとする。

(応援経費の負担)

第7条 応援の実施に要した費用の負担は、協定実施細目第7条の規定にかかわらず、次の各号に定めるところによるものとする。

(1) 応援市町において負担する経費

- ア 公務上の災害補償費
- イ 旅費及び出動手当
- ウ 車両及び機械器具の燃料費（現地で調達したもの）
- エ 車両及び機械器具の修理費
- オ 被服の損料等
- カ 交通事故における損害賠償費等

(2) 被応援市町において負担する経費

- ア 車両及び機械器具の燃料費（現地で調達したもの。）
- イ 宿泊費及び食料費
- ウ 化学消火薬剤等資機材費
- エ 現場活動中に第三者に与えた損害賠償費等
- オ 賞じゅつ金等

2 前項の規定に疑義が生じた場合は、応援市町と災害発生地の消防長が、協議して定めるものとする。

(資料の交換)

第8条 協定市町の消防長は、毎年4月1日で、次の各号に掲げる資料を相互に交換するものとする。

- (1) 消防力現況一覧表
- (2) 救急告示医療機関に関する資料
- (3) その他参考資料

(実施の細目)

第9条 この覚書の実施に関し必要な事項又は疑義を生じた事項については、そのつど協定市町の消防長が協議のうえ、定めるものとする。

付 則

この覚書は、平成13年3月1日から効力を生ずる。

この覚書の成立を証するため本書8通を作成し、協定市町の消防長記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成13年3月1日

消防相互応援要請書

被応援側消防本部			
応援側消防本部			
要請日時			
災害発生日時			
災害発生場所			
災害の概要 ・災害種別 ・災害の状況等			
応援車両	車種	台数	備考
集結場所			
主な応援活動			
その他必要事項 ・無線波の指定 ・現地本部の呼出名称 ・現場指揮者名 ・その他			

※災害発生場所、集結場所については現地付近地図にマークして送付する。

〔 担当者
職・氏名
TEL 〕

消防相互応援活動即時報告書

応援側 消防本部					
要請受理日時		平成 年 月 日 時 分			
応 援 部 隊	部 隊	第1小隊	第2小隊	第3小隊	第4小隊
	車 種				
	指揮者名				
	人 員				
	出 発				
	帰 庁				
	応援活動の内容				
	使 用 資 器 材				
	消 費 資 器 材				
その他の参考事項					

担当者
 職・氏名
 TEL

災害応急対策活動の相互応援に関する協定書

尼崎市	尼崎市長
西宮市	西宮市長
芦屋市	芦屋市長
伊丹市	伊丹市長
宝塚市	宝塚市長
川西市	川西市長
三田市	三田市長
猪名川町	猪名川町長

災害応急対策活動の相互応援に関し、尼崎市・西宮市・芦屋市・伊丹市・宝塚市・川西市・三田市及び猪名川町（以下「協定市町」という。）との間に次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、協定市町の区域内において災害が発生した場合において、協定市町が相互に応援し、その応急対策活動の万全を期することを目的とする。

（災害の範囲）

第2条 この協定において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害及びこれらに至らない比較的小規模の災害をいう。

（相互応援）

第3条 協定市町は、その区域に災害が発生した場合は、相互に応援するものとする。

（連絡担当部局）

第4条 協定市町は、災害時の連絡を円滑に行うため、常に連絡担当部局を相互に明らかにしておくものとする。

（応援の要請及び方法）

第5条 協定市町は、災害が発生して応援を求めるようとするときは、法令その他別に定めがある場合を除くほか、連絡担当部局を通じ、災害の概要を明らかにして、次の各号に掲げる応援措置を要請するものとする。

- (1) 被災者の食糧その他生活必需品の提供
- (2) 被災者の応急救助にかかる職員の応援及び所要の施設の利用
- (3) 診療、疫学調査、感染症患者の入院の勧告又は措置その他治療及び感染症対策作業のための職員の応援並びに所要の施設の利用及び医療品等の提供
- (4) 復旧のための土木及び建築技術職員の応援並びに所要の資材の提供
- (5) 清掃及び屎処理作業のための職員の応援並びに所要の器具及び車両の提供
- (6) 水道工事及び給水作業のための職員の応援並びに所要の器具及び車両の提供
- (7) 通信施設及び輸送機関の確保復旧のための職員の応援並びに所要の器具及び車両の提供
- (8) 消防、救急、水防作業隊の応援及び所要の資材の提供
- (9) ボランティアに関する情報の提供
- (10) その他応急対策活動に必要な措置

2 協定市町は、前項の応援の実施については、兵庫県災害対策阪神南地方本部（兵庫県阪神南県民局）、兵庫県災害対策阪神北地方本部（兵庫県阪神北県民局）と連絡を取るものとする。

(隣接地域の応援)

第6条 協定市町は、前条の規定にかかわらず、その隣接する地域及び当該地域の周辺部で災害が発生し、又は発生するおそれがあると認知し若しくは受報したときは、応援要請を待たずに応援を行うことができる。この場合においては、直ちにその旨を応援を受けた協定市町（以下「被応援市町」という。）へ通報するものとする。

(応援措置の履行)

第7条 応援を行う協定市町（以下「応援市町」という。）は、その応援措置を的確かつ円滑に行うよう努めなければならない。

(応援経費の負担)

第8条 応援に要した経費の負担については、応援市町と被応援市町が別に協議するものとする。

(地域防災計画その他資料等の交換)

第9条 協定市町は、非常の災害に備え、毎年作成する地域防災計画を交換するほか、災害防止の方策について資料情報等を相互に交換するものとする。

(訓練の実施)

第10条 協定市町は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう合同の防災訓練を実施するものとする。

(実施の細目)

第11条 この協定の実施に関し必要な事項は、協定市町が協議のうえ別に定めるものとする。

附 則

この協定は、平成9年11月1日から効力を生ずる。

平成5年5月1日成立した災害応急対策活動の相互応援に関する協定は、廃止する。

附 則

この協定は、平成13年12月27日から実施し、平成13年4月1日から適用する。

この協定の成立を証するため、本書8通を作成し、協定市町記名押印のうえ各1通を保有する。

平成13年12月27日

※参考 兵庫県阪神南県民局は、平成26年度から阪神南県民センターに改名。

災害応急対策活動の相互応援に関する協定実施細目

尼崎市	尼崎市長
西宮市	西宮市長
芦屋市	芦屋市長
伊丹市	伊丹市長
宝塚市	宝塚市長
川西市	川西市長
三田市	三田市長
猪名川町	猪名川町長

(趣旨)

第1条 この実施細目は、7市1町が締結している「災害応急対策活動の相互応援に関する協定書」（以下「協定書」という）第11条の規定に基づき、具体的な運用を定めるものとし、阪神間が連携を保ち、応急対策活動を迅速かつ的確に行い、災害から住民の生命財産を守る広域的な防災体制の整備を図ることを目的とする。

(事務局)

第2条 この実施細目に係る事務局は、協定市町が担当するものとする。

(協定市町の区分)

第3条 協定市町を次のとおり東部、西部の市町に区分し、救援・救護活動に当たるものとする。

(1) 東部地域

尼崎市・伊丹市・川西市・猪名川町

(2) 西部地区

西宮市・芦屋市・宝塚市・三田市

(連絡担当市町)

第4条 前条に定める各地域の正副連絡担当市町を次表のとおり定める。

地 域	連絡担当市町	副連絡担当市町
東 部	尼崎市	伊丹市
西 部	西宮市	宝塚市

(情報の収集及び伝達方法)

第5条 災害が発生した場合、被災市町は、別紙1「応援要請書」により、速やかに前条に定める各地域の連絡担当市町に連絡する。ただし、その暇がない場合には、口頭により要請を行い、後に別紙1「応援要請書」を速やかに提出するものとする。なお、連絡担当市町が被災等により連絡事務を行いがたい場合は、副連絡担当市町が事務を代行する。

- 2 連絡を受けた連絡担当市町は、地域内の他市町に前項の内容を伝達し、救援・救護が必要な場合は地域内の状況を取りまとめ、応援体制を被災市町に連絡する。
- 3 前項までの連絡方法が取りがたい場合は、協定書第6条の規定により応援要請を待たずに応援を行うことができる。
- 4 第3項までの連絡方法は、応急時（発災から7日以内）までとし、復旧時以降（発災から8日目以降）の連絡方法に関しては、災害の程度等を考慮し、状況により適時対処するものとする。
- 5 各市町の連絡先は別紙2「阪神地域防災連絡網」のとおりとする。この「阪神地域防災連絡網」の内容に変更が生じた際は、事務局まで連絡することとする。
- 6 前項に定めるもののほか、災害発生時において連絡担当市町は、兵庫県災害対策阪神南地方本部（兵庫県阪神南県民局）、兵庫県災害対策阪神北地方本部（兵庫県阪神北県民局）と連絡を取るものとする。
- 7 前項の連絡を受けた兵庫県災害対策阪神南地方本部及び阪神北地方本部は、協定書第5条第1項の応援内容について最大限の協力をするものとする。
- 8 応援要請の有無に係わらず応援活動を実施した各市町は、別紙3「応援活動報告書」により被応援市町に報告するものとする。

（救援物資に係る応援の方法及び目標）

第6条 協定書第5条第1項第1号に規定する被災者の食糧その他生活必需品の提供については、別紙4「各市町の備蓄状況」を基に被応援市町に提供するものとする。

2 食糧の確保については、災害の規模、場所等により異なるが、概ね発災直後（3日以内）を目標とする。

（応援経費の負担について）

第7条 応援の実施に要した費用は、原則として発災から復旧時まで（1ヵ月以内）は、応援市町が負担するものとする。

2 疑義が生じた場合及び復興時以降については、協定市町がその都度協議して定める。

（細目の改正）

第8条 実施細目について、改正の必要があると認められるときは、協定市町が協議するものとする。

附　　則

この実施細目は、平成9年1月1日から効力を生ずる。

附　　則

この実施細目は、平成13年1月27日から実施し、平成13年4月1日から適用する。

附　　則

この実施細目は、平成22年4月1日から適用する。

この実施細目の成立を証するため本書8通を作成し、協定市町記名押印のうえ各1通を保有する。

平成22年3月25日

※参考　兵庫県阪神南県民局は、平成26年度から阪神南県民センターに改名。

応援要請書

被応援側市町			
応援要請先市町			
応援要請日時			
災害発生日時			
災害発生場所			
災害の概要 ・災害の種別 ・災害の状況			
応援要請内容			
集結場所			
その他必要事項			
被応援側担当者	職 氏名 連絡先	連絡担当市町の 担当者	職 氏名 連絡先

阪 神 地 域 防 災 連 絡 網

平成 年 月 日

	電 話 回 線		衛 星 回 線	
	電 話	FAX	電 話	FAX
尼 崎 市	昼 夜			
	担当部局 職・氏名			
西 宮 市	昼 夜			
	担当部局 職・氏名			
芦 屋 市	昼 夜			
	担当部局 職・氏名			
伊 丹 市	昼 夜			
	担当部局 職・氏名			
宝 塚 市	昼 夜			
	担当部局 職・氏名			
川 西 市	昼 夜			
	担当部局 職・氏名			
三 田 市	昼 夜			
	担当部局 職・氏名			
猪 名 川 町	昼 夜			
	担当部局 職・氏名			
阪 神 南 県 民 セ ン タ 一	昼 夜			
	担当部局 職・氏名			
阪 神 北 県 民 局	昼 夜			
	担当部局 職・氏名			

応援活動報告書

応援側市町	
要請受理日時または災害認知日時	
応援活動場所	
応援活動期間	
災害発生場所	
応援活動組織等 (指導者・人員・車両等)	
応援活動の内容	
使用機材及び消費物品等	
その他参考事項	
応援側市町担当者	職・氏名 TEL

各市町の備蓄状況
(食糧・生活必需品)

平成 年 月 日現在

種類	市町名 品名			
食 糧	乾パン			
	おかゆ			
	アルファー米			
	粉ミルク			
	非常食			
	飲料水			
	その他			
生 活 必 需 品	毛布			
	紙おむつ			
	生理用品			
	ポリ袋			
	シート			
	その他			

中核市災害相互応援協定

中核市各市（以下「協定市」という）は、いずれかの市域において災害が発生し、被害を受けた都市（以下「被災市」という）が独自では十分な応急措置が実施できない場合に、被災市の要請にこたえ、当該災害により被害を受けていない市が友愛的精神に基づき、相互に応援協力し、被災市の災害応急対策、災害復旧及び災害からの復興を円滑に遂行するため、次のとおり協定を締結する。

（応援の種類）

第1条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資器材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等及び災害からの復興に必要な資器材及び物資の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- (4) 救助及び応急復旧及び災害からの復興に必要な職員の派遣
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

2 被災市は、災害による被害により被災市のホームページを利用して災害情報等の発信をすることができなくなったときは、協定市に対し、当該災害情報等を協定市のホームページに掲載することを要請することができる。

（応援要請の手続き）

第2条 応援を要請しようとする被災市は、次の事項を明らかにし、第5条に定める連絡担当部局を通じて、電話又は電信により応援を要請するものとする。この場合において、被災市は必要事項を記載した文書を後日、速やかに協定市に送付しなければならない。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1項第1号から第3号までに掲げる応援を要請する場合にあっては、物資等の品名、数量等
- (3) 前条第1項第4号に掲げる応援を要請する場合にあっては、職員の職種及び人員並びに業務内容
- (4) 応援場所及び応援場所への経路
- (5) 応援の期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

（応援の実施）

第3条 応援を要請された協定市は、法令その他特別に定めがある場合を除くほか、極力これに応じ応援活動に努めるものとする。

2 激甚な災害が発生し、通信の途絶等により被災市との連絡がとれない場合には、被災市以外の協定市相互が連絡調整し、自主応援活動を行うことができる。

（応援経費の負担）

第4条 応援に要した経費は、協定市が協議して別に定める。

（連絡担当部局）

第5条 協定市は、あらかじめ相互応援のための連絡担当部局を定め、災害が発生したときは、速やかに情報を相互に交換するものとする。

（資料の交換）

第6条 協定市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、毎年1回地域防災計画その他参考資料を相互に交換するものとする。

(会議)

第7条 この協定の運用体制を整備し、併せて協定市の防災体制の整備に資するため、中核市市長会事務担当者会議の補助機関として中核市市長会防災担当者会議を置く。

(事務局)

第8条 この協定の実施に必要な連絡調整を行うため、中核市市長会防災担当者会議の会長の属する市に事務局を設置する。

(雑則)

第9条 この協定の締結後、新たに中核市への移行によりこの協定への参加希望がある場合は、特段の事情のない限り、協定市はこれを受け入れるものとする。

(その他)

第10条 この協定は、協定市及び協定市の各機関が消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条第2項の規定により別に締結した相互応援に関する協定及び水防に係る応援に関し締結した協定等に基づく応援を排除するものではない。

第11条 この協定の締結に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項については、協定市が協議して定めるものとする。

(協定の発効)

第12条 この協定は、平成29年1月1日から効力を発生するものとする。

平成29年1月1日

八 戸 市 八 戸 市 長 小 林 眞

函 館 市	函 館 市 長	工 藤 壽 樹
旭 川 市	旭 川 市 長	西 川 将 人
青 森 市	青 森 市 長	小 野 寺 晃 彦
秋 田 市	秋 田 市 長	穂 積 志
郡 山 市	郡 山 市 長	品 川 萬 里
い わ き 市	い わ き 市 長	清 水 敏 男
盛 岡 市	盛 岡 市 長	谷 藤 裕 明
宇 都 宮 市	宇 都 宮 市 長	佐 藤 栄 一
越 谷 市	越 谷 市 長	高 橋 努
川 越 市	川 越 市 長	川 合 善 明
船 橋 市	船 橋 市 長	松 戸 徹
横 須 賀 市	横 須 賀 市 長	吉 田 雄 人
柏 市	柏 市 長	秋 山 浩 保
前 橋 市	前 橋 市 長	山 本 龍
高 崎 市	高 崎 市 長	富 岡 賢 治
八 王 子 市	八 王 子 市 長	石 森 孝 志
富 山 市	富 山 市 長	森 雅 志
金 沢 市	金 沢 市 長	山 野 之 義

長	野	市	長	野	市	長	加	藤	久	雄
岐	阜	市	岐	阜	市	岐	細	江	茂	光
豊	橋	市	岡	橋	市	岡	佐	原	光	一
岡	崎	市	豊	崎	市	長	内	田	康	宏
豊	田	市	高	田	市	長	太	田	稔	彦
高	楓	市	高	楓	市	長	濱	田	剛	史
枚	方	市	枚	方	市	長	伏	見	義	隆
東	大	市	東	大	市	長	野	田	利	和
姫	路	市	姫	路	市	長	石	見	正	勝
和	歌	市	和	歌	市	長	尾	花	直	啓
大	津	市	大	津	市	長	越			美
豊	中	市	豊	中	市	長	淺	利	敬	郎
西	宮	市	西	宮	市	長	今	村	岳	司
尼	崎	市	尼	崎	市	長	稻	村	和	美
倉	敷	市	倉	敷	市	長	伊	東	香	織
吳			吳		市	長	小	村	和	年
福	山	市	福	山	市	長	羽	田	皓	
下	関	市	下	関	市	長	中	尾	友	
高	松	市	高	松	市	長	大	西	秀	
松	山	市	松	山	市	長	野	志	克	
高	知	市	高	知	市	長	岡	崎	誠	
長	崎	市	長	崎	市	長	田	上	富	
佐	世	市	佐	世	市	長	朝	長	則	
大	分	市	大	分	市	長	佐	藤	一	
宮	崎	市	宮	崎	市	長	戸	敷	郎	
鹿	兒	市	鹿	兒	市	長	森		正	
久	留	市	久	留	市	長	榎	原	幸	
那	霸	市	那	霸	市	長	城	間	則	

協定締結権者

奈 良 市 長 仲 川 元 庸

中核市災害相互応援協定実施細目

(趣旨)

第1条 中核市災害相互応援協定第11条の規定に基づき、協定の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(経費等の負担)

第2条 協定第1条第1号から第3号までの規定の応援に要する経費のうち、次に掲げる経費は応援を要請した市（以下「応援要請市」という。）の負担とし、その他の経費は応援をした市（以下「応援市」という。）の負担とする。

(1) 協定第1条第1号及び第2号に掲げる食糧等の購入費及び輸送費

(2) 協定第1条第3号の車両等の借上料、燃料費、輸送費及び破損又は故障が生じた場合の修理費

2 協定第1条第4号の応援（以下「応援業務」という。）に要する経費の負担については、次のとおりとする。

(1) 応援業務に従事した職員（以下「応援職員」という。）の旅費及び諸手当は、応援市の条例等の規定により算定した旅費の額及び諸手当の額の範囲内において応援要請市の負担とする。

(2) 応援職員が応援業務により負傷し、疫病にかかり、障害の状態となり、又は死亡した場合における公務災害補償に要する経費は、応援市の負担とする。

(3) 応援職員が応援業務中第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものに係る賠償については応援要請市が、応援要請市への往復の途中において生じたものに係る賠償については応援市の負担とする。

(4) 前3号に定めるもののほか、応援業務に要する経費については、応援要請市と応援市との間で協議して定める。

3 応援職員は、応援市名を表示した腕章等の標識を付け、その身分を明らかにするものとする。

4 応援職員は、災害の状況に応じ、必要な被服、当座の食糧等を携帯するものとする。

5 応援要請市は、災害の状況に応じ、応援職員に対する宿舎の斡旋その他の便宜を供与するものとする。

(経費の請求)

第3条 前条に定める経費の請求は、応援市の市長名による請求書（関係書類添付）により、連絡担当部局を経由して応援要請市の長に宛てて行うものとする。

2 自主応援活動に要する経費の負担及び請求については、前条及び前項の規定を準用する。

(連絡担当部局)

第4条 協定第5条の規定により協定市は、相互応援のための連絡担当部局の課名、担当責任者及び同代理者の職氏名、電話番号その他連絡に必要な事項をあらかじめ相互に連絡するものとする。

(その他)

第5条 この実施細目により難い事項及び実施細目に定めのない事項は、協定市が協議して定めるものとする。

(実施細目の発効)

第6条 この実施細目は、平成29年1月1日から効力を発生するものとする。

八 戸 市 八 戸 市 長 小 林 眞

函	館	市	函	館	市	長	工	藤	壽	樹
旭	川	市	旭	川	市	長	西	川	将	人彦
青	森	市	青	森	市	長	小	寺	晃	志里
秋	田	市	秋	田	市	長	穂	積	敏	男明
郡	山	市	郡	山	市	長	品	川	裕	一努
い	わ	き	い	わ	き	長	清	水	栄	明徹
盛	岡	市	盛	岡	市	長	谷	藤	善	人保
宇	都	宮	宇	都	宮	長	佐	藤	雄	龍治
越	谷	市	越	谷	市	長	高	橋	浩	賢
川	越	橋	川	越	橋	長	川	合	人	孝雅
船	橋	須賀	船	橋	須賀	長	松	戸	吉	之久
横	須賀	市	横	須賀	市	長	吉	田	秋	茂光
柏	市	市	柏	市	市	長	山	本	山	一宏
前	橋	市	前	橋	市	長	富	岡	本岡	彦史
高	崎	市	高	崎	市	長	石	森	森	隆剛
八	王	子	八	王	子	長	森	山	野	光
富	山	市	富	山	市	長	山	加	藤	一
金	沢	市	金	沢	市	長	江	細	江	宏彦
長	野	市	長	野	市	長	佐	佐	原	史
岐	阜	市	岐	阜	市	長	内	太	田	和勝
豊	橋	市	豊	橋	市	長	太	濱	田	啓美
岡	崎	市	岡	崎	市	長	伏	伏	見	利正
豊	田	市	豊	田	市	長	野	野	田	直
高	楓	市	高	楓	市	長	見	見	見	郎
枚	方	市	枚	方	市	長	利	利	花	司
東	大	阪	東	大	阪	長	敬	岳	和香	美織
姫	路	市	姫	路	市	長	浅	今	和	年皓
和	歌	山	和	歌	山	長	利	稻	香	昭
大	津	市	大	津	市	長	越	村	和	
豊	中	市	豊	中	市	長	淺	村	香	
西	宮	市	西	宮	市	長	今	伊	和	
尼	崎	市	尼	崎	市	長	稻	東	香	
倉	敷	市	倉	敷	市	長	伊	小	和	
吳	市		吳	市		長	羽	村	香	
福	山		福	山		長	中	田	和	
下	関		下	関		長		尾	友	

高 松 市	松 山 市	高 松 市	長 長 市	大 野 志 嶋 上 田	秀 克 誠 富 則 朝	人 仁 也 久 男 長
高 知 市	高 知 市	高 知 市	長 長 市	岡 崎 上 朝	人 也 久 男 長	高 知 市
長 崎 市	長 崎 市	長 崎 市	長 長 市	上 朝 長	久 男 則 朝	長 崎 市
佐 世 保 市	佐 世 保 市	佐 世 保 市	長 長 市	藤 樹	一 郎	佐 世 保 市
大 分 市	大 分 市	大 分 市	長 長 市	戶 數	正	大 分 市
宮 崎 市	宮 崎 市	宮 崎 市	長 長 市	森	博	宮 崎 市
鹿 兒 島 市	鹿 兒 島 市	鹿 兒 島 市	長 長 市	檜 原	幸	鹿 兒 島 市
久 留 米 市	久 留 米 市	久 留 米 市	長 長 市	城 間	利	久 留 米 市
那 霸 市	那 霸 市	那 霸 市	長 長 市	幹 子	則 子	那 霸 市

協定締結権者

奈 良 市 奈 良 市 長 仲 川 元 庸

兵庫県及び市町相互間の災害時応援協定

(趣旨)

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第67条第1項及び第68条第1項の規定に基づき、県内で災害が発生し、被災した市町のみでは十分な対策を講じることができない場合に、兵庫県（以下「県」という。）及び県内市町による応援活動を迅速かつ円滑に実施するため、必要な事項を定めるものとする。

(応援の内容)

第2条 応援の内容は次のとおりとする。

- (1) 応急対策及び応急復旧に必要な資機材、物資及び施設のあっせん又は提供
- (2) 応急対策及び応急復旧に必要な職員の派遣
- (3) 被災者の受入れ
- (4) 前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

(応援の要請)

第3条 応援を受けようとする被災市町（以下「被応援市町」という。）は、次の事項を可能な限り明らかにして、県に対し文書により要請するものとする。ただし、文書により要請するいとまのない場合は、電話、ファクシミリ又は兵庫県災害対応総合情報ネットワークシステム等により応援の要請を行い、後に文書を速やかに提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号に掲げる事項の応援を要請する場合にあっては、物資等の品名、数量等
- (3) 前条第2号に掲げる事項の応援を要請する場合にあっては、職員の職種及び人員
- (4) 応援の場所及びその場所への経路
- (5) 応援を必要とする期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

- 2 県は、前項の要請を受けたときは、速やかに、応援可能な市町と調整を行ったうえ、県の応援も含めた応援計画を作成し、被応援市町に、応援計画を通知するものとする。
- 3 県及び応援を行う市町（以下「応援市町」という。）は、最大限その責務を果たすよう努めるものとする。
- 4 第1項による要請をもって、被応援市町から各応援市町に対しての応援の要請があつたものとみなす。

(市町を指定した応援要請)

第4条 被応援市町は、あらかじめ指定した県内の市町（以下「応援指定市町」という。）に、応援を要請することができる。

- 2 前項に規定する応援については、前2条の規定を準用する。
- 3 県は、応援指定市町に対し、応援要請内容を伝えるとともに、協力を要請するものとする。
- 4 被応援市町は、特に緊急を要する場合、応援指定市町に直接要請することができる、なお、この場合において、被応援市町は事後必ず県にその旨連絡するものとする。

(自主応援)

第5条 県及び市町は、激甚な災害が発生し、通信の途絶等により被災市町と連絡が取れない場合に、自主的な情報収集活動等に基づき、応援の必要があると判断したときは、第3条又は第4条による被災市町からの応援要請を待たずに、この協定に定めるところにより応援を行うことができる。

- 2 前項の場合、第3条第1項の応援の要請があつたものとみなす。

(経費の負担)

第6条 県又は市町が前3条の規定に基づく応援に要した経費は、原則として被応援市町の負担とする。

2 被応援市町において費用を支弁するいとまがない場合等やむを得ない事情があるときには、応援を行った県又は応援市町は、当該費用を一時繰替支弁するものとする。

3 前2項に定めるもののほか経費負担等に関し必要な事項は、別に定める。

(他の協定との関係)

第7条 この協定は、県又は市町が締結する災害時の応援に係る他の協定を妨げるものではない。

(平時の活動)

第8条 県及び市町は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、平時から次の事項を実施するよう努めるものとする。

- (1) 地域防災計画その他必要な資料の提供
- (2) 県と市町との連絡会等の開催
- (3) その他必要な事項

(補則)

第9条 この協定に関し必要な事項については、県及び県内市町が協議の上、別に定めるものとする。

2 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、その都度協議して定めるものとする。

附 則

この協定は、平成18年11月1日から施行する。

この協定の締結を証するため、本協定書3通を作成し、兵庫県知事及び各市町長が記名押印の上、兵庫県知事、兵庫県市長会会长及び兵庫県町村会会长が各1通を保有し、他の市町長はその写しを保有する。

平成18年11月1日

兵庫県	兵庫県知事	たつの市	たつの市長	丹波市	丹波市長	福崎町	福崎町長
神戸市	神戸市長	赤穂市	赤穂市長	南あわじ市	南あわじ市長	太子町	太子町長
姫路市	姫路市長	西脇市	西脇市長	朝来市	朝来市長	上郡町	上郡町長
尼崎市	尼崎市長	宝塚市	宝塚市長	淡路市	淡路市長	佐用町	佐用町長
明石市	明石市長	三木市	三木市長	宍粟市	宍粟市長	香美町	香美町長
西宮市	西宮市長	高砂市	高砂市長	加東市	加東市長	新温泉町	新温泉町長
洲本市	洲本市長	川西市	川西市長	猪名川町	猪名川町長		
芦屋市	芦屋市長	小野市	小野市長	多可町	多可町長		
伊丹市	伊丹市長	三田市	三田市長	稲美町	稲美町長		
相生市	相生市長	加西市	加西市長	播磨町	播磨町長		
豊岡市	豊岡市長	篠山市	篠山市長	神河町	神河町長		
加古川市	加古川市長	養父市	養父市長	市川町	市川町長		

兵庫県及び市町相互間の災害時応援協定実施要領

(趣旨)

第1条 この実施要領は、「兵庫県及び市町相互間の災害時応援協定」（以下「協定」という。）の実施に関し、必要な事項を定める。

(連絡窓口)

第2条 県及び市町は、応援に関する連絡調整を円滑に進めるため、連絡担当部局をあらかじめ定めるものとする。

2 各市町は、前項に規定する連絡担当部局を変更したときは、速やかに県（当該市町を所轄する県民局）に報告するものとする。

(情報の収集及び伝達方法)

第3条 被災市町は、速やかに被害状況の把握に努め、災害情報の伝達を行うとともに、県及びその他の市町にあっては情報収集に努めるものとする。

2 情報収集及び伝達は、兵庫県災害対応総合情報ネットワークシステム、電話、ファクシミリ、衛星通信又は職員の派遣等により行うものとする。

(応援の内容)

第4条 協定第2条第1号から第3号までに規定する応援の内容は、次のとおりとする。

(1) 物 資 飲料水、食糧、生活必需物資、医薬品等

(2) 資 機 材 給水車、物資輸送車、ゴミ収集車、し尿処理車、重機、バイク、自転車、仮設トイレ、仮設風呂、テント、発電機等

(3) 施 設 避難所、福祉施設、公共宿泊施設、火葬場、ゴミ焼却場等

(4) 派遣職員 県職員、市町職員

(応援の要請手続き)

第5条 被応援市町は、県及び市町に対し、応援要請書（様式第1号）により応援を要請するものとする。

2 県が、被応援市町の要請に対する応援計画を定めたときは、応援計画書（様式第2号）により関係市町に通知するものとする。

3 被応援市町に対する応援を速やかに行うため、県災害対策地方本部（県民局）は、被災市町と県災害対策本部並びに応援市町と県災害対策本部間における応援内容の調整を行うものとする。

4 被災市町は、緊急を要するとき、県災害対策地方本部（県民局）に連絡がつかないとき等の場合、県災害対策本部に、直接、応援を要請することができる。

5 協定第3条から第5条までの規定による応援要請の手続きは別紙のとおりとする。

6 応援要請の有無に関わらず応援活動を実施した県及び市町は、応援活動報告書（様式第3号）により被応援市町に報告するものとする。

(経費の負担)

第6条 協定第6条に定める経費の負担については、法令その他別に定めがある場合を除くほか、次の各号に掲げるところにより、被応援市町が負担する。

(1) 応援職員の所属する県又は市町の旅費に関する規定による応援職員の旅費

(2) 応援職員が応援業務に従事中、第三者に損害を与えた場合の補償費

(3) 応援物資、資機材の購入費、運搬費及び修理代

2 前項第2号に定める補償費のうち、被応援市町への往復途中において第三者に損害を与えた場合の補償費については、被応援市町と応援を行った県又は市町が協議して定める。

- 3 協定第5条の自主的な情報収集活動に要する経費は、その活動を行った県又は市町が負担する。
- 4 協定第6条第2項の規定により応援に要した経費を一時繰替え支弁した場合、応援を行った県又は市町は、当該経費の額を県知事又は市町の長名による請求書により関係書類を添付のうえ、被応援市町に請求するものとする。
- 5 前各項により難い場合については、被応援市町と応援を行った県又は市町がその都度協議して定めるものとする。

附 則

この実施要領は、平成18年11月1日から適用する。

(様式1号)

第 号
平成 年 月 日

(要請市町長名) _____

応 援 要 請 書

兵庫県及び市町相互間の災害時応援協定に基づき、下記のとおり応援を要請します。

記

1 応援を要請する理由(被害の状況等)

2 応援項目

(1) 物品等の品目・数量

(2) 職員の職種及び人員

3 添付書類

4 連絡先

担当課・係名

担当者 主担当

副担当

電話番号 NTT

衛星通信

FAX 番号 NTT

衛星通信

(様式2号)

第 号
平成 年 月 日

兵庫県知事 井戸敏三

応援計画書

兵庫県及び市町相互間の災害時応援協定に基づき、別紙のとおり応援計画を作成したので通知します。

記

1 応援市町名及び応援要請理由

2 添付書類

3 県連絡先(応援計画作成担当)

担当課・係名

担当者 主担当

副担当

電話番号 NTT

衛星通信

FAX 番号 NTT

衛星通信

(様式3号)

第 号
平成 年 月 日

(被応援市町長名) _____

(応援市町長名等) _____

応 援 活 動 報 告 書

兵庫県及び市町相互間の災害時応援協定に基づき、下記のとおり応援活動を報告します。

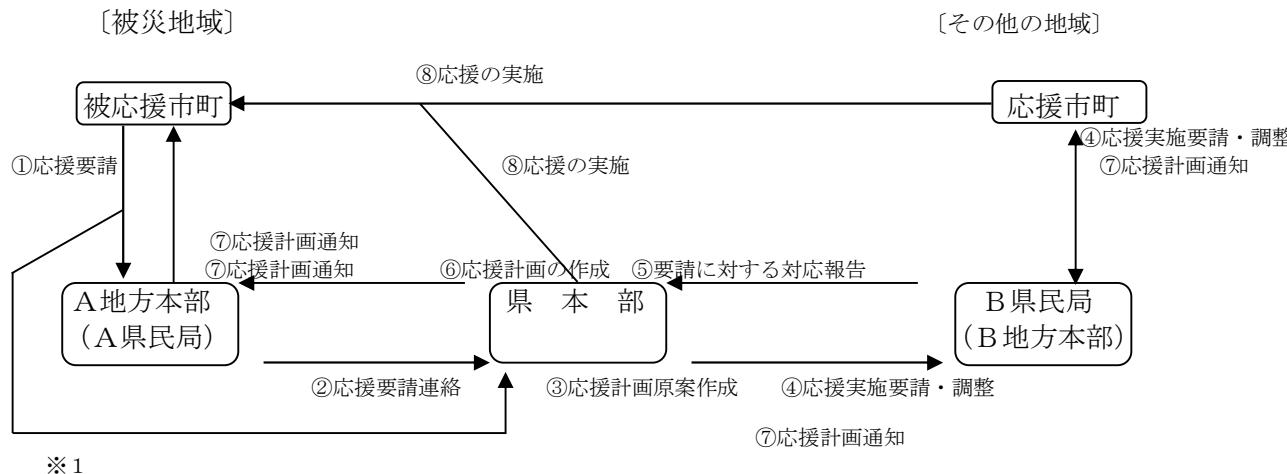
記

- 1 要請受理日時または災害認知日時
- 2 応援活動場所
- 3 応援活動期間
- 4 応援活動組織等(指揮者・人員・車両等)
- 5 応援活動の内容
- 6 使用器材及び消費物品等
- 7 その他参考事項
- 8 連絡先

担当課・係名	
担当者	主担当
電話番号	NTT
FAX 番号	NTT
副担当	
衛星通信	
衛星通信	

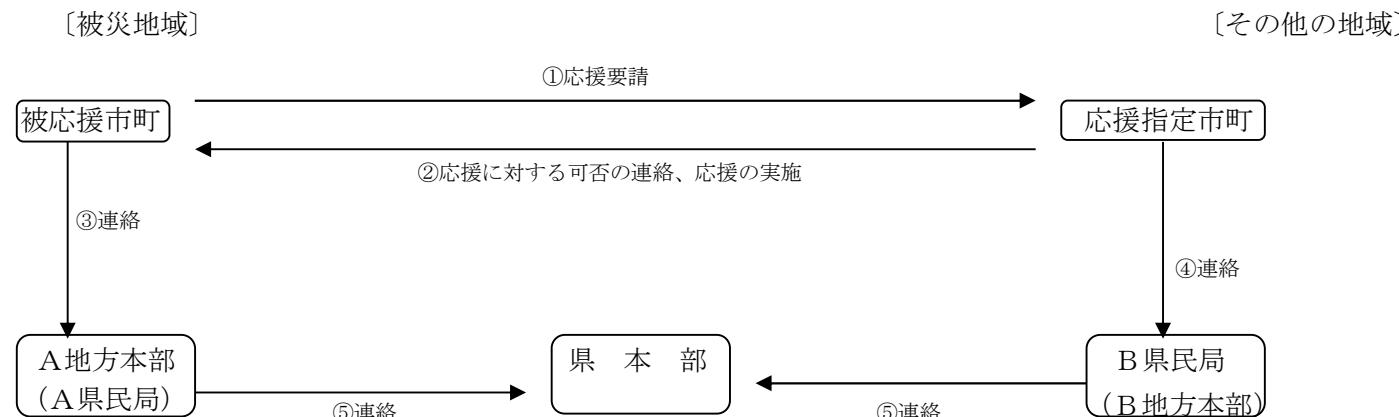
＜別紙＞ 応援要請の手続き

- 1 通常（応援要請先を特定せずに要請する場合）の応援要請（協定第3条関係）
 - ① 被応援市町は、自地域を管轄する兵庫県災害対策地方本部（以下「地方本部」という。）に応援要請する。
 - ② 被応援市町から応援要請を受けた地方本部は、兵庫県災害対策本部（以下「県本部」という。）に連絡するものとする。
 - ③ 県本部では、県の応援能力を整理するとともに、各県民局単位で応援の割り振り等の応援計画原案を作成する。
 - ④ 県本部は、応援計画原案に基づき、被災地域外の県民局を通じ、被災地域外の市町に、応援の実施について要請・調整する。
 - ⑤ 被災地域外の県民局は、地域内の市町の対応をとりまとめ、県本部に報告する。
 - ⑥ 県本部は、応援の内容を最終的に定め、応援計画を作成する。
 - ⑦ 県本部は、作成した応援計画を地方本部（県民局）を通じて、被応援市町に通知する。
 - ⑧ 応援計画に基づき、県又は応援市町がそれぞれ応援を行う。
- ※1 緊急を要するとき、連絡がつかないとき等の場合、被応援市町は県本部に、直接、応援要請することができる。



2 応援指定市町に直接要請する場合（協定第4条関係）

- ① 緊急を要する場合、被応援市町は、直接、地域外の特定の市町（応援指定市町）に応援を要請することができる。
- ② 要請を受けた応援指定市町は、応援要請に対する可否を速やかに被応援市町に連絡し、応援を実施する。
- ③ 被応援市町は、応援指定市町に対し応援要請した旨を、自地域の地方本部に連絡する。
(応援指定市町が対応できない場合は、通常の方法で要請)
- ④ 要請を受けた応援指定市町は、要請を受けた旨及び要請に対する対応について、自地域を所轄する県民局に連絡するものとする。
- ⑤ ③及び④の連絡を受けた地方本部（県民局）は、県本部に連絡する。



3 自主的情報収集による応援（協定第5条関係）

- ① 被災市町と連絡がつかないなど、被害状況・応援内容が判明しないときは、地方本部は、自主的に情報収集を行う。
- ② 被災市町からの応援要請がない場合でも、自主的情報収集活動に基づき、次のとおり応援要請することができる。
地方本部が自主的情報収集の結果、本協定に基づく応援が必要と判断した場合は、応援要請内容を県本部に伝達する。
- ③ 県本部に伝達された後の手続きは、1 ③以降と同じ。

兵庫県水道災害相互応援に関する協定

(趣旨)

第1条 この協定は、地震、異常渇水その他の水道災害において、兵庫県、各市町、各水道企業団、日本水道協会兵庫県支部（以下「日水協県支部」という。）及び兵庫県簡易水道協会（以下「県簡水協」という。）（以下総称して「各団体」という。）が協力して実施する兵庫県内及び他の都道府県における相互応援活動について、必要な事項を定めるものとする。

(相互応援体制)

第2条 災害が発生した場合の相互応援体制は、別図の組織図による。

2 この協定に関する事項を円滑に推進するため、県内を神戸、阪神、東播磨、西播磨、但馬、丹波及び淡路の7ブロック（以下「ブロック」という。）に分け、各ブロックにはそれぞれ代表市町を、また神戸ブロックを除く各ブロックには副代表市町を置く。

3 前項の代表市町は、兵庫県の各県民局所在市町を充て、副代表市町は、各ブロックで選任する。

(水道災害対策連絡会議)

第3条 この協定に係る災害対策に関する情報交換や連絡等必要な事項の協議及び調整を行うため、水道災害対策連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置する。

2 連絡会議は、兵庫県、日水協県支部長市、県簡水協会長市町、阪神水道企業団並びに前条の各ブロック代表市町で構成する。

3 連絡会議は、前項の構成団体の申し出により、兵庫県が招集する。

4 この協定に基づく応援活動のとりまとめ、調整、資料交換等の事務局は、兵庫県企業庁水道課が担当する。

(水道災害対策本部)

第4条 県内及び他の都道府県において、水道災害が発生し、この協定に基づく相互応援活動を実施する場合は、連絡会議を兵庫県水道災害対策本部（以下「対策本部」という。）に改組し、災害発生に伴う情報収集、応急給水、応急復旧工事に関する連絡調整等必要な活動を行うものとする。

2 対策本部は、兵庫県企業庁に設置する。ただし、兵庫県企業庁が被災し、その業務を遂行することができないときは、日水協県支部に設置する。

3 被災した市町又は水道事業体（以下「被災団体」という。）に災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の規定による災害対策本部が設置され、水道事業に関する救助救援活動その他必要な事項が円滑に遂行できるようになったときは、その事務を災害対策本部に引き継ぐものとする。

(応援内容)

第5条 応援活動は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 情報収集及び連絡調整
- (2) 応急給水作業
- (3) 応急復旧工事
- (4) 前各号に必要な資機材、車両等の拠出
- (5) 工事業者の斡旋
- (6) 前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

2 応援活動の調整は、対策本部において行う。この場合において、前項第2号に掲げる事項は兵庫県が、同項第3号に掲げる事項は日水協県支部が中心となって、その調整業務を行うものとする。

(応援要請等)

第6条 被災団体が応援を求める場合は、所属するブロックの代表市町又は副代表市長を通じて、兵庫県又は日水協県支部に必要な措置を要請するものとする。

2 前項の要請がない場合であっても、兵庫県、日水協県支部又は所属するブロックの代表市町のいずれかが緊

急に応援活動を行う必要があると判断したときは、この協定による要請があつたものとみなし、応援活動を行うことができる。

- 3 対策本部は、被災団体からの要請に基づいて、日本水協県支部、県簡水協等と応援の調整を行うとともに、各団体に応援要請を行うこととし、応援要請を受けた団体は極力これに応じ、応援に努めるものとする。
- 4 他の都道府県等から応援を受け入れるとき、対策本部は速やかに応援に必要な調整を行い、各団体に協力を求めるものとする。
- 5 他の都道府県等から応援の要請があつた場合についても、この協定に基づき応援協力するものとする。

(応援要請の手続)

第7条 被災団体が応援要請しようとするときは、応援要請書により、次の事項を明らかにするものとする。ただし、そのいとまがない場合には、口頭、電話、電信等により要請を行い、後に文書を速やかに提出するものとする。また、被災団体の判断により兵庫県又は日本水協県支部を通さず、応援要請を行つた場合についても、同様に事後報告を行うものとする。

- (1) 災害の状況
- (2) 必要とする資機材、車両等の品目及び数量
- (3) 必要とする職員等の職種別人員
- (4) 応援場所及びその経路
- (5) 応援の期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

(物資等の携行)

第8条 応援をする団体（以下「応援団体」という。）は、派遣する職員（以下「応援職員」という。）に、災害の状況に応じ給水用具、作業工具、食料、衣類、資金等のほか、野外で宿泊できるようにテント、寝袋、携帯電灯、カメラ等を携帯させるものとする。

- 2 応援職員は、応援団体の名を表示する腕章等を着用するものとする。

(資料の交換)

第9条 各団体は、災害時における応援活動を円滑に行うため、次の各号に掲げる事項を毎年5月末日までに兵庫県企業庁水道課に提出するものとする。ただし、第4号について変更が生じた場合には、その都度提出するものとする。

- (1) 連絡担当部課等
- (2) 応援体制
- (3) 応急備蓄資材保有状況
- (4) 前3号に掲げるもののほか、災害対応マニュアル、地図等災害対策に必要な資料

- 2 兵庫県企業庁水道課は、前項の調査事項をとりまとめ、速やかに整理の上、各団体に送付するものとする。
- (訓練)

第10条 各団体は、この協定に基づく相互応援が円滑に行われるよう、必要に応じて訓練を実施するものとする。

(費用負担)

第11条 第6条に規定する応援に要する経費は、法令その他別段の定めがあるものを除くほか、次のとおりとする。

- (1) 応援に要した経費は、原則として、応援要請をした団体が負担する。
- (2) 応援資機材、車両等の調達その他これに関する経費は、応援要請をした団体が負担する。
- (3) 応援職員が応援活動により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における災害補償は、応援団体の負

担とする。ただし、被災地において、応援要請をした団体が応急治療をする場合の治療費は、応援要請した団体の負担とする。

(4) 応援職員が業務上第三者に損害を与えた場合は、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては応援要請した団体が、応援要請をした団体への往復途中に生じたものについては、応援団体が、その賠償の責に任ずる。

2 前項各号の定めにより難いときは、各団体が協議して定めるものとする。

(補足)

第12条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、その都度協議して定めるものとする。

(適用)

第13条 この協定は、平成10年3月16日から適用する。

この協定の成立を証するため、本書3通を作成し兵庫県知事、各市町長、各水道企業団企業長、日本協県支部長及び県簡水協会長が記名押印の上、兵庫県知事、日本協県支部長及び県簡水協会長がその1通を保有し、他の市町長等はその写しを保有する。

平成10年3月16日

兵庫県知事	小野市長	香寺町長	日高町長	山南町長	淡路広域水道企業団企業庁	津名町長
神戸市長	三田市長	大河内町長	出石町長	市島町長	日本水道協会兵庫県支部長	尼崎市長
姫路市長	加西市長	新宮町長	但東町長	篠山町長	兵庫県簡易水道協会会长	加美町長
尼崎市長	猪名川町長	揖保川町長	村岡町長	西紀町長		
明石市長	吉川町長	御津町長	浜坂町長	丹南町長		
西宮市長	社 町長	太子町長	美方町長	今田町長		
洲本市長	滝野町長	上郡町長	温泉町長	津名町長		
芦屋市長	東条町長	佐用町長	八鹿町長	淡路町長		
伊丹市長	中 町長	上月町長	養父町長	北淡町長		
相生市長	加美町長	南光町長	大屋町長	(津) 一宮町長		
豊岡市長	八千代町長	三日月町長	関宮町長	五色町長		
加古川市長	黒田庄町長	山崎町長	生野町長	東浦町長		
龍野市長	稻美町長	安富町長	和田山町長	緑 町長		
赤穂市長	播磨町長	(宍) 一宮町長	山東町長	西淡町長		
西脇市長	家島町長	波賀町長	朝来町長	三原町長		
宝塚市長	夢前町長	千種町長	柏原町長	南淡町長		
三木市長	神崎町長	城崎町長	氷上町長	阪神水道企業団企業長		
高砂市長	市川町長	竹野町長	青垣町長	西播磨水道企業団企業庁		
川西市長	福崎町長	香住町長	春日町長	西播磨高原上・下水道企業団企業庁	上郡町長	

尼崎市水道局・大阪市水道局災害時相互応援に関する実施協定

尼崎市水道局（以下「甲」という。）と大阪市水道局（以下「乙」という。）は、平成23年5月17日付で締結した「尼崎市水道局・大阪市水道局技術協力に関する連携協定」第2条第2項の規定に基づき、災害その他非常事態（以下「緊急事態」という。）における相互応援に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が緊急事態において相互に応援協力するため、その活動を円滑かつ迅速に実施することを目的とする。

（相互応援）

第2条 甲又は乙は、緊急事態の発生又は発生の恐れがあるときは、相互に応援給水及び応急復旧に必要な役務並びに資材の提供その他の応援を行う。

（事務局）

第3条 本協定に基づく事務局は、甲は管理課とし、乙は工務部計画課とする。ただし、以後に部署名等が変更になった場合は、実質的に業務を継承する部署が事務局となる。

（応援要請）

第4条 応援要請は、法令その他別段の定めがあるものを除き、本実施協定第2条に定める必要な措置について、前条の事務局を通じて相手方に要請する。

2 前項の規定により応援要請をするときは、次の事項について相手方に連絡する。

- (1) 応援給水を受けようとするときは、水量、場所、期間、その他必要事項を連絡する。
- (2) 施設復旧の応援を受けようとするときは、これに要する資材の品目及び数量、応援職員の職種及び人数とこれらの配置場所、応援の期間その他必要事項を連絡する。

（応援経費の負担及び納付）

第5条 応援経費は、応援給水費その他必要経費とし、応援要請側が負担する。なお、応援要請側が負担する経費は、応援側の請求により納付する。

（資材の返納について）

第6条 応援要請側は、応援側から借り受けた資材について、速やかに応援側の指定する資材保管場所へ返納する。

（資材等の調査情報の交換）

第7条 甲及び乙は、災害発生時における必要物資の相互融通及び相互応援の円滑な実施を図るため、資材の備蓄状況及び応援に必要な情報を相互に交換する。

（施設管理等に関する情報の交換）

第8条 甲及び乙は、応援の円滑な実施に必要な事前情報の充実を図るため、防災に関する施設及び設備の整備状況に関する情報を相互に交換する。

（協定期間）

第9条 本協定の有効期間は、この協定の締結日から平成24年3月末日までとする。

ただし、有効期間満了の前月末日までに相手方から協定を更新しない旨の書面による通知があった場合を除き、本実施協定は1年間更新され、その後も同様とする。

（実施細目）

第10条 本協定に関して必要な実施細目事項については、別に協議して定める。

（その他）

第11条 本協定に関して協議が必要な事項が発生したときは、甲及び乙は誠実に協議を行う。

本協定の締結を証するため、協定書2通を作成し、甲乙各1通を保有する。

平成23年5月17日

甲 尼崎市 水道事業管理者 北江 有弘

乙 大阪市 水道事業管理者 水道局長 井上 裕之

大阪国際空港周辺都市航空機災害消防相互応援協定

昭和62年8月12日

大	阪	市	大 阪 市 長
堺	市	堺 市 長	
豊	中	市	豊 中 市 長
東	大	阪	東 大 阪 市 長
池	田	市	池 田 市 長
吹	田	市	吹 田 市 長
八	尾	市	八 尾 市 長
松	原	市	松 原 市 長
			柏原羽曳野藤井寺消防組合
尼	崎	市	柏 原 市 長
西	宮	市	尼 崎 市 長
伊	丹	市	西 宮 市 長
宝	塚	市	伊 丹 市 長
川	西	市	宝 塚 市 長
			川 西 市 長

(目的)

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条の規定に基づき、大阪市、堺市、豊中市、東大阪市、池田市、吹田市、八尾市、松原市、柏原羽曳野藤井寺消防組合、尼崎市、西宮市、伊丹市、宝塚市、川西市（以下「14都市」という。）の区域内において、航空機の墜落等による大規模な災害（以下「航空機災害」という。）が発生した場合における消防相互応援について必要な事項を定めることを目的とする。

(応援要請)

第2条 この協定に基づく応援要請は、航空機災害が発生した都市（以下「受援市」という。）の消防長が、自己の消防力によって災害防ぎよ又は救助等が著しく困難と認める場合に、前条に規定する他の都市（以下「応援市」という。）の消防長に対して行うものとする。

2 前項に規定する応援要請は、電話等により次の事項を明確にして行うものとし、事後すみやかに文書を提出するものとする。

- (1) 災害の発生日時、場所及び状況
- (2) 必要とする人員、車両及び資器材等
- (3) 集結場所及び連絡担当者
- (4) その他必要事項

(応援隊の派遣)

第3条 応援市の消防長は、前条の規定により応援要請を受けたとき、業務に重大な支障がない限り応援を行うものとする。

なお、応援要請に応ずることができない場合は、その旨すみやかに受援市の消防長に通報するものとする。

(応援隊の指揮)

第4条 受援市における応援隊の指揮は、受援市の消防長又は消防署長が、応援隊の長に対して行うものとする。

(経費の負担)

第5条 応援出場に要する経費の負担については、次の区分によるものとする。

(1) 応援市の負担

- ア 消防機械器具の小破損の修理費
- イ 車両、資器材等の燃料費
- ウ 職員の出場手当及び被服等についての諸経費（応援が長時間にわたる場合は除く。）
- エ 応援隊員の公務災害補償費

(2) 受援市の負担

- ア 前号に定める小破損の程度を超える消防機械器具の修理費（破損の原因が応援市側の重大な過失によるものは除く。）

- イ 車両、資器材等の燃料費（現地調達したものに限る。）及び化学消火に要した薬剤費

- ウ 受援市の指揮下における活動中に発生した事故のうち次に掲げる諸経費

(ア) 建築物、工作物又は土地に対する補償費等

(イ) 応援隊員の死傷に伴う賞じゅつ金、特別救慰金及び弔慰金等

(ウ) 一般人の死傷に対する補償費等

2 前項第2号ウ(イ)の応援隊員に対する賞じゅつ金等は、応援市の定める例により、受援市が応援市に支払うものとする。

3 経費負担について疑義を生じた事項については、そのつど双方協議のうえ決定するものとする。

(実施細目)

第6条 この協定の実施について必要な事項は、15都市の消防長が協議して定めるものとする。

(疑義の協議)

第7条 この協定に規定していない事項又は疑義を生じた事項については、そのつど14都市が協議のうえ決定するものとする。

附 則

1. この協定は、平成26年1月31日から施行する。

2. この協定の成立を証明するため、本書14通を作成し、15都市が記名押印のうえ、各自1通を保有する。

兵庫県災害廃棄物処理の相互応援に関する協定

(趣旨)

第1条 この協定は、災害の発生時において、兵庫県(以下「県」という。)、各市町及び関係一部事務組合(以下「市町等」という。)が協力して実施する災害廃棄物の処理を円滑に実施するための相互応援活動について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この協定において「災害」とは、災害対策基本法(昭和36年法律第233号)第2条第1号に規定する災害をいう。

2 この協定において、「災害廃棄物」とは、災害によって発生した廃棄物(ごみ、し尿、がれき等)で市町が、生活環境保全上特に処理が必要と判断したものをいう。

3 この協定における「応援」とは、次に掲げることをいう。

(1) 災害廃棄物処理に必要な資機材等の提供及びあっせん

(2) 災害廃棄物処理に必要な職員の派遣

(3) 焼却、破碎等の中間処理の実施及び処理業者のあっせん

(4) 前各号に掲げるもののほか、災害廃棄物の処理に関し必要な事項

(相互応援体制)

第3条 災害が発生した場合の相互応援体制は、別図の組織図による。

2 災害の発生時に迅速かつ円滑な災害廃棄物処理を実施するため、県内を神戸、阪神南、阪神北、東播磨、北播磨、中播磨、西播磨、但馬、丹波及び淡路の10ブロック(以下「ブロック」という。)に分ける。

3 各ブロックには、それぞれ幹事市町を置く。

4 相互応援の調整は、県が行う。

(応援要請)

第4条 災害市町が応援を求める場合は、県に必要な措置を要請するものとする。

2 県は、被災市町における災害の発生状況や応援要請内容を踏まえ、被災市町の属するブロックの幹事市町と調整し、ブロック内での対応が可能な場合、ブロック内の市町等へ応援を要請する。なお、被災市町が直接、近隣の市町等へ応援を要請することを妨げない。この場合、その旨を県に報告するものとする。

3 被災市町の属するブロック内での対応が困難な場合には、県は他ブロックの幹事市町と調整し、他ブロックの市町等に応援を要請する。

4 県内での応援では対応が困難な場合には、県は他府県に応援を要請し、調整を図る。

5 他府県からの応援を受け入れると、県は速やかに被災市町と必要な調整を行うものとする。

(応援要請の手続)

第5条 応援要請は、原則として次の事項を明確に記載した応援要請書(様式第1号)により、速やかに行うものとする。ただし、そのいとまがない場合には、口頭、電話、電信等、災害時において使用可能な方法で要請を行い、後に応援要請書を送付するものとする。

(1) 連絡責任者

(2) 災害の種類、発生日時、場所、災害による被災の状況

(3) 応援要請内容(必要とする人員、車両、資機材等の名称及び数量、処理量の見込み、応援場所及び応援予定期日)

(4) 災害廃棄物の発生状況と仮置場

(5) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

(応援の実施)

第6条 応援要請を受けた市町等は、自らの業務に支障がない限り、極力これに応じ、応援に努めるものとする。

2 緊急に応援を行う必要があると認められる場合は、市町等の自主的な判断により行うことができるものとする。その場合、その旨を県に連絡するものとする。

3 他府県からの応援要請に基づき、県が応援要請した場合、市町等は、可能な限りこれに応じ、応援に協力するものとする。

(応援実施内容の報告)

第7条 応援市町等は、災害廃棄物処理に関する応援を行った場合は、その内容を(様式第2号)により県に報告するものとする。

(災害廃棄物処理対策連絡会議)

第8条 この協定に係る災害廃棄物処理対策に関する情報交換や連絡等必要な事項の協議及び調整を行うため、災害廃棄物処理対策連絡会議(以下「連絡会議」という。)を設置する。

2 連絡会議は、県、県民局環境課並びに第3条第2項の各ブロック幹事市町で構成する。

3 連絡会議の事務局は、兵庫県健康生活部環境局環境整備課(以下「環境整備課」という。)に置く。

(関連情報の整備)

第9条 各市町等は、災害時における応援活動を円滑に行うため、次の各号に掲げる事項を(様式第3号)により、毎年5月末日までに環境整備課に提出するものとし、その後変更が生じた場合には速やかに再提出するものとする。

(1) 連絡担当部課等

(2) ごみの仮置場の確保状況

(3) 応急備蓄資機材等の保有状況

(4) 前各号に掲げるもののほか必要な資料

2 環境整備課は、前項の情報をとりまとめ、速やかに整理の上、市町等に送付するものとする。

(経費負担)

第10条 第2条第3項に規定する応援に要する経費は、法令その他別段の定めがあるものを除くほか、原則として、応援要請をした市町が負担するものとし、支払い方法等については要請市町、応援市町等の双方で協議し、決定するものとする。

(補則)

第11条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、県及び市町等がその都度協議して定めるものとする。

(適用)

第12条 この協定は、平成17年9月1日から適用する。

この協定の成立を証するため、本協定書3通を作成し、兵庫県知事、各市町長及び関係一部事務組合管理者が記名押印の上、兵庫県知事、兵庫県市長会会長市長及び兵庫県町村会会长町長が各1通を保有し、他の市町長等はその写しを保有する。

平成17年9月1日

兵庫県	兵庫県知事	神戸市	神戸市長
姫路市	姫路市長	尼崎市	尼崎市長
明石市	明石市長	西宮市	西宮市長
洲本市	洲本市長	芦屋市	芦屋市長
伊丹市	伊丹市長	相生市	相生市長
豊岡市	豊岡市長	加古川市	加古川市長
龍野市	龍野市長	赤穂市	赤穂市長
西脇市	西脇市長	宝塚市	宝塚市長
三木市	三木市長	高砂市	三木市長
川西市	川西市長	小野市	小野市長
三田市	三田市長	加西市	加西市長
篠山市	篠山市長	養父市	養父市長
丹波市	丹波市長職務代理者	南あわじ市	南あわじ市長
朝来市	朝来市長	淡路市	淡路市長
宍粟市	宍粟市長	猪名川町	猪名川町長
吉川町	吉川町長	社町	社町長
滝野町	滝野町長	東条町	東条町長
中町	中町長	加美町	加美町長
八千代町	八千代町長	黒田庄町	黒田庄町長
稻美町	稻美町長	播磨町	播磨町長
家島町	家島町長	夢前町	夢前町長
神崎町	神崎町長	市川町	市川町長
福崎町	福崎町長	香寺町	香寺町長
大河内町	大河内町長	新宮町	新宮町長
揖保川町	揖保川町長	御津町	御津町長
太子町	太子町長	上郡町	上郡町長
佐用町	佐用町長	上月町	上月町長
南光町	南光町長	三日月町	三日月町長
安富町	安富町長	浜坂町	浜坂町長
温泉町	温泉町長	香美町	香美町長
五色町	五色町長	北播磨衛生事務組合	管理者
揖龍保健衛生施設事務組合	管理者	北播磨清掃事務組合	管理者
中播磨衛生施設事務組合	管理者	佐用郡広域行政事務組合	管理者
美西衛生施設一部事務組合	管理者	氷上多可衛生事務組合	管理者職務代理者
津名郡広域事務組合	管理者	洲本市・南あわじ市衛生事務組合	管理者
加古郡衛生事務組合	管理者	淡路広域行政事務組合	管理者
南但広域行政事務組合	管理者	宍粟環境事務組合	管理者
中播磨北部行政事務組合	管理者	小野市、社町、東条町環境施設事務組合	管理者
くれさか環境事務組合	管理者	北但行政事務組合	管理者
猪名川上流広域ごみ処理施設組合	管理者	にしほりま環境事務組合	管理者
豊中市伊丹市クリーランド	管理者		

災害時における尼崎市と郵便局の相互協力に関する協定

尼崎市（以下「甲」という。）と尼崎郵便局、尼崎北郵便局及び尼崎市内特定郵便局（以下総称して「乙」という。）は、尼崎市の区域内において災害が発生した場合において、甲及び乙が相互に協力し、災害対策活動の円滑な実施を図るため、次のとおり協定を締結する。

（災害の範囲）

第1条 この協定において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害をいう。

（協力事項）

第2条 甲及び乙は、尼崎市の区域内において災害が発生した場合においては、次の各号に掲げる事項について相互に協力（以下「相互協力」という。）を行うものとする。

- (1) 被災市民に係る情報の提供
- (2) 被災市民の避難先及び高齢者、障害者等災害弱者に係る情報の提供
- (3) 災害情報に係る広報の掲出
- (4) 災害対策のため必要となる施設又は用地の提供
- (5) 前各号に掲げるもののほか相互協力の必要が認められる事項

（相互協力の要請等）

第3条 甲又は乙は、前条第3号及び第4号に掲げる事項に係る相互協力を求めようするときは、協力要請書（別紙様式）を相手方に提出するものとする。

2 甲及び乙は、前項の要請書の提出を受けた場合において、業務への支障その他やむを得ない理由のあるときは、前条の規定にかかわらず、相互協力の要請に応じないことができる。

（連絡責任者）

第4条 甲及び乙は、あらかじめ相互協力のための連絡責任者を定め、相手方に通知するものとする。

（平常時における情報交換）

第5条 甲及び乙は、相互協力を円滑に行うため、平常時においても相互協力の実施のため必要な事項に関し、情報の交換を行うものとする。

（防災訓練等への参加）

第6条 乙は、甲が実施する防災訓練その他防災のための活動に参加することができる。

（補則）

第7条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、甲乙協議のうえ定める。

この協定の締結を証するため、この協定書4通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を所持する。

平成12年5月2日

現：

尼崎市長

尼崎郵便局長

尼崎北郵便局長

尼崎市内特定郵便局 代表園田郵便局長

尼崎市長

日本郵便株式会社 尼崎郵便局長

日本郵便株式会社 尼崎北郵便局長

日本郵便株式会社 市内郵便局長

協 力 要 請 書

平成 年 月 日		送受信時刻	送信（要請者）	受信（要請者）
		時 分		
災 害 状 況				
	覚知月日時分	月 日 時 分		
要 請 理 由				
協力の期間		年 月 日 ~ 年 月 日		
施 設 ・ 用 地 の 提 供	使用目的			
	使用場所			
その他参考事項				

災害時における医療業務協定書((社)尼崎市医師会)

平成28年2月23日

甲 尼崎市東七松町1丁目23番1号

尼 崎 市

代表者 尼崎市長 稲 村 和 美

乙 尼崎市南塚口町4丁目4番8号

一般社団法人尼崎市医師会

代表者 会 長 黒 田 佳 治

尼崎市（以下「甲」という。）及び一般社団法人尼崎市医師会（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（この協定の趣旨）

第1条 この協定は、尼崎市内において災害（災害対策基本法（昭和36年法律223号）第2条第1号に規定する災害をいう。次条第1項において同じ。）が発生した場合における医療等の実施について必要な事項を定めるものとする。

（医療業務の実施等）

第2条 乙は、尼崎市内において災害が発生し、甲が災害対策基本法第23条の2第1項の規定に基づき尼崎市災害対策本部を設置した場合において、その人的被害の状況により甲が要請したときは、甲が別に定めるところにより、次に掲げる業務（病院又は診療所におけるものを除く。以下「医療業務」という。）を、乙に属する医師で医療業務に従事する者として選定するもの（以下「従事医師」という。）に実施させ、又は自ら実施するものとする。

（1）被災者に対する医療及び助産で次に掲げるもの

- ア 診察
- イ 薬剤又は治療材料の支給
- ウ 処置、手術その他の治療及び施術
- エ 病院又は診療所への収容
- オ 看護

（2）死体の検案（検案書の発行を含む。）

（3）第1号に掲げる業務を行うための救護班の編成

（4）その他前各号に掲げる業務に必要な業務

2 乙は、前項第3号に掲げる業務を実施したときは、当該業務に係る救護班に属する従事医師（これに随伴する保健師、助産師、看護師その他の当該業務に直接従事する者を含む。）の名簿を作成し、これを甲に提出するものとする。

（この協定の期間）

第3条 この協定の期間は、平成28年2月23日から同年3月31日までとする。ただし、この期間満了1か月前までに、甲、乙いずれからもその相手方に対して書面により異議の申出がないときには、その期間は、さ

らに1年間延長するものとし、その後においても、また同様とする。

(負担金)

第4条 甲は、医療業務の実施について、別表に定めるところにより算出された金額を負担するものとする。

(負担金の請求及び支払)

第5条 乙は、医療業務を従事医師に実施させ、又は自ら実施したときは、前条の金額を甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の規定により乙から適法な請求があったときは、当該請求を受けた日から30日以内に当該請求に係る金額を乙に支払うものとする。

(医療業務の実施状況の記録等)

第6条 乙は、医療業務を従事医師に実施させ、又は自ら実施するときは、当該医療業務の実施状況を、甲が別に定める様式により記録しなければならない。

2 甲は、必要があると認めるときは、乙に対し、医療業務の実施状況につき報告を求めることができる。

3 乙は、前項の規定により甲から報告を求められたときは、速やかに、医療業務の実施状況について報告書を甲に提出しなければならない。

(災害補償)

第7条 従事医師（これに随伴する保健師、助産師、看護師、運転手その他の医療業務に直接従事する者を含む。以下同じ。）又は乙についてその従事する医療業務により生じた死傷等の災害に対する補償については、その都度甲、乙協議して定めるものとする。

(事故の処理)

第8条 甲は、医療業務の実施により生じた不測の事故に対し、乙とともに誠意をもってその処理に当たるものとする。ただし、当該事故が従事医師又は乙の故意又は重大な過失により生じた場合は、この限りでない。

(定めのない事項等の処理)

第9条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、法令（尼崎市の条例等を含む。）に定めるところによるもののほか、その都度甲、乙協議して定めるものとする。

(協定履行の原則)

第10条 甲及び乙は、信義、誠実をもってこの協定を忠実に履行しなければならない。

上記の協定の成立を証するため、この協定書2通を作成し、甲、乙各1通を所持する。

以上

別表

区分	金額
第2条第1項第1号及び第2号に掲げる業務の実施に要した費用	使用し、又は支給した薬剤及び治療材料並びに損傷した医療器具の修繕費等の実費
従事医師又は乙の出務に要した費用	災害救助法（昭和22年法律第118号）第7条第5項の規定による実費弁償として算定された額（同項の規定が適用されない場合にあっては、乙と公益財団法人尼崎健康医療財団との間で締結した「休日夜間急病診療業務委託契約」に基づく委託料の積算において勘案した医師その他の者の出務手当の額を基準として甲、乙双方協議して定める額）

災害時における歯科医療業務協定書((社)尼崎市歯科医師会)

平成28年2月23日

甲 尼崎市東七松町1丁目23番1号

尼 崎 市

代表者 尼崎市長 稲 村 和 美

乙 尼崎市東難波町4丁目13番14号

一般社団法人尼崎市歯科医師会

代表者 会 長 重 岡 潔

尼崎市（以下「甲」という。）及び一般社団法人尼崎市歯科医師会（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（この協定の趣旨）

第1条 この協定は、尼崎市内において災害（災害対策基本法（昭和36年法律223号）第2条第1号に規定する災害をいう。次条第1項において同じ。）が発生した場合における医療等の実施について必要な事項を定めるものとする。

（歯科医療業務の実施等）

第2条 乙は、尼崎市内において災害が発生し、甲が災害対策基本法第23条の2第1項の規定に基づき尼崎市災害対策本部を設置した場合において、その人的被害の状況により甲が要請したときは、甲が別に定めるところにより、次に掲げる業務（病院又は診療所におけるものを除く。以下「歯科医療業務」という。）を、乙に属する歯科医師で歯科医療業務に従事する者として選定するもの（以下「従事歯科医師」という。）に実施させ、又は自ら実施するものとする。

- (1) 被災者に対する応急措置及び口腔ケア
- (2) 後方医療施設への輸送の要否及び輸送順位の決定
- (3) その他前2号に掲げる業務に必要な業務

2 乙は、前項の規定により従事歯科医師（これに随伴する看護師、歯科衛生士その他の歯科医療業務に直接従事する者を含む。）を選定したときは、その名簿を作成し、これを甲に提出するものとする。

（この協定の期間）

第3条 この協定の期間は、平成28年2月23日から同年3月31日までとする。ただし、この期間満了3日前までに、甲、乙いずれからもその相手方に対して書面により異議の申出がないときには、その期間は、さらに1年間延長するものとし、その後においても、また同様とする。

（負担金）

第4条 甲は、歯科医療業務の実施について、別表に定めるところにより算出された金額を負担するものとする。

（負担金の請求及び支払）

第5条 乙は、歯科医療業務を従事歯科医師に実施させ、又は自ら実施したときは、前条の金額を甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の規定により乙から適法な請求があったときは、当該請求を受けた日から30日以内に当該請求

に係る金額を乙に支払うものとする。

(歯科医療業務の実施状況の記録等)

第6条 乙は、歯科医療業務を従事歯科医師に実施させ、又は自ら実施するときは、当該歯科医療業務の実施状況を、甲が別に定める様式により記録しなければならない。

2 甲は、必要があると認めるときは、乙に対し、歯科医療業務の実施状況につき報告を求めることができる。

3 乙は、前項の規定により甲から報告を求められたときは、速やかに、歯科医療業務の実施状況について報告書を甲に提出しなければならない。

(災害補償)

第7条 従事歯科医師（これに随伴する看護師、歯科衛生士、運転手その他の歯科医療業務に直接従事する者を含む。以下同じ。）又は乙についてその従事する歯科医療業務により生じた死傷等の災害に対する補償については、その都度甲、乙協議して定めるものとする。

(事故の処理)

第8条 甲は、歯科医療業務の実施による不測の事故に対し、乙とともに誠意をもってその処理に当たるものとする。ただし、当該事故が従事歯科医師又は乙の故意又は重大な過失による場合は、この限りでない。

(定めのない事項等の処理)

第9条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、法令（尼崎市の条例等を含む。）の定めるところによるもののほか、その都度甲、乙協議して定めるものとする。

(協定履行の原則)

第10条 甲及び乙は、信義、誠実をもってこの協定を忠実に履行しなければならない。

上記の協定の成立を証するため、この協定書2通を作成し、甲、乙各1通を所持する。

以上

別表

区分	金額
第2条第1項第1号に掲げる業務の実施に要した費用	使用し、又は支給した薬剤及び治療材料並びに損傷した医療器具の修繕費等の実費
従事歯科医師又は乙の出務に要した費用	災害救助法（昭和22年法律第118号）第7条第5項の規定による実費弁償の例により算定された額

災害時における医薬医療業務協定書((社)尼崎市薬剤師会)

平成28年2月23日

甲 尼崎市東七松町1丁目23番1号
尼 崎 市
代表者 尼崎市長 稲 村 和 美

乙 尼崎市水堂町3丁目15番19号
一般社団法人尼崎市薬剤師会
代表者 会 長 牧 孝 子

尼崎市（以下「甲」という。）及び一般社団法人尼崎市薬剤師会（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（この協定の趣旨）

第1条 この協定は、尼崎市内において災害（災害対策基本法（昭和36年法律223号）第2条第1号に規定する災害をいう。次条第1項において同じ。）が発生した場合における医療等の実施について必要な事項を定めるものとする。

（医薬医療業務の実施）

第2条 乙は、尼崎市内において災害が発生し、甲が災害対策基本法第23条の2第1項の規定に基づき尼崎市災害対策本部を設置した場合において、その人的被害の状況により甲が要請したときは、甲が別に定めるところにより、次に掲げる業務（病院又は診療所におけるものを除く。以下「医薬医療業務」という。）を、乙に属する薬剤師で医薬医療業務に従事する者として選定するもの（以下「従事薬剤師」という。）に実施させ、又は自ら実施するものとする。

- (1) 救護所、避難所等における被災者に対する調剤及び服薬指導
- (2) 救護所、避難所、医薬品の集積場所等における医薬品の調達、仕分け及び管理
- (3) その他前2号に掲げる業務に必要な業務

2 乙は、前項の規定により従事薬剤師を選定したときは、その名簿を作成し、これを甲に提出するものとする。

（この協定の期間）

第3条 この協定の期間は、平成28年2月23日から同年3月31日までとする。ただし、この期間満了30日前までに、甲、乙いずれからもその相手方に対して書面により異議の申出がないときには、その期間は、さらに1年間延長するものとし、その後においても、また同様とする。

（負担金）

第4条 甲は、医薬医療業務の実施について、別表に定めるところにより算出された金額を負担するものとする。

（負担金の請求及び支払）

第5条 乙は、医薬医療業務を従事薬剤師に実施させ、又は自ら実施したときは、前条の金額を甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の規定により乙から適法な請求があったときは、当該請求を受けた日から30日以内に当該請求に係る金額を乙に支払うものとする。

(医薬医療業務の実施状況の記録等)

第6条 乙は、医薬医療業務を従事薬剤師に実施させ、又は自ら実施するときは、当該医薬医療業務の実施状況を、甲が別に定める様式により記録しなければならない。

2 甲は、必要があると認めるときは、乙に対し、医薬医療業務の実施状況につき報告を求めることができる。

3 乙は、前項の規定により甲から報告を求められたときは、速やかに、医薬医療業務の実施状況について報告書を甲に提出しなければならない。

(災害補償)

第7条 従事薬剤師（これに随伴する運転手その他の医薬医療業務に直接従事する者を含む。以下同じ。）又は乙についてその従事する医薬医療業務により生じた死傷等の災害に対する補償については、その都度甲、乙協議して定めるものとする。

(事故の処理)

第8条 甲は、医薬医療業務の実施による不測の事故に対し、乙とともに誠意をもってその処理に当たるものとする。ただし、当該事故が従事薬剤師又は乙の故意又は重大な過失による場合は、この限りでない。

(定めのない事項等の処理)

第9条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、法令（尼崎市の条例等を含む。）の定めるところによるもののほか、その都度甲、乙協議して定めるものとする。

(協定履行の原則)

第10条 甲及び乙は、信義、誠実をもってこの協定を忠実に履行しなければならない。

上記の協定の成立を証するため、この協定書2通を作成し、甲、乙各1通を所持する。

以上

別表

区分	金額
第2条第1項第1号及び第2号に掲げる業務の実施に要した費用	支給した薬剤及び損傷した医療器具の修繕費等の実費
従事薬剤師又は乙の出務に要した費用	災害救助法（昭和22年法律第118号）第7条第5項の規定による実費弁償の例により算定された額

災害救助犬の出動に関する協定書(NPO法人 日本レスキュー協会)

尼崎市（以下「甲」という。）と特定非営利活動法人日本レスキュー協会（以下「乙」という。）とは、災害時における災害救助犬の出動に関し、次のとおり協定を締結する。

（業務の範囲）

第1条 この協定による業務は、尼崎市域の災害現場において、甲が救助活動のために災害救助犬の出動が必要であると認めた人命検索活動とする。

（出動の要請等）

第2条 甲は人命検索活動のため災害救助犬が必要であると認めた場合は、乙に対し災害救助犬の出動を要請するものとする。

2 乙は出動の要請を受け、出動態勢が整ったときは、速やかに責任者の氏名、出動人員等必要な事項を甲へ連絡のうえ、出動させるものとする。

3 災害救助犬の出動頭数は、災害の種別及び規模等を考慮し、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

（現場指揮）

第3条 乙は、甲の現場指揮責任者の下に人命検索活動を行うものとする。

（業務の終了）

第4条 この協定による業務の終了は、次に定めるところによるものとする。

- (1) 甲の現場指揮責任者が人命検索活動の終了を告げたとき
- (2) 乙の都合により、人命検索活動の続行が不可能となったとき

（活動状況の報告）

第5条 乙は、第2条の規定に基づき応援を行った場合は、出動隊が帰所した後、速やかに活動状況を甲に報告するものとする。

（経費の負担）

第6条 第2条第2項の規定による出動に要する経費は甲が負担する。

2 経費の算出に当たっては、甲乙協議のうえ、定めるものとする。

（損害補償）

第7条 この協定に基づく出動及び人命検索活動、又は訓練参加に伴い、乙の会員並びに災害救助犬に生じた損害の補償（第三者に対する損害を含む。）は、乙の責任において行うものとする。

（訓練等の参加）

第8条 乙は業務が円滑に行われるよう甲の行う防災訓練等に参加するよう努めるものとする。

（連絡責任者）

第9条 第2条に掲げる要請事項の伝達、連絡の確実性及び円滑性を確保するため、あらかじめ甲乙ともに連絡責任者を定めるものとする。

2 甲及び乙は、連絡責任者に変更が生じたときは、遅滞なく相手方にその旨を連絡するものとする。

（実施細目）

第10条 この協定の実施に必要な事項は、甲乙協議のうえ、別に定めるものとする。

(改正又は廃止)

第11条 この協定の改廃又は廃止は、甲又は乙が文書をもって1ヶ月前以前に相手側に通知をしない限り、その効力を持続するものとする。

(協議)

第12条 この協定の解釈に疑義を生じた場合及びこの協定に定めのない事項については、法令（尼崎市の条例等を含む。）に定めるところによるもののほか、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証明するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成21年12月11日

甲 尼崎市東七松町1丁目23番1号
尼崎市
代表者 尼崎市長 白井文

乙 伊丹市下河原2丁目2番13号
非特定営利活動法人日本レスキュー協会
代表者 理事長 伊藤裕成

災害救助犬の出動に関する協定書 実施細目(NPO法人 日本レスキュー協会)

この実施細目は、災害救助犬の出動に関する協定書（平成21年12月11日締結。以下「協定」という）第11条の規定に基づき、尼崎市（以下「甲」という。）とNPO法人日本レスキュー協会（以下「乙」という。）との協定の実施に必要な事項を定めるものとする。

1 出動対象災害等

甲が乙に出動要請する災害等は、次の場合とする。

- (1) 地震による建物等の倒壊等により人命捜索活動が必要な災害
- (2) 建築物等の倒壊等により人命捜索活動が必要な災害
- (3) その他人命捜索活動が必要な災害

2 出動要請

甲は、協定第2条に規定する出動を要請するときは、次に掲げる事項を明らかにして別紙様式1により要請するものとする。ただし、文書をもって、要請するいとまがないときは、口頭で要請し、その後、速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 災害種別、場所及びその概要
- (2) 出動場所
- (3) 連絡、誘導担当者の所属、氏名
- (4) その他要請に必要な事項

3 連絡事項

乙は、協定第2条に基づく出動の要請を受け、出動態勢が整ったときは、次に掲げる事項を甲に連絡するものとする。

- (1) 責任者の氏名
- (2) 出動人員
- (3) 災害救助犬の頭数
- (4) 出動時間及び到着予定時間
- (5) その他必要な事項

4 連絡先

甲、乙の連絡先は次のとおりとする。

- (1) 尼崎市〔甲〕
 - ・ 危機管理安全局危機管理安全部災害対策課
電 話 06(6489)6165
ファックス 06(6489)6166
- (2) NPO法人日本レスキュー協会〔乙〕
 - ・ 勤務時間内（月曜日から金曜日9：30～17：30、祝祭日は除く）
事務所
電 話 072(770)4900
ファックス 072(770)4950
 - ・ 勤務時間外
上記と同じ

5 連携活動

甲及び乙は、協定第8条の規定による訓練等を通じて、円滑な救助活動が実施できるように努めるものとする。

6 活動状況の報告

乙は、協定第5条の規定に基づき、出動隊の帰所後、速やかに甲に対して次の事項を別紙様式2により報告するものとする。

- (1) 出動部隊（災害救助犬の頭数、人員、車両）
- (2) 活動時間経過
- (3) 活動内容
- (4) その他必要な事項

7 費用の請求及び支払

- (1) 乙は、協定第6条に基づき活動状況を甲に通知するとともに、協定第5条により費用を請求するものとする。
- (2) 甲は、乙から通知があった場合、業務内容等を精査確認し、速やかにその費用を支払うものとする。
- (3) 甲の主催する防災訓練等、災害活動以外の参加に伴う費用は乙の負担とする。

8 協議

この実施細目に定めのない事項及び内容に疑義が生じたときは、甲乙が協議して定めるものとする。

この実施細目は、協定第11条に基づき作成されたものであり、各自1通を保有するものとする。

平成21年12月11日

甲 尼崎市東七松町1丁目23番1号
尼 崎 市
代表者 尼崎市長 白 井 文

乙 伊丹市下河原2丁目2番13号
特定非営利活動法人日本レスキュー協会
代表者 理事長 伊 藤 裕 成

災害時における応急対策業務に関する協定書(尼崎建設事業協同組合)

尼崎市（以下「甲」という。）と、尼崎建設事業協同組合（以下「乙」という。）は、地震、風水害その他の災害が発生した場合において、災害応急対策業務の応援に関し、次のとおり協定を締結する。

（要請）

第1条 甲は、災害応急対策業務（以下「業務」という。）のため、乙の所属会員が所有する建設資機材及び労力（以下「建設資機材等」という。）を必要とするときは、乙に対して、災害応急対策業務要請書（様式1）により、次に掲げる事項を明らかにし、現場の状況に応じ、要請できるものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭で要請し、その後、速やかに文書を交付するものとする。

- (1) 災害の状況及び業務内容
- (2) 応援を必要とする建設資機材等の種類、数量及び人員数
- (3) 応援を必要とする日時、場所及び期間
- (4) 現場責任者
- (5) その他必要な事項

（業務の内容）

第2条 この規定により、甲が乙に要請する業務のうち初期対応は次のとおりとする。

- (1) 河川等における築堤、土嚢積み・矢板による仮締め切り、仮決壊防止等の資材搬入、重機の稼動準備作業
- (2) 道路における土嚢積みの資材搬入準備、埋塞土砂・倒木除去用重機の稼動準備作業
- (3) その他甲が必要と認める緊急応急作業

2 初期対応以外の業務は次のとおりとする。

- (1) 河川等における埋塞土砂の掘削、流木・ゴミ等障害物の除去、築堤、土嚢積み・矢板による仮締め切り、仮決壊防止等
- (2) 道路交通確保のための埋塞土砂・倒木の除去、山留め防護柵、土嚢積み、仮ガードレール設置等
- (3) その他甲が必要と認める緊急応急作業

（乙の責務）

第3条

- (1) 乙はその所属会員をあらかじめ地区を定めて緊急作業に対応できるよう連絡網を作成し、協定締結後2週間以内に甲に提出し、その承認を得るものとする。
- (2) 乙は、甲から第1条の規定により業務の要請があったときは、特別の理由がない限り、建設資機材等を甲に提供することにより応援を行うものとする。

（報告）

第4条 乙又はその指示を受けた所属会員は、前条の規定に基づき応援を行った場合は、災害応急対策業務実施報告書（様式2）により、速やかに報告するものとする。ただし、文書をもって報告するいとまがないときは、口頭で報告し、その後、速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 応援に従事した建設資機材等の事業者名、種類、数量及び人員数
- (2) 業務内容及び場所

(3) 応援に従事した期間

(4) その他必要な事項

(経費の負担)

第5条 乙又はその指示を受けた所属会員の業務に要する費用等は、甲が負担する。また、費用等の負担については、甲の積算基準又は乙若しくはその所属会員の見積もりにより甲が算出し、別途随意契約を締結し支払いを行うものとする。

(損害の負担)

第6条 第2条の規定による業務により生じた損害の負担は、甲、乙協議して定めるものとする。

(補償)

第7条 この協定に基づいて業務に従事した者が、本業務において負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償については、業務従事者の使用者の責任において行うものとする。

(連絡担当者)

第8条 この協定に関して、あらかじめ甲及び乙が連絡担当者を定めるものとする。災害が発生した際には速やかに各連絡担当者に連絡を取るものとする。

(情報の交換)

第9条 甲並びに乙及びその所属会員は、この協定に基づく業務が円滑に行われるよう相互に情報交換を行うものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項については、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その1通を保持する。

平成18年11月8日

甲 尼崎市東七松町1丁目23番1号

尼 崎 市

代表者 尼崎市長 白 井 文

乙 尼崎市東七松町1丁目13番13号

尼崎建設事業協同組合

理事長 寺 本 初 己

様式 1

尼 第 号
平成 年 月 日

尼崎建設事業協同組合理事長 様

尼 崎 市 長

災害応急対策業務要請書

1 災害の状況及び業務内容（初期対応、その他）

2 応援を必要とする建設資機材等の種類、数量及び人員数

3 応援を必要とする日時、場所及び期間

(1) 派遣希望日時

(2) 派遣先

(3) 派遣期間

4 現場責任者

5 その他必要な事項

(尼崎市連絡担当者)

所属	
役職・氏名	
電話番号	

様式2

平成 年 月 日

尼崎市長様

尼崎建設事業協同組合理事長

災害応急対策業務実施報告書

1 応援に従事した建設資機材等の事業者名、種類、数量及び人員数

(1) 事業者名・現場責任者

(2) 建設資機材等の種類、数量及び人員数

2 業務内容及び場所

3 応援に従事した期間

4 その他必要な事項

(尼崎建設事業協同組合連絡担当者)

氏名	
電話番号	

災害時における応急対策業務に関する協定書(尼崎造園事業協同組合)

尼崎市（以下「甲」という。）と、尼崎造園事業協同組合（以下「乙」という。）は、地震、風水害、台風その他の災害が発生した場合において、災害応急対策業務の応援に関し、次のとおり協定を締結する。

（要請）

第1条 甲は、災害応急対策業務（以下「業務」という。）のため、乙の所属会員が所有する建設資機材及び労力（以下「建設資機材等」という。）を必要とするときは、乙に対して、災害応急対策業務要請書（様式1）により、次に掲げる事項を明らかにし、現場の状況に応じ、要請できるものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭で要請し、その後、速やかに文書を交付するものとする。

- (1) 災害の状況及び業務内容
- (2) 応援を必要とする建設資機材等の種類、数量及び人員数
- (3) 応援を必要とする日時、場所及び期間
- (4) 現場責任者
- (5) その他必要な事項

（業務の内容）

第2条 この規定により、甲が乙に要請する業務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 道路、公園等における倒木樹の処理並びに交通障害となる障害樹の除去及び搬送
- (2) その他甲が必要と認める緊急応急作業

（乙の責務）

第3条

- (1) 乙は、緊急作業に対応できるように災害出動体制組織表を作成し、協定締結後2週間以内に甲に提出し、その承認を得るものとする。
- (2) 乙は、甲から第1条の規定により業務の要請があったときは、特別の理由がない限り、建設資機材等を甲に提供することにより応援を行うものとする。

（報告）

第4条 乙又はその指示を受けた所属会員は、前条の規定に基づき応援を行った場合は、災害応急対策業務実施報告書（様式2）により、速やかに報告するものとする。ただし、文書をもって報告するいとまがないときは、口頭で報告し、その後、速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 応援に従事した建設資機材等の事業者名、種類、数量及び人員数
- (2) 業務内容及び場所
- (3) 応援に従事した期間
- (4) その他必要な事項

（経費の負担）

第5条 乙又はその指示を受けた所属会員の業務に要する費用等は、甲が負担する。また、費用等の負担については、甲の積算基準又は乙若しくはその所属会員の見積もりにより甲が算出し、別途随意契約を締結し支払いを行うものとする。

（損害の負担）

第6条 第2条の規定による業務により生じた損害の負担は、甲、乙協議して定めるもの

とする。

(補償)

第7条 この協定に基づいて業務に従事した者が、本業務において負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償については、業務従事者の使用者の責任において行うものとする。

(連絡担当者)

第8条 この協定に関して、あらかじめ甲及び乙が連絡担当者を定めるものとする。災害が発生した際には速やかに各連絡担当者に連絡を取るものとする。

(情報の交換)

第9条 甲並びに乙及びその所属会員は、この協定に基づく業務が円滑に行われるよう相互に情報交換を行うものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項については、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その1通を保持する。

平成19年2月1日

甲 尼崎市東七松町1丁目23番1号
尼崎市
代表者 尼崎市長 白井文
乙 尼崎市昭和通3丁目96番
尼崎商工会議所内
尼崎造園事業協同組合
理事長 有田公嘉

様式1

尼 第 号
平成 年 月 日

尼崎造園事業協同組合理事長 様

尼 崎 市 長

災害応急対策業務要請書

1 災害の状況及び業務内容（初期対応、その他）

2 応援を必要とする建設資機材の種類、数量及び人員数

3 応援を必要とする日時、場所及び期間

(1) 派遣希望日時

(2) 派遣先

(3) 派遣期間

4 現場責任者

5 その他必要な事項

（尼崎市連絡担当者）

所属	
役職・氏名	
電話番号	

様式2

平成 年 月 日

尼崎市長様

尼崎造園事業協同組合理事長

災害応急対策業務報告書

1 応援に従事した建設資機材等の事業社名、種類、数量及び人員数

(1) 事業者名・現場責任者

(2) 建設資機材等の種類、数量及び人員数

2 業務内容及び場所

3 応援に従事した期間

4 その他必要な事項

(尼崎造園事業協同組合連絡担当者)

氏名	
電話番号	

災害時における応急対策業務に関する応援協定書(尼崎市水道工事業協同組合)

尼崎市（以下「甲」という。）と尼崎市水道工事業協同組合（以下「乙」という。）は、地震、風水害、その他の災害が発生した場合において、災害応急対策業務の応援に関し、次のとおり協定を締結する。

（要請）

第1条 甲は、災害応急対策業務（以下「業務」という。）のため、資機材及び労力（以下「資機材等」という。）を必要とするときは、乙に対して、災害応急対策業務要請書（様式1）により、次に掲げる事項を明らかにし、現場の状況に応じ、要請できるものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭で要請し、その後、速やかに要請書を交付するものとする。

（1） 災害の状況及び業務内容

（2） 応援を必要とする資機材、車両等の品目、数量及び人員数

（3） 応援を必要とする日時、場所及び期間

（4） 現場責任者

（5） その他必要な事項

（業務の内容）

第2条 この協定により、甲が乙に要請する業務は、次のとおりとする。

（1） 給水装置の修繕業務（ボールタップを除く。）

（2） 給水管の止水栓止め、キャップ止め、立水栓仮設置の応急処置工事

（3） 応急給水業務

（4） 道路漏水の修繕業務

（5） その他、甲が必要と認める緊急応急作業

（乙の責務）

第3条 乙は、その所属会員をあらかじめ地区を定めて緊急作業に対応できるよう連絡網を作成し、協定締結後2週間以内に甲に提出し、その承認を得るものとする。

2 乙は、甲から第1条の規定により業務の要請があったときは、特別の理由が無い限り、応援を行うものとする。

（報告）

第4条 乙は、前条の規定に基づき応援を行った場合は、災害応急対策業務実施報告書（様式2）により、速やかに報告するものとする。ただし、文書を持って報告するいとまがないときは、口頭で報告し、その後、速やかに文書を提出するものとする。

（1） 応援に従事した事業者名、資機材等の種類、数量及び人員数

（2） 業務内容及び場所

（3） 応援に従事した期間

（4） その他必要な事項

（秘密の保持等）

第5条 乙は、業務に関して知り得た個人情報について、その漏えい、滅失、き損及び改ざんの防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 乙は、従事者及び従事者であった者に対し、業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用しないことを遵守させるための必要な措置を講じなければならぬ。

ればならない。

(経費の負担)

第6条 乙又はその指示を受けた所属会員の業務に要する費用は、甲の積算基準により甲が算出し、別途随意契約を締結し支払いを行うものとする。

(損害の負担)

第7条 乙又はその指示を受けた所属会員は、第2条に規定する業務により甲又は第三者に損害を与えたときは、直ちにその損害を負担しなければならない。

(補償)

第8条 この協定に基づいて業務に従事した者が、本業務において負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償については、業務従事者の使用者の責任において行うものとする。

(連絡担当者)

第9条 この協定に関して、あらかじめ甲及び乙が連絡担当者を定めるものとする。災害が発生した際には速やかに各連絡担当者に連絡を取るものとする。

(情報の交換)

第10条 甲並びに乙及びその所属会員は、この協定に基づく業務が円滑に行われるよう相互に情報交換を行うものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成20年3月31日までとし、期間満了1か月前までに甲又は乙のいずれからもこの協定の解除又は変更について意思表示がないときは、更に1年延長するものとし、以後もまた同様とする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項については、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その1通を保持する。

平成19年3月1日

甲 尼崎市東七松町1丁目23番1号

尼崎市

代表者 尼崎市長 白井 文

乙 尼崎市尾浜町1丁目34-9

尼崎市水道工事業協同組合

理事長 中條昌彦

※ 同様の協定を以下の業者とも締結している。

締結業者名	締結年月日
株式会社 中勝建設 代表取締役 明本栄培	平成19年3月1日
大城組 代表者 大城 浩	平成19年3月1日

様式 1

尼水 第 号
平成 年 月 日

尼崎市水道工事業協同組合 理事長 様

尼崎市長

災害応急対策業務要請書

1 災害の状況及び業務内容

2 応援を必要とする資機材、車両等の品目、数量及び人員数

3 応援を必要とする日時、場所及び期間

(1) 日時

(2) 場所

(3) 期間

4 現場責任者

5 その他必要な事項

(尼崎市連絡担当者)

所 属	水道局	課
役職・氏名		
電話番号	06-6489-0000	

平成 年 月 日

尼崎市長 様

尼崎市水道工事業協同組合 理事長

災害応急対策業務実施報告書

1 応援に従事した事業者名、資機材等の種類、数量及び人員数

(1) 事業者、現場責任者

(2) 資機材等の種類、数量及び人員数

2 業務内容及び場所

3 応援に従事した期間

4 その他必要な事項

(尼崎市水道工事業協同組合 連絡担当者)

氏 名	
電話番号	

災害時における応急対策業務に関する協定書((社)兵庫県建設業協会尼崎支部)

尼崎市（以下「甲」という。）と、社団法人兵庫県建設業協会尼崎支部（以下「乙」という。）は、地震、風水害その他の災害が発生した場合において、災害応急対策業務の応援に関し、次のとおり協定を締結する。

（要請）

第1条 甲は、災害応急対策業務（以下「業務」という。）のため、乙の所属会員が所有する建設資機材及び労力（以下「建設資機材等」という。）を必要とするときは、乙に対して、災害応急対策業務要請書（様式1）により、次に掲げる事項を明らかにし、現場の状況に応じ、要請できるものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭で要請し、その後、速やかに文書を交付するものとする。

- (1) 災害の状況及び業務内容
- (2) 応援を必要とする建設資機材等の種類、数量及び人員数
- (3) 応援を必要とする日時、場所及び期間
- (4) 現場責任者
- (5) その他必要な事項

（業務の内容）

第2条 この規定により、甲が乙に要請する業務のうち初期対応は次のとおりとする。

- (1) 河川等における築堤、土嚢積み・矢板による仮締め切り、仮決壊防止等の資材搬入、重機の稼動準備作業
- (2) 道路における土嚢積みの資材搬入準備、埋塞土砂・倒木除去用重機の稼動準備作業
- (3) その他甲が必要と認める緊急応急作業

2 初期対応以外の業務は次のとおりとする。

- (1) 河川等における埋塞土砂の掘削、流木・ゴミ等障害物の除去、築堤、土嚢積み・矢板による仮締め切り、仮決壊防止等
- (2) 道路交通確保のための埋塞土砂・倒木の除去、山留め防護柵、土嚢積み、仮ガードレール設置等
- (3) その他甲が必要と認める緊急応急作業

（乙の責務）

第3条

- (1) 乙はその所属会員をあらかじめ地区を定めて緊急作業に対応できるよう連絡網を作成し、協定締結後2週間以内に甲に提出し、その承認を得るものとする。
- (2) 乙は、甲から第1条の規定により業務の要請があったときは、特別の理由がない限り、建設資機材等を甲に提供することにより応援を行うものとする。

（報告）

第4条 乙又はその指示を受けた所属会員は、前条の規定に基づき応援を行った場合は、災害応急対策業務実施報告書（様式2）により、速やかに報告するものとする。ただし、文書をもって報告するいとまがないときは、口頭で報告し、その後、速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 応援に従事した建設資機材等の事業者名、種類、数量及び人員数
- (2) 業務内容及び場所

(3) 応援に従事した期間

(4) その他必要な事項

(経費の負担)

第5条 乙又はその指示を受けた所属会員の業務に要する費用等は、甲が負担する。また、費用等の負担については、甲の積算基準又は乙若しくはその所属会員の見積もりにより甲が算出し、別途随意契約を締結し支払いを行うものとする。

(損害の負担)

第6条 第2条の規定による業務により生じた損害の負担は、甲、乙協議して定めるものとする。

(補償)

第7条 この協定に基づいて業務に従事した者が、本業務において負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償については、業務従事者の使用者の責任において行うものとする。

(連絡担当者)

第8条 この協定に関して、あらかじめ甲及び乙が連絡担当者を定めるものとする。災害が発生した際には速やかに各連絡担当者に連絡を取るものとする。

(情報の交換)

第9条 甲並びに乙及びその所属会員は、この協定に基づく業務が円滑に行われるよう相互に情報交換を行うものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項については、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その1通を保持する。

平成21年12月11日

甲 尼崎市東七松町1丁目23番1号

尼 崎 市

代表者 尼崎市長 白 井 文

乙 尼崎市東七松町1丁目13番13号

社団法人 兵庫県建設業協会尼崎支部

支部長 柄 谷 順 一 郎

様式 1

尼 第 号
平成 年 月 日

社団法人兵庫県建設業協会尼崎支部長 様

尼 崎 市 長

災害応急対策業務要請書

1 災害の状況及び業務内容（初期対応、その他）

2 応援を必要とする建設資機材等の種類、数量及び人員数

3 応援を必要とする日時、場所及び期間

(1) 派遣希望日時

(2) 派遣先

(3) 派遣期間

4 現場責任者

5 その他必要な事項

(尼崎市連絡担当者)

所 属	
役職・氏名	
電話番号	

様式2

平成 年 月 日

尼崎市長様

社団法人兵庫県建設業協会尼崎支部長

災害応急対策業務実施報告書

1 応援に従事した建設資機材等の事業者名、種類、数量及び人員数

(1) 事業者名・現場責任者

(2) 建設資機材等の種類、数量及び人員数

2 業務内容及び場所

3 応援に従事した期間

4 その他必要な事項

(社団法人兵庫県建設業協会尼崎支部連絡担当者)

氏 名	
電 話 番 号	

災害時における応急対策業務に関する協定書(兵庫県電気工事工業組合尼崎支部)

尼崎市（以下「甲」という。）と兵庫県電気工事工業組合尼崎支部（以下総称して「乙」という。）は、風水害、地震、その他の災害が発生した場合において、災害応急対策業務（以下「業務」という。）を円滑に実施するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、尼崎市所管の業務について、乙及び乙に属する会員（以下「会員」という。）が組織的な協力活動を行うための必要な事項を定める。

（対象施設等）

第2条 この協定に基づいて甲が乙に要請する業務の対象となる施設等は、次のとおりとする。

- (1) 市有施設
- (2) 甲が災害応急対策上必要と認める施設等

（要請）

第3条 甲は、業務のため、乙並びに会員が所有する資機材及び技術力（以下「資機材等」という。）の応援が必要と認めるときは、災害応急対策業務要請書（様式第1号）により、次に掲げる事項を明らかにして乙に要請するものとする。ただし、甲は、緊急のため、文書をもって要請する時間的余裕がないときは、口頭で要請することとし、その後、速やかに当該要請書を乙に提出するものとする。

- (1) 災害の状況及び業務内容
- (2) 業務を必要とする場所及び期間等
- (3) その他必要な事項

（業務の内容）

第4条 この協定により、甲が乙に要請する業務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 災害時における被害状況等の情報収集
- (2) 災害時における感電災害又は漏電災害の防止
- (3) 災害時における仮設電気工事又は応急復旧工事
- (4) 前3号に掲げるもののほか、甲が必要と認める緊急応急作業

（協力体制）

第5条 乙は、第3条の規定により甲から業務の要請を受けた場合には、特別な理由がない限り、甲に協力するものとする。

（報告）

第6条 乙は、前条の規定による業務を完了したときは、災害応急対策業務実施報告書（様式第2号）により、次に掲げる事項を記載し、速やかに甲に報告するものとする。ただし、文書をもって報告する時間的余裕がないときは、口頭で報告することとし、その後、速やかに、報告書を甲に提出するものとする。

- (1) 業務に要した資機材等の種類、数量、人員等
- (2) 業務内容及び場所
- (3) 業務に従事した期間
- (4) その他必要な事項

（経費の負担）

第7条 乙の業務に要する費用は、甲の負担とする。この場合における費用の負担額の算出方法については、災害発生時の当該地区における通常の実費用を基準として、甲と乙が協議して定めるものとする。

（損害の負担）

第8条 第4条の規定による業務により生じた損害の負担は、甲、乙協議して定めるものとする。

（補償）

第9条 この協定に基づく業務に従事した者が、本業務において負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償については、業務従事者の使用者の責任において行うものとする。

（災害発生時の情報提供）

第10条 乙及び乙の会員は、諸活動中に知り得た災害等による被害情報を、積極的に甲に提供するものとする。

（連絡担当者）

第11条 この協定の実施に関し、甲及び乙は、あらかじめ相互の連絡担当者を定めることとし、災害が発生したときは、速やかに、お互いに連絡を取り合うものとする。

（平時における情報交換）

第12条 甲及び乙は、この協定に基づく業務が円滑かつ確実に行われるよう、次の事項について相互に情報交換を行うものとする。

(1) 甲が乙に提供する情報は、市の防災体制等に関する情報とする。

(2) 乙が甲に提供する情報は、乙の会員の連絡体制、担当区域、緊急時に提供可能な資機材等に関する情報とする。

(防災訓練)

第13条 乙は、この協定に基づく業務を円滑に行われるよう、甲が行う防災訓練等に参加するとともに、独自の防災訓練を実施するものとする。

(有効期限)

第14条 この協定の有効期限は、協定締結の日から平成27年3月31日までとする。

ただし、有効期限満了の日までに、甲又は乙のいずれからも何らかの申し出がないときは、この協定は、更に1年間延長されたものとし、以降も同様とする。

(協議)

第15条 この協定に定めのない事項については、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成26年7月30日

甲 尼崎市東七松町1丁目23番1号
尼崎市代表者

尼崎市長 稲村 和美

乙 兵庫県尼崎市大庄川田町29-2
兵庫県電気工事工業組合尼崎支部

支部長 藤田 文基

様式 1

尼 第 号
平成 年 月 日

兵庫県電気工事工業組合尼崎支部長 様

尼 崎 市 長

災害応急対策業務要請書

1 災害の状況及び業務内容

(1) 災害の状況

(2) 業務内容

2 業務を必要とする場所及び期間等

(1) 場所

(2) 期間

3 その他必要な事項

(尼崎市連絡担当者)

所 属
役職・氏名
電話番号

様式2

平成 年 月 日

尼崎市長様

兵庫県電気工事工業組合尼崎支部長

災害応急対策業務実施報告書

1 業務に従事した事業者名、種類、数量及び人員数

(1) 事業者名・現場責任者

(2) 資機材等の種類、数量及び人員数

2 業務内容及び場所

3 応援に従事した期間

4 その他必要な事項

(兵庫県電気工事工業組合尼崎支部連絡担当者)

氏名	
電話番号	

災害時における浄化槽等の復旧活動等に関する応援協定書((社)兵庫県水質保全センター)

(趣旨)

第1条 この協定は、尼崎市（以下「甲」という。）と一般社団法人兵庫県水質保全センター（以下「乙」という。）との間で尼崎市で発生した大規模災害時における浄化槽等の復旧活動等について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この協定における大規模災害とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）における災害の定義のうち、震度6弱以上の地震又は被害の大きな津波、豪雨若しくは洪水等によって生じる被害とする。

(応援要請)

第3条 甲は、大規模災害により、浄化槽等の復旧活動等について必要があると認められるときは、乙に対し応援要請を行うことができる。

(応援要請の手続)

第4条 甲の応援要請は、原則として次に掲げる事項を記載した要請書（様式第1号）により、乙に對し行うものとする。ただし、甲の要請が緊急を要する場合には、口頭又は電話等により行い、その後速やかに文書を乙に送付するものとする。

(1) 責任者の所属及び氏名

(2) 応援要請の内容

(3) その他必要な事項

(応援業務)

第5条 乙は、甲の要請があったときは、災害対策本部を設置し、乙の役員及び職員並びに必要に応じて会員を招集し、次の各号に掲げる応援業務（以下「応援業務」という。）を行うものとする。

(1) 被災地域における浄化槽等の被害状況等に関する情報の収集及び実態調査

(2) 被災地における浄化槽等に関する住民相談の対応

(3) 甲が保有する浄化槽等の応急復旧作業

(経費負担)

第6条 応援業務に要する経費は、前条第1号及び第2号については乙が負担し、第3号については、甲が負担するものとする。

2 前項の規定により甲が負担する費用については、甲と乙が協議のうえ決定するものとする。

(相互の協議)

第7条 甲と乙は、応援業務の内容、方法等について、必要に応じ相互に協議し、確認するものとする。

(応援のための通行)

第8条 甲は、乙による応援業務が円滑に実施できるよう、災害対策基本法に基づく緊急通行車両の通行が図れるように努めるものとする。

(実施報告)

第9条 乙は、応援業務を終了したときは、速やかに甲に対し文書（様式第2号及び様式第3号）で報告するものとする。

(損害賠償)

第10条 乙は、応援業務に従事する乙の職員及び会員については、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）に基づく労災保険に加入した者を充て、応援業務における事故等の災害で死亡し、負傷し、又は後遺障害が残った場合の損害賠償については、労働者災害補償保険法その他の法令によるものとする。

(災害対策会議等への参画)

第11条 甲は、必要があると認めるときは、乙に対し、甲の主催する災害対策関係会議等に出席を求めることができる。

(連絡窓口)

第12条 この協定に伴う事務は、甲にあっては尼崎市健康福祉局保健部生活衛生課、乙にあっては一般社団法人兵庫県水質保全センター事務局を窓口として行うものとする。

2 甲の組織に変更が生じたときは、前項に規定する甲の事務の窓口は、変更後の浄化槽等を所管する組織を充てるものとする。

(補則)

第13条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、その都度甲

乙協議のうえ定めるものとする。

(協定の適用)

第14条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙から書面による終了の意思表示がない限り、その効力を継続する。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成28年9月20日

甲 尼崎市東七松町1丁目23番1号

尼崎市

代表者 尼崎市長 稲村 和美

乙 神戸市中央区港島南町3丁目3番8号

一般社団法人 兵庫県水質保全センター

会長 九坪 登志彦

年　月　日

応援要請書

災害時における浄化槽等の復旧活動等に関する応援協定第3条に基づき、下記のとおり応援を要請いたします。

一般社団法人 兵庫県水質保全センター
会長 様

尼崎市長

記

1 責任者の所属及び氏名	
2 応援要請の内容	
3 必要とする実施期間	年　月　日　から 年　月　日　まで
4 その他要望する事項	

年　月　日

災害時における浄化槽等の復旧活動等業務実施報告書

尼崎市長　　様

一般社団法人　兵庫県水質保全センター
会長

災害時における浄化槽等の復旧活動等に関する協定第9条の規定により、下記のとおり報告します。

記

情報収集及び実態調査地域名		
調査等実施者名		
調査結果等報告		別添調査結果等集計表（様式第3号）のとおり。
実施期間	年　　月　　日　から	年　　月　　日　まで
その他参考となる事項		
機関連絡先	住所：〒 電話： メール先：	

調査結果集計表

調査区域※					
調査日時					
調査員氏名					
調査員連絡先					
被害の要因	<input type="checkbox"/> 地震	<input type="checkbox"/> 津波	<input type="checkbox"/> 洪水	<input type="checkbox"/> その他災害	
調査件数	件				
建屋の被害件数	被害なし	件；被害あり	件；不明	件	
居住の有無	居住	件；避難	件；不明	件	
浄化槽の被害状況	使用可	件；暫定使用可	件；使用不可	件	
使用不可浄化槽の損傷程度	全壊	件；補修可能	件；不明	件	
仮設トイレ必要件数 (調査時点)					
調査区域における要望等					
その他緊急に必要とされること					

※調査地域が離れる場合、区域ごとに作成すること

災害時における下水道管路等の応急対策の支援に関する協定書（公益社団法人日本下水道管路管理業協会）

平成29年1月17日

甲 尼崎市東七松町1丁目23番1号
公共下水道管理者
代表者 尼崎市長 稲村和美 印

乙 東京都千代田区岩本町2丁目5番11号
公益社団法人日本下水道管路管理業協会
代表者 会長 長谷川健司 印

尼崎市（以下「甲」という。）と公益社団法人日本下水道管路管理業協会（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（この協定の趣旨）

第1条 この協定は、尼崎市内において災害（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害をいう。次条第1項において同じ。）が発生した場合における下水道管路等の応急対策の支援について必要な事項を定めるものとする。

（復旧業務の実施等）

第2条 乙は、尼崎市内において災害が発生し、甲が災害対策基本法第23条の2第1項の規定に基づき尼崎市災害対策本部を設置した場合において、甲が下水道管路等災害応急対策支援要請書（様式1）（以下「要請書」という。）により下水道管路等の応急対策に必要な資材若しくは機材（以下「資機材」という。）の提供又は下水道管路等の応急対策に必要な次の各号に掲げる業務（以下「復旧業務」という。）の実施を要請したときは、資機材の提供又は復旧業務の実施を乙に属する会員で資機材を提供し、又は復旧業務に従事する事業者として選定するもの（以下「従事事業者」という。）に行わせ、又は自ら行うものとする。ただし、災害救助法第7条第1項に規定する業務は含まない。

- (1) 緊急点検及び調査
- (2) 緊急措置
- (3) 応急復旧
- (4) 1次調査
- (5) 2次調査
- (6) その他前各号に掲げる業務に必要な業務

2 甲は、前項の要請を要請書により行ういとまがないときは、これを口頭により行うことができる。

3 甲は、前項の規定により口頭により第1項の要請を行ったときは、速やかに、要請書を乙に送付するものとする。

（この協定の期間）

第3条 この協定の期間は、平成29年1月17日から平成30年3月31日までとする。ただし、この期間満了の1か月前までに甲、乙いずれからもその相手方に対して書面により異議の申出がな

いときは、その期間は、さらに1年間延長するものとし、その後においても、また同様とする。

(報告)

第4条 乙は、前条第1項の規定により、資機材の提供又は復旧業務の実施を従事事業者に行わせ、又は自ら行ったときは、速やかに、下水道管路等災害応急対策支援実施報告書（様式2）（以下「報告書」という。）により甲に報告するものとする。

(経費等の負担)

第5条 甲は、資機材の提供又は復旧業務の実施について、前条の規定による報告に基づき甲が別に定める積算基準により算出し、甲、乙協議のうえ決定した金額を負担するものとする。

2 前項の規定により甲が負担する金額の支払方法等については、別途甲、乙協議のうえこれを定めるものとする。

(秘密の保持等)

第6条 乙は、資機材の提供又は復旧業務の実施に関する取り扱った個人情報（以下「取扱個人情報」という。）について、その漏えい、滅失、毀損及び改ざんの防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 乙は、資機材の提供又は復旧業務の実施に従事する者（以下「従事者」という。）及び従事者であった者並びに従事事業者及び従事事業者であった者に対し、取扱個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用しないことを遵守させるために必要な措置を講じなければならない。

(災害補償)

第7条 資機材の提供又は復旧業務の実施に従事した者がその従事する業務により生じた死傷等の災害に対する補償については、法令に定めるもののほか、乙又は従事事業者の責任とする。

(損害賠償)

第8条 乙及び従事事業者は、資機材の提供又は復旧業務の実施に際し甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(情報交換)

第9条 甲並びに乙及び従事事業者は、資機材の提供又は復旧業務の実施が円滑に行われるよう相互に情報交換を行うものとする。

(定めのない事項等の処理)

第10条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、法令（尼崎市の条例等を含む。）の定めるところによるもののほか、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

(協定履行の原則)

第11条 甲及び乙は、信義、誠実をもってこの協定を忠実に履行しなければならない。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その1通を保持する。

以上

様式 1

尼下建 第 号
平成 年 月 日

公益社団法人日本下水道管路管理業協会 会長 様

公共下水道管理者 尼崎市長

下水道管路等災害応急対策支援要請書

1 災害の状況

2 支援を必要とする資機材又は復旧業務の内容

3 支援を必要とする場所及び期間

4 その他必要な事項

(尼崎市連絡担当者)

所 属	都市整備局下水道部建設課
役職・氏名	
電 話 番 号	

様式2

平成 年 月 日

公共下水道管理者 尼崎市長 様

公益社団法人日本下水管路管理業協会 会長

下水管路等災害応急対策支援実施報告書

1 事業者名（復旧業務にあっては、現場責任者氏名を含む。）

2 資機材の種類及び数量又は従事した復旧業務の内容及び人員数

3 支援の場所及び期間

4 その他必要な事項

(公益社団法人日本下水管路管理業協会 連絡担当者)

氏 名	
電話番号	
FAX	

災害時の応援業務に関する協定書（ヴェオリア・ジェネット株式会社関西支店）

尼崎市公営企業局（以下「甲」という。）と ヴェオリア・ジェネット株式会社関西支店（以下「乙」という。）とは、地震、風水害等の自然災害及び大規模事故その他の災害（以下「災害等」という。）の発生時における応援業務に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害等の発生により上下水道施設、上下水道庁舎等（以下「水道施設等」という。）が被災し、又は被災するおそれがある場合に、甲の要請に基づき、乙が実施する応援業務に関し必要な事項を定めることにより、水道施設等の迅速かつ適切な機能の維持及び回復を図ることを目的とする。

（応援要請）

第2条 甲は、災害等の発生時において、乙の応援業務が必要であると認めたときは、乙に対し応援を要請することができる。

（応援要請の手続）

第3条 前条の規定による応援の要請は、次の事項を明らかにし文書で行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話等により要請を行うことができるものとし、後日速やかに文書を送付するものとする。

- (1) 災害及び水道施設等の被災の状況
- (2) 応援業務の内容
- (3) 必要とする人員
- (4) 応援の場所
- (5) 応援の期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

（応援要員の派遣）

第4条 乙は、第2条の規定により甲から応援の要請を受けたときは、直ちに必要人員及び資機材を確保するよう努め、甲が行う応急業務に協力するものとする。

2 乙は、前項の規定による応援業務を行うにあたり、甲の職員の指示に従うものとする。

（応援業務）

第5条 乙が行う応援業務は、概ね次のとおりとする。

- (1) 電話及び窓口対応
- (2) 応急給水の実施
- (3) 被害状況の把握
- (4) 広報活動
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

2 乙は、訓練に参加し災害時に対応できるように備えるものとする。

（経費の負担）

第6条 この協定に基づき乙が行った前条の応援業務に要した経費については、甲乙協議の上定める積算基準により算出し、甲が負担するものとする。ただし、訓練の参加に要する費用については、乙が負担するものとする。

(労災補償)

第7条 乙の応援要員が応援業務により負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合における労災補償は、乙の負担とする。

(連絡責任者)

第8条 甲及び乙は、災害等情報の伝達を正確に行うため、連絡責任者を定めるものとする。

(報告事項)

第9条 乙は、この協定による応援業務に協力できる人員及び資機材等の状況把握に努め、甲の要請により報告するものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和2年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1か月前までに甲乙いずれからも申し出がないときは、更に1年間この協定を更新したものとみなし、その後の更新についてもまた同様とする。

(その他)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定の内容に疑義が生じた場合は、その都度甲乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、協定書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ各自1通を保有するものとする。

令和元年 10月 1日

甲 兵庫県尼崎市東七松町2丁目4番16号

尼崎市

公営企業管理者 有川 康裕

乙 大阪府大阪市淀川区西中島三丁目9番12号 空研ビル

ヴェオリア・ジェネッツ株式会社 関西支店

支店長 篠原 信成

災害時における動物救護活動に関する協定

兵庫県、神戸市、姫路市、尼崎市及び西宮市（以下、当該1県4市を「甲」という。）と、社団法人兵庫県獣医師会、公益社団法人神戸市獣医師会、公益社団法人日本動物福祉協会及び公益社団法人日本愛玩動物協会（以下、当該4団体を「乙」という。）は、兵庫県域において大規模な災害が発生した場合の被災動物救護活動について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、甲と乙が相互に協力して実施する被災動物救護活動（以下、「救護活動」という。）に関して必要な事項を定める。

（動物救援本部の設置）

第2条 兵庫県域において大規模な災害が発生した場合、甲が乙に被災状況等の情報を提供し、乙が必要と判断した場合には速やかに兵庫県動物救援本部（以下、「救援本部」という。）を設置する。

- 2 救援本部は、乙の団体で構成する。
- 3 乙以外の団体から救護活動に対して協力の申し入れがあった場合は、甲と乙が協議し、構成員としての参加の可否を決定する。
- 4 救援本部の設置、運営等については、甲と乙が協議し、別途定める。

（被災動物救護施設）

第3条 乙は、被災動物救護施設及びボランティア活動拠点として、別表1の施設又は別に甲が指定する施設等を活用することができる。

（活動の基本方針）

第4条 乙が行う救護活動は、ボランティアを基本とする。

- 2 救護活動にかかる経費は、原則として義援金で賄う。
- 3 救護活動の初期段階で必要な経費及び物資は、別表2の団体で構成された「緊急災害時動物救援本部」から支援を受ける。
- 4 救護活動は、甲や国の関係機関の指導を受けるとともに、連携を密にして実施する。

（活動内容）

第5条 乙は、次に掲げる活動を行う。

- (1) 飼養等されている動物に対する餌の配布
- (2) 負傷している動物の収容・治療・一時保管・新たな飼養者への譲渡
- (3) 放浪動物の収容・一時保管・新たな飼養者への譲渡
- (4) 被災者が飼養等困難な動物の一時保管・新たな飼養者への譲渡
- (5) 新たな飼養者探しのための情報の収集・提供
- (6) 動物に関する相談の実施
- (7) その他の救護活動

(救護対象動物)

第6条 救護活動を行う動物は、被災地域内の犬、ねこ及びその他の小動物（純粹な野生状態にある動物は除く。）とする。

2 前項に定めのない動物を対象とする場合は、甲と乙が協議して決定する。

(甲の役割)

第7条 甲は、乙が行う救護活動に対して、次に掲げる役割を担う。

- (1) 救援本部立上げ及び活動の円滑な実施に対する支援・調整並びに救援本部会議への出席
- (2) 甲のうち兵庫県は、被災地域を管轄する市町に対する救護活動への協力要請
- (3) 狂犬病予防法、動物の愛護及び管理に関する法律、動物の愛護及び管理に関する条例、遺失物法、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律等、関係法令を所管する部局との調整
- (4) 乙が実施する救護活動に必要な設備の調整、及び動物救護ボランティアの活動支援
- (5) 犬の登録頭数やねこの飼養匹数統計についての情報提供
- (6) 特定動物飼養者等及び動物販売業者に対する緊急用檻（組立式等）の配備指導並びに災害時における動物救護マニュアルの作成指導

2 被災地域が限局した災害の場合に甲が行う対策は、別表3の区分により実施する。

なお、神戸市、姫路市、尼崎市及び西宮市は、他市内に限局した災害の場合にあっても、活動に関し最大限の協力をう。

(救援本部会議)

第8条 救護活動期間中、活動の円滑な実施を図るために甲と乙は定期的に救援本部会議を開催する。

2 救援本部会議に関することについては、別途定める。

(活動の終了)

第9条 乙は、第5条に規定する救護活動の必要がなくなったと判断したときは、甲と協議のうえ、救護活動の終了を決定する。

(救援物資等の整理)

第10条 乙は、救護活動を終了したときは、当該活動に使用した救援物資等を整理し、適正に処理するとともに、再使用が可能なケージ等については、そのすべてを「緊急災害時動物救援本部」に引き継ぐ。

2 活動資金に残がある場合は、そのすべてを「緊急災害時動物救援本部」に引き継ぐ。

3 救護施設については、現状復旧し、甲に引き継ぐ。

(活動記録の作成等)

第11条 乙は、救護活動を終了したときは、活動記録を作成するとともに、記録写真及び関係書類等を添えて「兵庫県動物愛護管理推進協議会」に引き継ぐ。

(救援本部の解散)

第12条 乙は、救護活動を終了後、第10条及び第11条の事務を引き継いだ後に救援本部を解散する。

(連絡体制)

第13条 この協定の運用等に関する窓口は、別表4のとおりとする。

(協定の期間)

第14条 この協定は、締結の日から効力を発し、甲又は乙から申し出がない限り継続する。

(協議)

第15条 この協定に関し、定めのない事項については、必要的都度、甲と乙が協議して決定する。

この協定の締結を証するため、本書9通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成24年1月17日

甲 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

兵庫県

兵庫県知事 井戸 敏三

神戸市中央区加納町6丁目5番1号

神戸市

神戸市長 矢田 立郎

姫路市安田4丁目1番地

姫路市

姫路市長 石見 利勝

尼崎市東七松町1丁目23番1号

尼崎市

尼崎市長 稲村 和美

西宮市六湛寺町10番3号

西宮市

西宮市長 河野 昌弘

乙 明石市鍛冶屋町4-30 2F-C

社団法人 兵庫県獣医師会
会長 横山 隆一

神戸市中央区浜辺通4丁目1番23号

公益社団法人 神戸市獣医師会
会長 中島 克元

東京都品川区西五反田8丁目1番8号 中村屋ビル4階

公益社団法人 日本動物福祉協会
理事長 山下 真一郎

東京都新宿区信濃町8番地1号

公益社団法人 日本愛玩動物協会
会長 小川 益男

別表1（第3条関係）

施設名	所在地
兵庫県動物愛護センター	兵庫県尼崎市西昆陽4-1-1
兵庫県動物愛護センター三木支所	兵庫県三木市志染町窟屋1242-48
兵庫県動物愛護センター龍野支所	兵庫県たつの市龍野町富永1311-3
兵庫県動物愛護センター淡路支所	兵庫県淡路市塩田新島5-3

別表2（第4条第3項）

構成団体	所在地
財団法人日本動物愛護協会	東京都港区南青山7-8-1 南青山ファーストビル6F
公益社団法人日本動物福祉協会	東京都品川区西五反田8-1-8 中村屋ビル4F
公益社団法人日本愛玩動物協会	東京都新宿区信濃町8-1
社団法人日本獣医師会	東京都港区南青山1-1-1 新青山ビル西館23F

別表3（第7条第2項関係）

限局被災地域	救援本部構成員	主体となる自治体	甲の協力体制
神戸市内	乙の構成4団体	兵庫県、神戸市	神戸市、姫路市、尼崎市及び西宮市は、他市内に限局した災害の場合にあっても、活動に関し最大限の協力をを行う。
姫路市内		兵庫県、姫路市	
尼崎市内		兵庫県、尼崎市	
西宮市内		兵庫県、西宮市	
上記4市以外の市町		兵庫県	

別表4（第13条関係）

甲	窓口
兵庫県	兵庫県健康福祉部生活消費局生活衛生課 (078-341-7711)
神戸市	神戸市保健福祉局健康部生活衛生課 (078-331-8181)
姫路市	姫路市動物管理センター (079-281-9741)
尼崎市	尼崎市動物愛護センター (06-6434-2233)
西宮市	西宮市動物管理センター (0798-81-1220)

尼崎市災害ボランティアセンターの設置等に関する協定書（社会福祉法人尼崎市社会福祉協議会）

平成24年6月13日

(甲) 尼崎市東七松町1丁目23番1号

尼崎市

代表者 尼崎市長 稲 村 和 美

(乙) 尼崎市東大物町1丁目1番2号

社会福祉法人尼崎市社会福祉協議会

理事長 公 門 將 彰

尼崎市（以下「甲」という。）と社会福祉法人尼崎市社会福祉協議会（以下「乙」という。）との間に、次のとおり協定を締結する。

（この協定の趣旨）

第1条 この協定は、地震、津波、暴風、豪雨等による被害（以下「災害」という。）が発生した場合における尼崎市災害ボランティアセンター（以下「センター」という。）の設置及びセンターに属するボランティア（以下「災害ボランティア」という。）による被災者の支援活動（以下「災害ボランティア活動」という。）の円滑な実施のために、甲及び乙が果たすべき役割その他必要な事項を定めるものとする。

（センターの設置）

第2条 甲は、災害が発生した場合において、その被害の状況により災害ボランティア活動が必要と認めるとときは、速やかに、乙に対し、センターの設置を要請するものとする。

2 乙は、前項の規定による要請を受けたときは、速やかに、センターを設置し、必要な業務を行うものとする。

（センター等の設置場所）

第3条 センターの設置の場所は、乙の所在地内とする。ただし、被災等により当該所在地内での設置が困難であると認められる場合には、甲は、乙と協議のうえ、これに代わる場所を確保し、乙に提供するものとする。

2 甲は、市内における被害の規模、拡大状況等から、著しい被害を受けた地域内においてセンターの分所（以下「現地センター」という。）の設置が必要と認めるときは、乙と協議のうえ、その設置場所を確保するものとする。

（センターの業務）

第4条 第2条第2項の業務は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 災害ボランティア（甲との間でこの協定以外の災害ボランティア等に関する協定等を締結している者（その者が法人その他の団体である場合は、その構成員）を除く。）の受入れ及び派遣等の調整に関すること。
- (2) 災害ボランティア活動に係る情報の収集及び提供に関すること。
- (3) 災害ボランティア活動を支援するための募金活動に関すること。
- (4) その他災害ボランティア活動の支援に関すること。

（平常時の活動）

第5条 甲及び乙は、平常時からボランティア団体、地域住民、防災関係機関等との間で情報交換等を行い、災害発生時のセンター（現地センターを含む。以下同じ。）の運営への協力体制を確立するものとする。

2 乙は、平常時から災害ボランティア活動のリーダーとなる者の育成を図るなど、災害ボランティア活動が活発に行われるよう市民意識の高揚に努めるものとする。

(資機材等の確保)

第6条 甲及び乙は、センターの設置及び災害ボランティア活動に必要な資機材その他の物資を相互に協力して確保するものとする。

(費用負担)

第7条 甲は、第4条各号に掲げる業務に関し乙が支出した費用のうち、甲が認めたものを負担する。ただし、その災害ボランティア活動を支援するための募金、助成金等の収入がある場合は、これらの収入を優先して当該費用に充てるものとする。

2 乙は、前項に規定する費用の内訳について甲から説明を求められたときは、これに応じなければならない。

(報告)

第8条 甲は、必要があると認めるときは、乙に対し、センターの運営状況について報告を求めることができる。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から平成25年3月31日までとする。ただし、当該有効期間が満了する日の1か月前までに、甲、乙のいずれからもその相手方に対してこの協定の延長を求める旨の申出（文書によるものに限る。）がないときは、この期間は、更に1年間延長するものとし、その後において期間が満了したときも、また同様とする。

(定めのない事項等の処理)

第10条 前各条に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、法令（尼崎市の条例等を含む。）に定めるところによるもののほか、その都度、甲乙双方協議のうえ処理するものとする。

上記の協定の成立を証するため、この協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を所持する。

以上

尼崎市災害ボランティアセンターの設置等に関する協定書（社会福祉法人尼崎市社会福祉協議会及び生活協同組合コープこうべ）

尼崎市（以下「甲」という。）、社会福祉法人尼崎市社会福祉協議会（以下「乙」という。）及び生活協同組合コープこうべ（以下「丙」という。）は、地震、津波、暴風、豪雨等による被害（以下「災害」という。）発生時における尼崎市災害ボランティアセンター（以下「センター」という。）の設置場所の提供及びその使用等について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、尼崎市内において災害が発生した場合におけるセンターの設置場所の提供及びその使用等について必要な事項を定め、もって被災者に対する支援活動（以下「災害ボランティア活動」という。）の円滑な実施を図ることを目的とする。

（センターの設置場所の要請）

第2条 甲は、災害が発生した場合において、被災等により乙の所在地内でのセンターの設置が困難であると認めるとき、又は被害の規模、拡大状況等からセンターの分所の設置が必要であると認めるときは、丙に対し、センターの設置場所の提供を要請するものとする。

2 丙は、前項の規定による要請を受けたときは、速やかに、センターの設置場所を提供するものとする。

（センターの設置場所）

第3条 前条第2項の規定により丙が提供するセンターの設置場所は、次に掲げる施設内とする。

施 設	位 置
生活協同組合コープこうべ協同購入センター尼崎	尼崎市猪名寺3丁目5番25号

（センターの使用期間）

第4条 センターの使用期間は、災害の状況に応じ、甲、乙及び丙の間で別途協議の上定めるものとする。

（センターの設置場所の変更等）

第5条 丙は、災害その他特別の事情により第3条の表に掲げる施設内においてセンターの設置場所の提供をできなくなったときは、速やかに、甲及び乙に連絡することとする。

（センターにおける災害ボランティア活動）

第6条 乙は、丙が提供したセンターの設置場所において、平成24年6月13日甲と乙との間で締結された尼崎市災害ボランティアセンターの提供等に関する協定第4条各号に掲げる次の業務を行うものとする。

- (1) 災害ボランティアの受入れ及び派遣等の調整に関すること。
- (2) 灾害ボランティア活動に係る情報の収集及び提供に関すること。
- (3) 灾害ボランティア活動を支援するための募金活動に関すること。
- (4) その他災害ボランティア活動の支援に関すること。

（費用負担）

第7条 甲は、前条の規定により乙が実施した業務に係る費用のうち、災害ボランティア活動のために必要であったと甲が認めたものを負担するものとする。

（原状回復義務）

第8条 甲及び乙は、センターとして使用する施設を汚損し、毀損し、又は滅失させたときは、当該施設を丙に返還する際、連帶してこれを原状に回復し、又はその損害を賠償するものとする。ただし、災害その他甲及び乙の責めに帰すことのできない事由により汚損し、毀損し、又は滅失した施

設の部分については、この限りではない。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から平成27年3月31日までとする。ただし、有効期間が満了する日の1月前までに、甲、乙又は丙のいずれからもこの協定の延長を求める旨の申出がないときは、この期間は更に1年間延長されるものとし、その後においても、また同様とする。

(設置場所の制限)

第10条 甲乙丙は、第3条に規定する設置場所は、丙が当該設置場所が存する土地の所有者から事業用定期借地契約に基づき賃借しているものであることを知悉して本協定を締結するものであり、同契約に基づく制限を受けることを了解するものとする。

(定めのない事項等の処理)

第11条 前各条に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、関係法令（尼崎市の条例等を含む。）に定めるところによるほか、甲、乙及び丙が協議の上、処理するものとする。

上記協定の締結を証するため、この協定書を3通作成し、甲、乙、丙各1通を保有するものとする。

平成26年10月23日

甲 尼崎市東七松町1丁目23番1号
尼崎市
代表者 尼崎市長 稲 村 和 美

乙 尼崎市東大物町1丁目1番2号
社会福祉法人尼崎市社会福祉協議会
理事長 藤 原 軍 次

丙 神戸市東灘区住吉本町1丁目3番19号
生活協同組合コープこうべ
組合長理事 本 田 英 一

鉄道事故時の安全対策に関する覚書

締結平成15年2月28日

発効平成15年3月1日

消防機関（全国消防長会近畿支部の消防機関）（以下「甲」という。）と鉄道機関（西日本旅客鉄道株式会社、近畿日本鉄道株式会社、阪急電鉄株式会社、京阪電気鉄道株式会社、南海電気鉄道株式会社、阪神電気鉄道株式会社、山陽電気鉄道株式会社、神戸電鉄株式会社及び大阪市交通局）（以下「乙」という。）とは、乙が営業している軌道敷内で、甲の出動を要する人身事故及び火災（以下「災害」という。）が発生した場合の相互連絡・協力体制を定めることにより、安全で迅速な災害防除活動及び公共交通機関の早期運転再開を実施するため覚書を交換する。

- 1 乙は、甲の通報に際し、甲が対応体制を整えるに必要な、別表1に掲げる情報を、可能な限り通報するものとする。また、第1通報の後、甲が到着するまでの間において、その時に通報できなかつた情報や新たな情報を得た場合についても、同様とする。
- 2 甲及び乙相互の情報連絡先は、別に定める。
- 3 乙は、甲の到着後、速やかに、別表2に掲げる事項について、把握している情報を伝達するとともに、可能な限り、災害発生場所等への誘導を行うものとする。
- 4 甲は、消防活動に際して、乙が行っている安全管理措置を確認するとともに、消防活動上必要な範囲の列車の停止、徐行などの運行方法について、乙に要請することができるものとする。
- 5 甲及び乙は、それぞれの責任において行う活動の状況について、相互に情報交換を行うとともに、乙は、別表3に掲げる事項について、可能な範囲で、甲に協力するものとする。
- 6 甲は、消防活動が終了した場合は、速やかに、乙に連絡するものとする。また、乙は、運転規制の解除、変更に際して、甲に連絡するものとする。
- 7 乙が鎮火させた軽微な火災に関し、甲が当該火災の鎮火の確認等を実施するために必要な措置については、別表4のとおりとする。
- 8 甲及び乙は、定期的な訓練の実施に努めるものとする。
- 9 甲及び乙は、二次災害の防止について、平常時においても、お互いに情報の交換又は、提供を行い、必要に応じて調整協議を行うものとする。

別表 1

- | |
|------------------|
| 1 鉄道事故等 |
| (1) 発生場所及び最寄り駅名 |
| (2) 事故内容、状況 |
| (3) 列車の運行状況 |
| (4) 避難状況及び死傷者数 |
| 2 火災時 |
| (1) 出火点及び最寄り駅名 |
| (2) 燃焼物 |
| (3) 延焼状況及び煙の拡大状況 |
| (4) 列車の運行状況 |
| (5) 乗客数、避難及び死傷者数 |

別表 2

- | |
|---------------------------------|
| 1 災害状況 |
| 2 列車の運行状況 |
| 3 避難及び死傷者の状況 |
| 4 監視員の配置状況 |
| 5 電路遮断措置等 |
| 6 活動あるいは避難上危険のあるものと、これに対する措置の状況 |
| 7 換気、排煙設備の運転状況 |

別表 3

- | |
|---|
| 1 消防活動を効率的に実施するために必要な施設（吸排気設備、車両等）の運転又は停止等の協議及び対応できる資器材等の提供 |
| 2 災害状況の調査、活動内容などの情報交換 |
| 3 関係機関の活動及び措置事項の情報交換 |
| 4 その他、甲の消防活動上必要な事項 |

別表4

- 1 列車の運行を確保したうえで、甲が行う鎮火の確認等は次による。
 - (1) 乙は、甲の軌道敷内立ち入りに際し、次の事項を確認し、甲の安全確保を図るものとする。
 - ア 確認場所を通過する列車の徐行措置がとられていること。
 - イ 確認場所の感電危険等に対する措置がとられていること。
 - ウ 退避場所が確保できていること。
 - エ 確認場所がずい道内である場合、照明が確保されていること。
 - (2) 確認に伴う軌道敷内への立ち入り方法は次によるものとする。
 - ア 乙は、安全確保に必要な職員を同行させ、甲を誘導するとともに、監視員を配置し、列車の監視にあたること。
 - イ 甲は、安全確保に留意するとともに、列車の安全運行に関し、乙の指示に従う。
 - ウ 甲には、鎮火確認等に必要な権限を有する者を含むこと。
- 2 甲の行う出火原因等の詳細な調査は、甲乙協議のうえ双方の立ち会いのもとで実施するものとする。

尼崎市と特定非営利活動法人兵庫県防災士会との防災に係る協力に関する協定書

尼崎市（以下「甲」という。）と特定非営利活動法人兵庫県防災士会（以下「乙」という。）は、防災士の有する専門的知識、技能、経験等を活用して乙が行う協力に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、平常時、災害が発生した場合及び災害が発生するおそれがある場合における乙の協力について、必要な事項を定め、もって地域住民及び地域団体等（以下「地域等」という。）に対する支援活動の円滑な実施を図ることを目的とする。

（要請）

第2条 甲は、尼崎市内に災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、協力を要請する必要があると認めるときは、乙に対し、協力を要請することができるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、甲は、平常時、協力を要請する必要があると認めるときは、乙に対し、協力を要請することができるものとする。

3 甲の要請の方法は、乙に対し、文書により行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭、電話、その他の方法で要請し、事後速やかに文書を送付するものとする。

（平常時の協力）

第3条 平常時において、甲に対して乙が行う協力の内容については、甲乙協議の上定めるものとする。

2 乙は、平常時から地域等及び防災関係機関との連携に努め、地域防災活動への指導助言、その他の防災意識の啓発活動等を行うことにより、地域における防災体制の確立に貢献するものとする。

（災害時の協力）

第4条 乙は、尼崎市内に災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、甲から要請がかったときは、次に掲げる事項について協力するものとする。

- (1) 災害時における救助活動への援助
- (2) 灾害時における避難所運営に係る指導及び援助
- (3) その他災害時において必要と認められる事項

（実施）

第5条 乙は、甲から協力の要請を受けたときは、可能な範囲において協力するものとする。

2 乙は、前項の規定により協力を行った場合は、甲に対し、その状況を文書をもって報告するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により報告し、事後に改めて文書により報告するものとする。

（経費の負担）

第6条 乙がこの協定に基づく甲の要請による協力をを行うために要した経費の負担については、甲、乙が協議して決定するものとする。

（安全の確保等）

第7条 甲は、乙が実施する活動に当たっては、その内容に応じ、安全の確保に配慮するものとする。

（情報交換・防災訓練）

第8条 甲及び乙は、この協定に基づく協力が迅速かつ円滑に行われるよう、平常時から相互の連絡体制についての情報交換及び必要な訓練を適時行うよう努めるものとする。

（協定の有効期間）

第9条 この協定の締結については、平成27年5月28日から効力を発するものとし、甲乙協議の上、協定を解除した場合を除き、その効力を継続するものとする。

上記協定の締結を証するため、この協定書を2通作成し、甲、乙各1通を保有するものとする。

平成27年5月28日

甲 尼崎市東七松町1丁目23番1号
尼崎市
代表者 尼崎市長 稲 村 和 美

乙 西宮市南越木岩町2-24-302 日東ビル
特定非営利活動法人兵庫県防災士会
理事長 大 石 伸 雄

災害時等の応援に関する申し合わせ（国土交通省近畿地方整備局）

国土交通省近畿地方整備局長（以下「甲」という。）と尼崎市長（以下「乙」という。）は、災害時等において、甲の乙に対する応援が円滑に実施されるよう、次のとおり申し合わせを行う。

（目的）

第1条 この申し合わせは、尼崎市の区域内において、災害が発生した場合又は、災害が発生する恐れがある場合に、被害の拡大と二次災害防止に資するために、甲が被災直後等の緊急時に、乙に対して、人員の派遣等の応援（以下「応援」という。）を実施することにより、国民の安全、安心を確保し、民生の安定を保持することを目的とする。

（応援の実施）

第2条 甲は、次の各号に掲げる場合において、乙に対して応援を実施する。
一 尼崎市の区域内で重大な災害が発生した場合又は発生する恐れがある場合
二 尼崎市災害対策本部が設置された場合
三 その他甲または乙が必要とする場合

（応援の内容）

第3条 応援の内容は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 情報の収集・提供（リエゾン〔情報連絡員〕含む。）
- 二 近畿地方整備局等職員の派遣（緊急災害対策派遣隊の派遣を含む。）
- 三 災害に係る専門家の派遣
- 四 甲が保有する車両、災害対策用機械等の貸付け
- 五 甲が保有する通信機械等の貸付け及び操作員の派遣
- 六 通行規制等の措置
- 七 その他必要な事項

（リエゾンの派遣）

第4条 第2条の各号のいずれかに該当し、かつ、乙の要請があったとき又は甲が必要と判断したときに、甲は、乙の災害対策本部等にリエゾンを派遣する。

なお、甲及び乙は、平素から相互の連絡の窓口を明確にしておき派遣に関して事前に調整を図るものとする。

（リエゾンの受け入れ）

第5条 乙は、前条の規定により、甲からリエゾンの派遣がされた場合は、災害対策本部等に当該リエゾンの活動場所等を確保するものとする。

（緊急災害対策派遣隊の派遣）

第6条 第2条の各号のいずれかに該当し、かつ、乙の要請があったとき又は甲が必要と判断したときは、甲は、尼崎市の区域に緊急災害対策派遣隊を派遣する。

なお、甲及び乙の相互の連絡は、第4条の規程により甲から派遣されたリエゾンを通じて行うものとする。

（緊急災害対策派遣隊の受け入れ）

第7条 乙は、甲から派遣される緊急災害対策派遣隊に対してその活動において必要となる資料（図面等）を提供するものとする。

（緊急災害対策派遣隊の報告）

第8条 甲は、派遣した緊急災害対策派遣隊からの調査結果等の報告があった場合は、速やかに、乙にその内容を提供するものとする。

（平素の協力）

第9条 甲及び乙は、必要に応じ、情報交換に関する防災訓練及び防災に関する地図等の資料の整備について相互に協力するものとする。

（その他）

第10条 この申し合わせに定めのない事項、疑義に関しては、その都度甲及び乙が協議するものとする。

平成27年 7月27日

甲 近畿地方整備局長 森 昌文

乙 尼崎市長 稲村和美

災害時における地図製品等の供給等に関する協定書（株式会社ゼンリン）

尼崎市（以下「甲」という。）と株式会社ゼンリン（以下「乙」という。）とは、第1条第(1)号に定める災害時において、乙が、乙の地図製品等（第2条に定義される）を甲に供給すること等について、以下のとおり本協定を締結する。

第1条（目的）

本協定は、以下各号の事項を目的とする。

- (1) 甲の区域内で災害対策基本法第2条第1号に定める災害が発生し、又はそのおそれがある場合において、甲が災害対策基本法第23条の2に基づく災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）を設置したときの、乙の地図製品等の供給及び利用等に関し必要な事項を定めること。
- (2) 甲乙間の平常時からの防災に関する情報交換を通じ、甲及び乙が連携して、防災・減災に寄与する地図の作成を検討・推進することにより、市民生活における防災力の向上に努めること。

第2条（定義）

本協定において以下の用語はそれぞれ以下の意味を有するものとする。

- (1) 「住宅地図」とは、尼崎市全域を収録した乙の住宅地図帳を意味するものとする。
- (2) 「広域図」とは、尼崎市全域を収録した乙の広域地図を意味するものとする。
- (3) 「ZNET TOWN」とは、乙の住宅地図インターネット配信サービス「ZNET TOWN」を意味するものとする。
- (4) 「ID等」とは、ZNET TOWNを利用するための認証ID及びパスワードを意味するものとする。
- (5) 「地図製品等」とは、住宅地図、広域図及びZNET TOWNの総称を意味するものとする。

第3条（地図製品等の供給の要請等）

1. 乙は、甲が災害対策本部を設置したときは、甲からの要請に基づき、可能な範囲で地図製品等を供給するものとする。
2. 地図製品等の搬送にかかる費用は、乙が負担するものとする。
3. 甲は、地図製品等の供給を求めるときは、別途定める物資供給要請書（以下「要請書」という。）を乙に提出するものとする。但し、緊急を要する場合は、甲は、電話等により乙に対して要請できるものとし、事後、速やかに要請書を提出するものとする。
4. 乙は、地図製品等を供給するときは、甲に、別途定める物資供給報告書を提出するものとする。
5. 本条に基づく地図製品等の供給にかかる対価は、甲乙別途協議のうえ決定するものとする。

第4条（地図製品等の貸与及び保管）

1. 乙は、第3条第1項の規定に基づく地図製品等の供給とは別途、本協定締結後、甲乙別途定める時期、方法により乙が別途定める数量の住宅地図、広域図及びID等を甲に貸与するものとする。なお、当該貸与にかかる対価については無償とする。
2. 甲は、前項に基づき乙が貸与した住宅地図、広域図及びID等を甲の事務所内において、善良なる管理者の注意義務をもって保管・管理するものとする。なお、乙が、住宅地図及び広域図の更新版を発行したときは、乙は、甲が保管している旧版の住宅地図及び広域図について、甲から当該住宅地図及び広域図を引き取りかつ更新版と差し替えることができるものとする。
3. 乙は、必要に応じ、甲に対して事前に通知したうえで、甲による住宅地図の保管・管理状況を確認することができるものとする。

第5条（地図製品等の利用等）

1. 甲は、第1条第(1)号に基づき災害対策本部を設置したときは、災害応急対策及び災害復旧・復興にかかる資料として、第3条又は第4条に基づき乙から供給又は貸与された地図製品等につき、以下各号に定める利用を行うことができるものとする。
 - (1)災害対策本部設置期間中の閲覧
 - (2)災害対策本部設置期間中、甲乙間で別途協議のうえ定める期間及び条件の範囲内での複製
2. 甲は、前項に基づき住宅地図の利用を開始したときは、速やかに別途定める乙の報告先に報告するものとする。また、当該住宅地図の利用を終了したときは、速やかに従前の保管場所にて保管・管理するものとする。
3. 甲は、第1項にかかわらず、災害時以外の平常時において、防災業務を目的として、甲の当該防災業務を統括する部署内において、広域図及びZNET TOWNを利用できるものとする。なお、甲は、本項に基づき広域図を複製利用する場合は、別途乙の許諾を得るものとし、ZNET TOWNを利用する場合は、本協定添付別紙のZNET TOWN利用約款に記載の条件に従うものとする。

第6条（情報交換）

甲及び乙は、平常時から防災に関する情報交換を行うとともに、相互の連携体制を整備し、災害時に備えるものとする。

第7条（有効期間）

本協定の有効期間は、本協定末尾記載の締結日から1年間とする。但し、当該有効期間満了の3ヶ月前までに当事者の一方から相手方に対し書面による別段の意思表示がない限り、本協定は更に1年間同一条件にて更新されるものとし、以後も同様とする。

第8条（協議）

甲乙間で本協定の解釈その他につき疑義又は紛争が生じた場合には、両当事者は誠意をもって協議し解決に努めるものとする。

以上、本協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ各1通を保有する。

2015年3月31日

甲) 尼崎市東七松町1丁目23番1号
尼崎市
代表者 尼崎市長 稲村 和美

乙) 神戸市中央区御幸通4丁目2番20号
三宮中央ビル1階
株式会社ゼンリン 関西第二エリア統括部
統括部長 升井 敏雅

【添付別紙】

ZNET TOWN 利用約款

第1条（定義）

本約款で次の各号に掲げる用語は、それぞれ当該各号に定める意味で用いるものとします。

(1)「ID等」

本サービスを利用するための認証ID及びパスワードをいいます。

(2)「アクセス権者」

対象機器を使用する甲の職員であり、かつ、ID等を使って本システムにアクセスする者をいいます。

(3)「対象機器」

甲の庁内LANに接続された端末機器及び庁内業務での利用に限った端末機器をいいます。

(4)「本サービス」

乙がアクセス権者からの要求に応じて本システムから対象機器に対して本データを送信するサービスをいいます。

(5)「本システム」

本サービスを提供するための乙が第三者に管理・運用を委託するWWWサーバ、回線、周辺機器等の一連のシステムをいいます。

(6)「本データ」

本サービスにおいて乙から提供される住宅地図データ、道路地図データ、別記データ、一般種アイコン、その他各種データをいいます。

第2条（本約款の適用）

本約款は、本協定書の内容の一部を構成するものとし、本サービスを甲が利用することに関する一切に適用されるものとします。

第3条（本サービスの内容）

乙は、本サービスの内容を任意に、甲に事前通知することなく変更することができるものとします。

第4条（本サービスの中止・中止）

1. 乙は、本サービスの改善などの理由により、甲に対する事前の通知なく本サービス内容の変更、追加、削除を行うことができるものとします。
2. 乙は、乙の事情により本サービスを中止する場合は、甲に事前に通知するものとします。
3. 乙は、甲が本約款に違反したときは、事前の催告を要することなく、本サービスの提供を中止することができるものとします。

第5条（本データの使用許諾）

乙は、甲に対して、本データについて、以下の権利を非独占的に許諾します。

(1)対象機器上で閲覧すること。

(2)本サービスにおいて予め備えられた機能を用いて、対象機器にPDF形式でダウンロードし、当該ダウンロードした対象機器に保存し、当該保存した本データを甲の防災業務内で使用すること。

(3)本サービスにおいて予め備えられた機能を用いて、前号所定の対象機器が設置された部署内における防災業務の目的において紙媒体に印刷出力すること（本号に基づき印刷出力した本データを以下「印刷地図」という。）。

第6条（甲の遵守事項）

甲は、以下の事項を遵守するものとします。

(1)アクセス権者に限り、乙に本データの送信を求めさせること。

- (2)ID等を、善良なる管理者の注意をもって保管・管理するものとし、第三者に使用又は利用させないこと。
- (3)乙の指定する利用環境を確保・維持すること。
- (4)本条第(1)号のために、アクセス権者の認証にあたり、その仕組み、システム等について現時点で取り得る技術的な対応等必要な措置を講ずること。
- (5)本約款で明示的に許諾される場合を除き、本データの一部でも複製、加工、改変、出力、抽出、転記、送信その他の使用及び利用をしないこと。
- (6)本約款で明示的に許諾される場合を除き、本データ（形態の如何を問わず、その全部又は一部の複製物、出力物、抽出物その他の利用物を含む。）の一部でも有償無償を問わず、又は譲渡・使用許諾、送信その他いかなる方法によっても第三者に使用させないこと。
- (7)本データを印刷出力するにあたり以下の事項を遵守すること。但し、事前に乙の許諾を得た場合はこの限りではないものとします。
 - イ) 印刷地図を第5条第(3)号所定の目的以外の目的で使用又は利用しないこと。
 - ロ) 乙の指定する著作権表示等を印刷地図上に表示させること。
 - ハ) 印刷地図を製本、冊子、ファイリング等のまとめた形態又は印刷地図同士を貼り合わせた形態にして使用及び利用しないこと。
 - ニ) 印刷地図を第三者に配布しないこと。
 - ホ) 印刷地図のサイズはA3判以下とすること。
- (8)本サービスの利用状況の記録（対象機器の台数、設置場所、アクセス権者の数等）を作成し、かつ、乙が要請した場合には、これを閲覧又はコピーさせること。

第7条（不保証及び免責）

1. 乙は、本サービス又は本データが完全性、正確性、非侵害等を有することを保証するものではありません。
2. 乙は、甲の本サービスの利用に伴い、甲又は第三者が被った損害について免責されるものとします。

第8条（権利の帰属）

本サービス及び本データに関する知的財産権は乙又は乙に権利を許諾した第三者に帰属するものとします。

第9条（その他）

甲は、乙の書面による事前の承諾なくして、本約款に基づく本サービスの利用権を他に譲渡し又は担保に供してはならないものとします。

以上

災害時における地図製品等の供給等に関する協定細目（株式会社ゼンリン）

1. 趣旨

本細目は、尼崎市（以下「甲」という。）と株式会社ゼンリン（以下「乙」という。）が締結している「災害時における地図製品等の供給等に関する協定書」に基づき、地図の数量や提供数、連絡先について定めるものである。

また必要に応じて順次修正をおこなうものとする。

2. 貸与する地図製品等の詳細

地図製品の名称	詳細	数量
住宅地図	尼崎市1 B4判住宅地図	5冊
住宅地図	尼崎市2 B4判住宅地図	5冊
広域図	尼崎市を包括する広域図	5部
ZNET TOWN	尼崎市防災対策課 利用 閲覧地区：尼崎市	1ID

3. 甲及び乙の連絡先

甲乙間の連絡は原則として、以下に記載の連絡先を窓口として行われるものとする。

甲	連絡先	危機管理安全局 危機管理安全部 災害対策課	住所：尼崎市東七松町1-23-1 電話：06-6489-6165 FAX：06-6489-6166
乙	連絡先1	第一事業本部 関西第二エリア統括部 神戸営業所	住所：神戸市中央区御幸通4-2-20 三宮中央ビル1F 電話：078-252-3223 FAX：078-252-1633
	連絡先2	第一事業本部 関西第二エリア統括部	住所：神戸市中央区御幸通4-2-20 三宮中央ビル1F 電話：078-252-3299 FAX：078-252-1633

以上

平成 年 月 日

(株)ゼンリン 殿

尼崎市長

物資供給要請書

「災害時における地図製品等の供給等に関する協定書」第3条第3項の規定に基づき、下記のとおり物資の供給を要請します。

記

品名	数量	納品 希望場所	納品 希望日時	備考

<連絡担当者>
住所
部署名
電話
FAX

平成 年 月 日

尼崎市長 殿

(株)ゼンリン

物資供給報告書

「災害時における地図製品等の供給等に関する協定書」第3条第4項の規定に基づき、平成 年 月 日で要請を受けた件について、下記のとおり物資を供給したので報告します。

記

品名	数量	納品場所	納品日時	備考

<物資納入者>

<物資受領者>

災害時等における地域防災倉庫の設置及び使用等に関する協定書（野村不動産株式会社、JR西日本不動産開発株式会社、株式会社長谷工コーポレーション）

尼崎市（以下「甲」という。）と野村不動産株式会社、JR西日本不動産開発株式会社及び株式会社長谷工コーポレーション（以下「乙」という。）は、地域防災倉庫の設置及び災害時等における使用等について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、JR塚口駅前東地区における周辺地域住民等との共助計画に基づき、地域防災倉庫の設置及びその使用等に関する必要な事項を定め、もって災害時の被災者に対する支援活動の円滑な実施を図ることを目的とする。

（地域防災倉庫の使用等）

第2条 乙は、次の表に掲げる施設及び備品を設置するとともに、その維持管理を行い、公共福祉の立場から甲及び地域住民等に使用させるものとする。

施設名称	地域防災倉庫（別紙図面のとおり）
所在地	尼崎市上坂部1丁目36番10（プラウドシティ塚口（B街区））
備品	マンホール用トイレ（7個）、トイレ用テント（7張）、テント固定用土嚢袋（30枚）、かまど（7個）、ジャッキ（5台）、バール（7本）、ツルハシ（3本）、スコップ（10本）、トラロープ（40m×3セット）、ヘルメット（20個）、防災タンク（水用：20リットル×25個）、スチール棚（5台）、簡易担架ベッド（3台）

2 備品は、前項に定めるもののほか、必要に応じて甲、乙双方協議の上、指定できるものとする。

3 地域防災倉庫の鍵は、乙が甲に貸与するものとし、甲と地域住民等で適切に管理するものとする。

（施設変更等の協議）

第3条 乙は、地域防災倉庫を改築し、移転し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、甲と協議しなければならない。

（費用負担）

第4条 施設及び備品の使用料は、無料とする。

（第三者への所有権等の譲渡に伴う地位等の承継）

第5条 乙は、本施設の所有権等を売買契約等により第三者に譲渡する場合は、本協定に定めるすべての地位等を当該第三者及び当該第三者等で構成する管理組合等へ継承するものとする。

（協定期間）

第6条 この協定の期間は、平成29年4月1日から平成32年3月31日までとする。

2 前項の期間終了の日から1か月前までに、甲、乙いずれからも申出がない場合は、この協定は期間満了の日の翌日からさらに3年間更新されるものとし、以降も同様とする。

（定めのない事項等の処理）

第7条 この協定の定めのない事項又は疑義が生じた事項については、法令（尼崎市の条例等を含む。）に定めるところによるもののほか、その都度、甲、乙双方協議のうえ定めるものとする。

この協定の成立を証明するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成27年8月24日

甲 兵庫県尼崎市東七松町1丁目23番1号
尼崎市
市長 稲村 和美

乙 大阪府大阪市西区阿波座1丁目4番4
野村不動産株式会社 大阪支店
事業開発部長 遠藤 祐治

兵庫県尼崎市潮江1丁目1番60号
JR西日本不動産開発株式会社
代表取締役社長 近藤 隆士

東京都港区芝二丁目32番1号
株式会社長谷工コーポレーション
代表取締役社長 辻 範明

大規模災害時における被災者支援協力に関する協定（兵庫県行政書士会）

平成28年6月27日

甲 尼崎市東七松町1丁目23番1号
尼 崎 市
代表者 尼崎市長 稲 村 和 美 印

乙 神戸市中央区東川崎町一丁目1番3号
神戸クリスタルタワー13階
兵庫県行政書士会
代表者 会 長 村 山 豪 彦 印

尼崎市（以下「甲」という。）と兵庫県行政書士会（以下「乙」という。）は、大規模な地震、風水害その他の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）における被災者支援のため、相互協力の精神に基づき、必要な行政書士業務（以下「行政書士業務」という。）を円滑に遂行するため、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、甲の要請に基づき乙が実施する行政書士業務に関し、混乱する被災地での被災者の支援により大きく貢献するよう必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請）

第2条 甲は、災害時に災害対策本部等を設置し、かつ、市内に災害救助法が適用された場合において、行政書士業務の必要性が生じたときは、乙に対して協力を要請することができる。

（行政書士業務の範囲）

第3条 前条の規定による甲の要請により、乙及び乙の会員が行う行政書士業務は、行政書士法（昭和26年法律第4号）第1条の2及び第1条の3に規定する業務並びに同業務を実施するために必要となる次に掲げる業務とする。

- (1) 乙による被災支援相談窓口の設置
- (2) 甲への乙の会員の派遣
- (3) その他甲が必要と認める業務

（協力要請書）

第4条 第2条の規定による要請は、業務の内容、場所及び期間その他必要事項等を明らかにした協力要請書（別記様式）により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等により要請し、事後速やかに要請書を提出するものとする。

（協力の実施）

第5条 乙は、前条の協力要請書の提出を受けたときは、その要請を実施するための措置を行うとともに、その措置の状況を甲に通知するものとする。

（災害時の体制整備等）

第6条 乙は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において必要と認めるときは、甲の要請に直ちに対応できる体制を確保するよう努めるものとする。

2 乙は、第4条の規定による要請を実施し、又は前項の体制を確保するため、連絡体制、連絡方法又及び連絡手段について、あらかじめ業務責任者を定め業務に支障を来たさないよう平時から連絡調整に努めるものとする。

(費用負担)

第7条 第3条の規定により乙の会員が行う行政書士業務で必要となる人件費及び物件費は、乙が負担するものとする。

(実費手数料の取扱い)

第8条 甲の要請に基づき乙及び乙の会員が行う行政書士業務は無料とし、実費が必要な場合には相談者が負担するものとする。

(情報交換及び協議)

第9条 甲及び乙は、この協定に基づく業務が円滑に推進するため平時から情報を交換するとともに、必要に応じ協議を行うものとする。

(損害の補償)

第10条 甲の要請に基づく行政書士業務を行う際に、乙の会員が負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における災害補償については、甲は負担を負わないものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項又は協定に疑義が生じたときは、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。
(有効期間)

第12条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が、文書をもって協定の解除を通知しない限りその効力を持続するものとする。

上記の協定の成立を証するため、この協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

以上

(別記様式)

年 月 日

兵庫県行政書士会 会長 様

尼崎市長

協力要請書

大規模災害時における被災者支援協力に関する協定第2条の規定に基づき、次のとおり協力を要請します。

要請内容					
場所					
期間					
電話等による 要請日時 ※	年 月 日 () 午前・午後 時 分頃				
要請担当者 氏名・電話番号	所属	職名			
	氏名		電話		
備考					

※ 協定第2条ただし書による電話等による要請時に記載。

特設公衆電話の設置・利用に関する覚書（西日本電信電話株式会社兵庫支店）

平成28年7月1日

甲 尼崎市東七松町1丁目23番1号
尼 崎 市
代表者 尼崎市長 稲 村 和 美 印

乙 神戸市中央区海岸通11番
西日本電信電話株式会社 兵庫支店
代表者 支店長 鈴 木 勝 男 印

尼崎市（以下「甲」という。）と西日本電信電話株式会社 兵庫支店（以下「乙」という。）は、大規模災害等が発生した際に乙の提供する非常用電話（以下「特設公衆電話」という。）の設置及び利用・管理等に関し、次のとおり覚書を締結する。

（目的）

第1条 本覚書は、災害の発生時において、甲乙協力の下、被災者等の通信の確保を目的とする。

（用語の定義）

第2条 本契約に規定する「災害の発生」とは、強度の地震等の発生により都道府県が災害救助法を適用する地域において、広域停電が発生していること、または同様の事象の発生により社会の混乱が発生していることをいう。

2 本契約に規定する「特設公衆電話」とは、甲乙協議のうえ定めた設置場所に電気通信回線及び電話機接続端子を施設し、災害の発生時に電話機を接続することで被災者又は帰宅困難者等へ通信の提供を可能とするものをいう。

（通信機器の管理）

第3条 甲は、本覚書にもとづき、災害発生時に即座に利用が可能な状態となるよう電話機を適切な場所に保管の上、管理することとする。

（屋内設備の管理及び破損）

第4条 甲は、特設公衆電話の配備に必要な設備（電話機、端子盤、配管、引込柱等）を設置し、乙が設置する屋内配線（モジュラージャックを含む。以下同じ。）とともに、災害発生時に即座に利用が可能な状態となるよう維持に努めることとする。

2 屋内配線や保安器、引込線等の乙が設置する設備が甲の故意または重過失により破損した場合は、甲は乙に速やかに書面をもって報告することとする。なお、乙に対する修復に係る費用の支払については、原則、甲が負担するものとする。

（特設公衆電話の設置）

第5条 特設公衆電話の設置に係る電気通信回線数については、甲乙協議の上、乙が決定することとし、設置場所等の必要な情報は甲乙互いに保管するものとする。

なお、保管にあたっては、甲乙互いに情報管理責任者を任命し、その氏名を情報管理責任者（変更）通知書（第1号様式及び第2号様式）をもって相互に通知することとする。

（特設公衆電話の移転、廃止等）

第6条 甲は、特設公衆電話の設置された場所の閉鎖、移転等の発生が明らかになった場合は、速やかにその旨を乙に書面をもって報告しなければならない。

また、新たな設置場所を設ける場合は、甲は乙に対し報告することに努めるものとする。

(定期試験の実施)

第7条 甲および乙は、年に1回を目安として、災害発生時に特設公衆電話が速やかに設置できるよう、別表に定める接続試験を実施することとする。

(故障発見時の扱い)

第8条 甲および乙は、特設公衆電話を設置する電気通信回線について何らかの異常を発見した場合は、速やかに相互に確認しあい、故障回復に向け協力するものとする。

(特設公衆電話の開設)

第9条 特設公衆電話の利用の開始については乙が決定するものとし、甲は特設公衆電話を速やかに設置し、被災者もしくは帰宅困難者等の通信確保に努めるものとする。

ただし、設置場所の存在する地域において大規模災害が発生し、甲と乙が連絡が取れない場合は、甲の判断により、利用を開始することができるものとする。

(特設公衆電話の利用)

第10条 甲は、特設公衆電話を開設した場合、利用者の適切な利用が行われるよう、可能な限り利用者の誘導に努めるものとする。

(特設公衆電話の利用の終了)

第11条 特設公衆電話の利用の終了については甲乙協議のうえ乙が決定するものとし、甲は特設公衆電話を速やかに撤去するものとする。

ただし、乙が利用終了を通知する前に、避難所を閉鎖した場合においては、甲はすみやかに特設公衆電話を撤去し、甲は乙に対し撤去した場所の連絡を行うこととする。

(目的外利用の禁止)

第12条 甲は、第7条に規定する定期試験及び第9条に規定する開設を除き、特設公衆電話の利用を禁止するものとする。

2 乙は特設公衆電話の利用状況について、定期的に検査することとする。

3 甲は、乙より目的外利用の実績の報告があった場合は、速やかに当該利用が発生しないよう措置を講じ、その旨を乙に報告するものとし、甲の目的外利用により発生した分の利用料は、甲が負担するものとする。

4 前項の措置にかかわらず、甲の目的外利用が継続する場合は、抜本的な措置を甲乙協議のうえ講ずるものとする。この場合において、特設公衆電話の撤去を行うこととなった場合は、撤去に関する工事費用等は、甲が負担するものとする。

(協議事項)

第13条 本覚書に定めのない事項又は本覚書の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙誠意をもって協議のうえ定めるものとする。

本覚書を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自がその1通を保有する。

以上

地震発生時における避難所等の安全確認に関する協定書（一般社団法人兵庫県建築士事務所協会阪神支部）

平成30年4月3日

甲 尼崎市東七松町1丁目23番1号
尼 崎 市
代表者 尼崎市長 稲 村 和 美 印

乙 尼崎市大西町3丁目17番20号
株式会社みかた建築事務所内
一般社団法人 兵庫県建築士事務所協会
阪神支部
代表者 支部長 宮 本 穀 印

尼崎市（以下「甲」という。）と一般社団法人兵庫県建築士事務所協会阪神支部（以下「乙」という。）は、地震発生時における指定避難場所等の安全確認に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震が尼崎市において発生した場合において、甲が乙の協力を得て応急危険度判定を行うことにより、指定避難場所等の安全確認を迅速に行うこととする。

（協力要請の内容）

第2条 この協定に基づき、甲が乙に協力を要請する支援内容は、次のとおりとする。

- (1) 本市の指定避難場所における応急危険度判定
- (2) その他甲が必要と認める施設の応急危険度判定

2 前項に規定する指定避難場所等については、甲が別に定めるものとする。

（協力の要請）

第3条 甲は、指定避難場所等の建築物の安全確認のために、乙の会員による応急危険度判定が必要と認めるときは、判定活動の内容その他必要な事項を記載した書面により、乙に対し応急危険度判定の実施を要請するものとする。但し緊急を要する場合は口頭により要請できるものとする。

2 尼崎市において震度6弱以上の地震が発生した場合においては、乙は甲から応急危険度判定の実施についての要請があつたものとみなし、前条第1項に規定する判定活動を行うことができる。

（支援の決定）

第4条 乙は、甲から第3条第1項による要請を受けた場合には、第2条第1項に規定する判定活動の実施可否について甲と協議のうえ決定するものとし、前条第2項に定める場合にあっては、必要に応じて甲と協議のうえ決定することができるものとする。

(費用負担)

第5条 乙は、甲からの要請に基づき第2条第1項に規定する判定活動を実施する際には、乙の会員を無償で従事させるものとする。

(判定士に対する補償等)

第6条 第2条第1項に規定する判定活動に従事した者が、その従事する活動の中でその責めに帰することができない事由により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態になった場合の補償については、全国被災建築物応急危険度民間判定士等補償制度運用要領によるものとする。

(第三者に対する補償等)

第7条 第2条第1項に規定する判定活動に従事した者が、その従事する活動の中で第三者に損害を与えた場合の補償については、その責めに帰する理由によるものを除き、全国被災建築物応急危険度民間判定士等補償制度運用要領によるものとする。

(判定活動体制の確立)

第8条 乙は、第3条第1項及び同条第2項に基づく甲の要請に即応するため、あらかじめ乙の会員が判定活動を実施する体制を定めるものとする。

(情報共有等)

第9条 甲及び乙は、この協定に定める事項の円滑な実施を図るため、相互に情報交換を行うものとする。

2 乙は、甲が行う防災訓練等に参加するとともに、独自の訓練等を実施するものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項又は協定に疑義が生じたときは、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第11条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が、文書をもって協定の解除を通知しない限りその効力を持続するものとする。

上記の協定の成立を証するため、この協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

以 上

(別記様式)

年 月 日

兵庫県建築士事務所協会 阪神支部長 様

尼崎市長

協力要請書

地震発生時における避難所等の安全確認に関する協定第3条の規定に基づき、次のとおり協力を要請します。

要請内容					
場所					
期間					
電話等による 要請日時 ※	年 月 日 () 午前・午後 時 分頃				
要請担当者 氏名・電話番号	所属	職名			
	氏名		電話		
備考					

※ 協定第3条ただし書による電話等による要請時にも記載すること。

災害時における空調設備の供給等の業務に関する協定（兵庫県冷凍空調設備工業会）

令和2年3月17日

甲 尼崎市東七松町1丁目23番1号

尼 崎 市

代表者 尼崎市長 稲 村 和 美

印

乙 兵庫県神戸市中央区多聞通3-3-16

兵庫県冷凍空調設備工業会

代表者 会 長 筈 西 道 夫

印

尼崎市（以下「甲」という。）と兵庫県冷凍空調設備工業会（以下「乙」という。）は、災害が発生し、または発生するおそれがある場合に必要となる空調設備等の供給等の業務について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時における空調設備等の供給等の業務（以下「空調設備等供給等業務」という。）について必要な事項を定めることを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害時等 尼崎市域において災害（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に掲げる災害をいう。）が発生し、又はそのおそれのある場合をいう。
- (2) 災害時避難所 災害時等において甲が指定して開設された避難場所をいう。

（要請）

第3条 甲は、災害時等において空調設備等供給等業務を必要とするときは、乙に対して協力を要請することができる。

2 前項の規定による要請は、協定に基づく設備供給要請書（1号様式）により行うものとする。ただし、甲において文書をもって要請する時間的余裕がないときは、口頭で要請することができる。この場合において、甲は、後日速やかに文書を乙に提出するものとする。

（協力の内容）

第4条 空調設備等供給等業務の内容は次のとおりとする。

- (1) 可搬式空調機器（スポットエアコン、大型扇風機、温風器等、施設への設置工事を伴わ

ないもの。) の設置

- (2) 可搬式発電機の設置
- (3) 空調設備の機能回復
- (4) 固定式空調設備の設置
- (5) その他必要と認める業務

2 災害時避難所のうち、甲の所有する以外の場所に行う内容は、前項第1号、第2号及び第5号とする。

(協力の実施)

第5条 乙は乙の会員事業者（以下「会員事業者」という。）との調整等により協力体制を構築するとともに、第2条の規定に基づき、甲から協力を求められたときは、可能な限り要請事項を実施するための必要な措置をとるものとする。

2 乙は、前項の措置の状況を甲に文書または口頭で回答するものとし、口頭で回答を行う場合は、甲に対して速やかに文書で回答するものとする。

(契約の締結)

第6条 空調設備等供給等業務にあたっては、甲と会員事業者が契約を締結するものとする。

(費用負担)

第7条 この協定に基づく第3条の空調設備等供給等業務に要する費用は甲の負担とする。

2 前項の費用の算出については、災害発生直前の適正な価格を基準として、甲と会員事業者が協議して決定するものとする。

(事故等)

第8条 乙は、業務等の実施に際し、事故等が発生したときは、甲に対して書面により報告し、甲乙協議の上、適切な措置を講じるものとする。ただし、書面をもって報告するいとまがない場合には、口頭によるものとし、口頭による報告を行った場合は、その後速やかに書面により報告するものとする。

(損害の負担)

第9条 乙の責めに帰する理由により生じた損害の負担は、乙が負うものとする。

(災害時の情報提供)

第10条 乙は、諸活動中に覚知した災害等による被害情報を積極的に甲に提供するものとする。

(情報交換)

第11条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため、平常時から情報交換を行い、災害時等に備えるものとする。

2 担当者に変更があった場合は速やかに報告するものとする。

(平常時の防災活動への協力)

第12条 乙は、平常時における甲の防災啓発事業の推進に対し、可能な限り協力するものと

する。

(協議事項)

第13条 本協定に定めのない事項又は本協定の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙誠意をもつて協議のうえ定めるものとする。

(有効期間)

第14条 本協定は、協定成立の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が、書面により本協定の解除を通知しない限り、その効力は継続するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

以上

尼 第 号
年 月 日

兵庫県冷凍空調設備工業会

会長 様

尼崎市長

協定に基づく設備供給要請書

「災害時における空調設備等の供給に関する協定」第3条第1項の規定に基づき、次の内容で空調設備等の供給を要請します。

1 設置場所（避難場所等）_____

2 要請設備

3 他必 する	設備名	数量	設備名	数量	その 要と 事項

(尼崎市連絡担当者)

所属：_____

役職・氏名：_____

電話：_____

尼 第 号
年 月 日

兵庫県冷凍空調設備工業会

会長 様

尼崎市長

協定に基づく設備供給確認書

「災害時における空調設備等の供給に関する協定」第3条の規定に基づき、

年 月 日付けで要請を受けた件について、次の内容で空調設備等を供給したことを確認します。

1 設置場所（避難場所等）_____

2 要請設備

設備名	数量	設備名	数量

3 その他必要とする事項等報告（設置に関する報告等）

納入者：_____ 印 _____

受領者：_____ 印 _____

(兵庫県冷凍空調設備工業会 担当者)

所 属：_____

氏 名：_____

電 話：_____

災害発生時等における電源供給車等の車両提供に関する協定（トヨタカローラ神戸株式会社）

令和2年9月24日

甲 尼崎市東七松町1丁目23番1号

尼 崎 市

代表者 尼崎市長 稲 村 和 美 印

乙 兵庫県神戸市灘区灘南通2丁目1番9号

トヨタカローラ神戸株式会社

代表取締役社長 塩 住 宏 基 印

尼崎市（以下「甲」という。）とトヨタカローラ神戸株式会社（以下「乙」という。）は、災害および感染症が発生し、または災害発生に伴い大規模な停電が発生した場合（以下「災害発生時等」という。）における電源供給車等の車両提供について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害発生時等における車両提供について必要な事項を定めることを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (3) 災害 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に掲げる災害で、尼崎市域で発生するものをいう。
- (4) 感染症 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第1項に規定する感染症をいう。
- (5) 災害時避難所 災害発生時等において甲が指定して開設された避難場所をいう。
- (6) 電源供給車 プラグを利用して直接電力を供給できるプラグイン・ハイブリッド自動車、ハイブリッド自動車（一部車種除く）等をいう。
- (7) 感染症対策車両 感染症対策業務（医療支援業務（感染者搬送業務等）を含む）の遂行のために使用する感染防止仕様を施した車両をいう。

（要請）

第3条 甲は、災害発生時等において、車両提供を必要とするときは、乙に対し車両提供要請書（1号様式）により、乙の保有する電源供給車等の提供を要請するものとする。ただし、緊急のため車両提供要請書による要請のいとまのない場合は、口頭等による要請を行うことができる。

- 2 甲は、前項ただし書の規定による要請を行ったときは、その後速やかに、車両提供要請書を乙に提出するものとする。
- 3 乙は、第1項の規定による要請があったときは、甲に対し、車両提供要請書の内容に基づき、電源供給車等を提供するものとする。ただし、乙が災害による被害を受けた場合その他車両等の提供が困難であると認められるときは、この限りではない。
- 4 支援協力要請は、乙の営業日の就業時間内（9時30分～18時）を原則とする。この間で支援協力要請を行うことが困難な時は、甲乙双方で協議を行うものとする。

(協力の内容)

- 第4条 甲が乙に提供の要請を行うことのできる内容は次のとおりとする。
- (6) 災害時避難所または災害対応を行う各関係機関への電源供給車の提供
 - (7) 乙保有の店舗における電源供給車の提供
 - (8) 感染症対策車両の提供
 - (9) その他必要と認める業務

(車両の利用等)

- 第5条 甲または市民等は、無償で乙提供の車両を利用し、携帯電話等の充電、感染症対策業務等を行うことができる。
- 2 甲は、住民に対し、前項の規定による車両の利用等が適切に行われるよう説明を行うものとする。
 - 3 第8条に定めるもののほか、車両の利用等に関し、利用者、及び第三者に何らかの損害が生じた場合、乙はその責を負わない。

(車両の提供の終了)

- 第6条 車両の提供期間は、災害発生から3日間程度とする。期間変更の必要がある場合は、甲、乙が協議の上、決定するものとする。
- 2 車両の提供の終了に係る広報については、甲及び乙が協力して行うものとする。

(事故等)

- 第7条 乙は、車両提供の実施に際し、事故等が発生したときは、甲に対して書面により報告し、甲乙協議の上、適切な措置を講じるものとする。ただし、書面をもって報告するいとまがない場合には、口頭によるものとし、口頭による報告を行った場合は、その後速やかに書面により報告するものとする。

(損害の負担)

- 第8条 乙の責めに帰する理由により、甲または第3者に生じた損害の負担は、乙が負うものとする。

(災害発生時等の情報提供)

- 第9条 甲及び乙は、諸活動中に覚知した災害等による被害情報を積極的に相互に提供するものとする。

(情報交換)

第10条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため、平常時から情報交換を行い、災害発生時等に備えるものとする。

2 担当者に変更があった場合は速やかに報告するものとする。

(平常時の防災活動等への協力)

第11条 甲及び乙は、平常時における防災活動等に対し、可能な限り協力するものとする。

(災害時等の車両活用に関する普及・周知活動)

第12条 甲及び乙は、災害時の自動車の活用による市民の自助を促進するため、外部給電可能な車両の普及や車中泊の周知について、可能な限り協力するものとする。

(協議事項)

第13条 本協定に定めのない事項又は本協定の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙誠意をもって協議のうえ定めるものとする。

(有効期間)

第14条 本協定は、協定成立の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が、書面により本協定の解除を通知しない限り、その効力は継続するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

以上

尼 第 号
年 月 日

トヨタカローラ神戸株式会社

代表取締役社長 様

尼崎市長

協定に基づく車両提供要請書

「災害発生時等における電源供給車等の車両提供に関する協定」第3条第1項の規定に基づき、次の内容で電源供給車等の提供を要請します。

1 要請事項

<input type="checkbox"/> 要請書 <input type="checkbox"/> 口頭、電話等	令和 年 月 日 時 分
要請理由	<input type="checkbox"/> 電源供給車の提供 <input type="checkbox"/> 感染症対策車両の提供 <input type="checkbox"/> 電源供給のための店舗等の提供（スペースの利用許可） <input type="checkbox"/> その他の業務（ ）
車両提供場所	<input type="checkbox"/> 市の避難場所 _____ <input type="checkbox"/> 支店 _____ <input type="checkbox"/> その他関係施設 _____
要請期間 及び 要請台数	令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで 電源供給車 _____ 台 感染症対策車両 _____ 台
備 考	

要請者氏名	
-------	--

2 その他必要とする事項

--

(尼崎市連絡担当者)

所 属 :

役職・氏名 :

電 話 :

年　月　日

尼崎市長

トヨタカローラ神戸株式会社

代表取締役社長

協定に基づく車両提供確認書

「災害発生時等における電源供給車等の車両提供に関する協定」第3条の規定に基づき、年　月　日付けで要請を受けた件について、次の内容で電源供給車等を提供したことを確認します。

1 要請事項

<input type="checkbox"/> 要請書 <input type="checkbox"/> 口頭、電話等	令和　年　月　日　時　分
要請理由	<input type="checkbox"/> 電源供給車の提供 <input type="checkbox"/> 感染症対策車両の提供 <input type="checkbox"/> 電源供給のための店舗等の提供（スペースの利用許可） <input type="checkbox"/> その他の業務（　　）
車両提供場所	<input type="checkbox"/> 市の避難場所 <input type="checkbox"/> 支店 <input type="checkbox"/> その他関係機関
提供期間 及び 提供台数	令和　年　月　日　から　令和　年　月　日　まで 電源供給車　_____台 感染症対策車両　_____台
備　考	

要請者氏名	
-------	--

2 その他必要とする事項（設置に関する報告等）

--

年　月　日

（トヨタカローラ神戸株式会社連絡担当者）

所 属：-----

役職・氏名：-----

電 話：-----

災害発生時等における支援協力に関する協定書（日本スピンドル製造株式会社）

令和2年9月15日

甲 兵庫県尼崎市東七松町1丁目23番1号

尼 崎 市

代表者 尼崎市長 稲 村 和 美

印

乙 兵庫県尼崎市潮江4丁目2番30号

日本スピンドル製造株式会社

代表取締役社長 有 藤 博

印

尼崎市（以下「甲」という。）と日本スピンドル製造株式会社（以下「乙」という。）は、災害が発生し、または災害発生に伴い大規模な停電が発生した場合（以下「災害発生時等」という。）における一時休憩所および電源供給等の支援協力（以下「支援協力等」という。）について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害発生時等における支援協力等について必要な事項を定めることを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この協定において、次に掲げる用語の意義は、当該号に定めるところによる。

- (1) 災害 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害で尼崎市域で発生するものをいう。
- (2) 一時休憩所 災害発生時等において、乙が提供する電源供給等が可能な施設をいう。

（支援協力等の提供等）

第3条 甲は、災害発生時等において、支援協力等を必要とするときは、乙に対し、協力要請書（1号様式）により、乙による支援協力等を要請するものとする。ただし、緊急のため協力要請書による要請のいとまのない場合は、口頭等による要請を行うことができる。

- 2 甲は、前項ただし書の規定による要請を行ったときは、その後速やかに、協力要請書を乙に提出するものとする。
- 3 乙は、第1項の規定による要請があったときは、甲に対し、支援協力要請書の内容に基づき、支援協力をを行うものとする。ただし、乙が災害による被害を受けた場合、他の支援協力等が困難であると認められるときは、この限りではない。

（協力の内容）

第4条 甲が乙に要請を行うことのできる支援協力等の内容は、次のとおりとする。

- (1) 一時休憩所の開設
- (2) 発電機による電源供給
- (3) その他必要と認める業務

（一時休憩所の利用等）

第5条 市民等は、乙の保有する施設を一時休憩所として利用するとともに乙保有の発電機による電源供給等により携帯電話の充電等を行うことができる。

- 2 一時休憩所等の利用等に関し、利用者、及び第三者に何らかの損害が生じた場合、乙はその

責を負わない。

(一時休憩所の提供の終了)

第6条 この協定による一時休憩所等の提供の終了時期については、甲乙協議の上、決定するものとする。

2 一時休憩所等の提供の終了に係る広報については、甲及び乙が協力して行うものとする。

(事故等)

第7条 乙は、一時休憩所の開設に際し、事故等が発生したときは、甲に対して書面により報告し、甲乙協議の上、適切な措置を講じるものとする。ただし、書面をもって報告するいとまがない場合には、口頭によるものとし、口頭による報告を行った場合は、その後速やかに書面により報告するものとする。

(費用負担等)

第8条 乙が実施した支援協力等に要した発電機の燃料代及び電気代並びに利用者が破損した物品の補修代等の費用のうち甲乙が協議して決定した費用（以下これらを「本件費用」という。）は、甲が負担するものとする。

2 本件費用は、災害発生時等の直前における適正な価格を基準として甲乙協議のうえ決定する。
3 甲は、乙からの適法な請求があった日から30日以内に、本件費用を乙に支払うものとする。

(災害時の情報提供)

第9条 甲及び乙は、諸活動中に覚知した災害等による被害情報を積極的に甲に相互に提供するものとする。

(情報交換)

第10条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため、平常時から情報交換を行い、災害発生時等に備えるものとする。

2 甲及び乙は、担当者に変更があった場合は速やかに報告しなければならない。

(平常時の防災活動等への協力)

第11条 乙は、平常時における甲の安全・安心に係る啓発事業の推進に対し、可能な限り協力するものとする。

(協議事項)

第12条 この協定に定めのない事項又はこの協定の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙誠意をもって協議のうえ定めるものとする。

(有効期間)

第13条 この協定は、協定成立の日からその効力を有するものとし、甲及び乙が、書面によりこの協定の解除の合意をしない限り、その効力は継続するものとする。

この協定の成立を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

以上

年　月　日

日本スピンドル製造株式会社

代表取締役社長 様

尼崎市長

支 援 協 力 要 請 書

災害発生時等における支援協力等に関する協定書の第3条の規定に基づき、次のとおり協力を要請します。

要請内容	<input type="checkbox"/> 一時休憩所の開設 <input type="checkbox"/> 発電機による電源供給 <input type="checkbox"/> その他必要と認める業務（ ） 		
場 所			
期 間	年 月 日 ~ 年 月 日		
電話等による 要請日時 ※	年 月 日 () 午前・午後 時 分頃		
要請担当者 氏名・電話番号	所属	職名	
		電話	
備 考			

※ 協定第3条ただし書による電話等による要請時にも記載すること。

要請者 尼崎市 (所属)
 (役職)
 (氏名)

年　月　日

尼崎市長様

日本スピンドル製造株式会社

代表取締役社長

支援協力報告書

年　月　日付け協力要請書により、次の支援協力を実施したことを報告します。

支援協力内容 (開設時間、利用人 数、実施内容等)	
備考	

報告者

日本スピンドル製造株式会社

(所属)

(役職)

(氏名)

緊急時における生活物資の確保に関する協定書(生活協同組合copeこうべ)

尼崎市（以下「甲」という。）と生活協同組合copeこうべ（以下「乙」という。）とは、緊急時における生活物資の確保に関する協定を次のとおり締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、緊急時（地震、風水害、大火災その他の原因による被害が発生し、一時的に生活物資の流通に障害が生じた場合をいう。以下同じ。）における生活物資の確保及び安定供給に係る乙の甲に対する応援の実施について必要な事項を定めるものとする。

（法令の遵守）

第2条 甲、乙双方は、この協定の実施に当たって、消費生活協同組合法（昭和23年法律第200号）その他法令を遵守しなければならない。

（緊急時の認定）

第3条 緊急時の認定は、甲、乙協議のうえ甲が行うものとする。

（緊急時の体制）

第4条 甲は、緊急時の認定を行ったときは、乙に通知するものとする。

2 乙は、前項の通知を受けたときは、乙の各店舗において特別監視体制をとるものとし、生活物資の適切な確保及び供給を乙の各店舗を拠点にして行うものとする。

（広報）

第5条 乙は、緊急時における適正な物資の流通、人心の安定を目的とした広報を行うものとする。

2 乙は、前項の広報を行うに当たっては、その内容等について甲と協議するものとする。

（応援要請）

第6条 甲は、緊急時における応急措置のため、甲において緊急に生活物資の確保を図る必要が生じたときは、乙に対し応援を要請し、乙はこれに応ずるものとする。

2 前項の緊急時における応援の実施に関して必要な手続等については、甲、乙協議のうえ別に定めるものとする。

（生活物資）

第7条 生活物資は、別表のとおりとし、緊急時の状況により、甲、乙協議のうえその全部又は一部を指定する。

（情報交換）

第8条 甲、乙双方は、平素から物資（生活物資を含む。）の生産、流通等の状況その他この協定の実施のため必要な事項について調査研究を行うとともに、相互に情報交換を行い、緊急時に備えるものとする。

（改正又は廃止）

第9条 甲又は乙が、この協定を改正し、又は廃止しようとするときは、その3月前までに相手方に通告しなければならない。

（協議）

第10条 この協定の実施に関して必要な事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲、乙協議のうえ、別に定めるものとする。

付 則

(施行期日)

- 1 この協定は、平成5年8月2日から実施する。
(災害時における物資供給の応援に関する協定の廃止)
- 2 災害時における物資供給の応援に関する協定（平成4年6月1日締結）は、廃止する。

付 則

この協定は、平成11年2月1日から実施する。

上記の協定の成立を証するため、この協定書2通を作成し、甲、乙各1通を所持する。

以 上

別 表

小麦粉、しょうゆ、上白糖、食用油、育児用粉ミルク、ちり紙及びトイレットペーパー、ノートブック、パン、ハム、インスタント麺、魚肉缶詰、容器入飲料水、洗剤及び石鹼、ポリバケツ、飲料用ポリタンク、乾電池、懐中電灯、カセットガスボンベ及びカセット式ガスコンロ、ゴミ袋、ラップ、ローソク、軍手、運動靴、タオル、紙おむつ、紙コップ及び紙皿、生理用品、毛布、肌着
以上29品目

緊急時における生活物資の確保に関する協定の一部を変更する協定書(生活協同組合コープこうべ)

尼崎市（以下「甲」という。）及び活協同組合コープこうべ（以下「乙」という。）は、甲と乙との間で締結された平成5年8月2日付け「緊急時における生活物資の確保に関する協定」の一部変更について、次のとおり協定を締結する。

第4条第2項中「各店舗」を「各事業所」に改める。

第7条を次のように改める。

第7条 生活物資は、別表のとおりとする。

2 前項に定めるもののほか、生活物資は、必要に応じて甲乙協議の上、甲が別に指定できるものとする。

別表を次のように改める。

別表

生活物資

種類	物 資 名	品目
食料品	飲料水（ミネラルウォーター、お茶、ジュース類）、米、パン、おにぎり、弁当、牛乳、粉ミルク、インスタント食品（カップ麺、即席みそ汁等）、レトルト食品、缶詰（イージーオーオープン）、ハム・ソーセージ類、小麦粉、上白糖、食用油、しょうゆ	15
生活用品	石鹼、洗剤、歯ブラシ、歯磨き粉、タオル、トイレットペーパー、ティッシュペーパー、ウェットティッシュペーパー、ゴミ袋、ポリバケツ、紙おむつ（幼児用、大人用）、生理用品、マスク、ガムテープ、ポリタンク、防水シート、使い捨てカイロ（冬季）、蚊取り線香（夏季）、下着類、靴下、軍手、毛布、ジャージ、簡易食器（紙コップ、紙皿、割り箸、スプーン等）、ラップ、ほ乳びん、なべ、簡易ライター、乾電池、懐中電灯、ろうそく、卓上カセットコンロ、カセットボンベ、運動靴、ノートブック	35

上記の協定の成立を証するため、この協定書を2通作成し、甲、乙各1通を保有するものとする。

平成26年10月23日

(甲) 尼崎市東七松町1丁目23番1号

尼崎市

代表者 尼崎市長 稲村和美

(乙) 神戸市東灘区住吉本町1丁目3番19号

生活協同組合コープこうべ

組合長理事 本田英一

緊急時における生活物資の確保に関する協定の一部変更覚書(生活協同組合コープこうべ)

尼崎市（以下「甲」という。）及び生活協同組合コープこうべ（以下「乙」という。）は、甲と乙との間で締結された平成26年10月23日付け「緊急時における生活物資の確保に関する協定」の一部変更について、次のとおり覚書を締結する。

- 第7条別表の品目に「液体ミルク」を追加する。

別表

生活物資

種類	物 資 名	品目
食料品	飲料水（ミネラルウォーター、お茶、ジュース類）、米、パン、おにぎり、弁当、牛乳、粉ミルク（液体ミルク）、インスタント食品（カップ麺、即席みそ汁等）、レトルト食品、缶詰（イージーオープン）、ハム・ソーセージ類、小麦粉、上白糖、食用油、しょうゆ	15
生活用品	石鹼、洗剤、歯ブラシ、歯磨き粉、タオル、トイレットペーパー、ティッシュペーパー、ウェットティッシュペーパー、ゴミ袋、ポリバケツ、紙おむつ（幼児用、大人用）、生理用品、マスク、ガムテープ、ポリタンク、防水シート、使い捨てカイロ（冬季）、蚊取り線香（夏季）、下着類、靴下、軍手、毛布、ジャージ、簡易食器（紙コップ、紙皿、割り箸、スプーン等）、ラップ、ほ乳びん、なべ、簡易ライター、乾電池、懐中電灯、ろうそく、卓上カセットコンロ、カセットボンベ、運動靴、ノートブック	35

甲乙合意の証として本書を2通作成し、甲、乙各1通を保有するものとする。

令和元年9月13日

(甲) 尼崎市東七松町1丁目23番1号

尼崎市

代表者 尼崎市長 稲 村 和 美

(乙) 神戸市東灘区住吉本町1丁目3番19号

生活協同組合コープこうべ

組合長理事 木 田 克 也

緊急時における生活物資の確保に関する覚書(生活協同組合コープこうべ)

尼崎市（以下「甲」という。）と生活協同組合コープこうべ（以下「乙」という。）とは、緊急時ににおける生活物資の確保に関する覚書を次のとおり締結する。

（趣旨）

第1条 この覚書は、緊急時における生活物資の確保に関する協定（平成5年8月2日締結。以下「協定」という。）第6条第2項の規定に基づき、乙の甲に対する緊急時における応援の実施に関して必要な手続等を定めるものとする。

（応援要請の方法）

第2条 協定第6条第1項に規定する応援の要請は、甲が乙に対し出荷要請書（第1号様式）を提出することにより行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭で要請し、事後において出荷要請書を提出するものとする。

（生活物資の取引）

第3条 生活物資の取引場所は甲、乙協議のうえ定めるものとし、甲は、当該場所において乙の提出する出荷確認書（第2号様式）により確認のうえ生活物資を引き取るものとする。

2 甲は、必要に応じて乙に対し生活物資の運搬の協力を求めることができるものとする。

（経費の負担）

第4条 乙が甲に供給した生活物資の代金及び甲、乙協議のうえ必要と認めるその他の経費（以下「生活物資の代金等」という。）については、甲が負担するものとする。

2 生活物資の代金の額は、緊急時直前における適正な価格とする。

（経費の請求及び支払）

第5条 甲が乙に対し支払う生活物資の代金等の請求及び支払は、遅滞なく行うものとし、その時期及び方法は、甲、乙協議のうえ別に定めるものとする。

（改正又は廃止）

第6条 甲又は乙が、この覚書を改正し、又は廃止しようとするときは、その3月前までに相手方に通告しなければならない。

（協議）

第7条 この覚書の実施について必要な事項及びこの覚書に疑義が生じたときは、甲、乙協議のうえ別に定めるものとする。

付 則

この覚書は、平成5年8月2日から実施する。

上記の覚書の成立を証するため、この覚書2通を作成し、甲、乙各1通を所持する。

以 上

第1号様式

第 号
平成 年 月 日

様

尼崎市長

印

出荷要請書

緊急時における生活物資の確保に関する協定第6条第1項の規定に基づき、次の生活物資の出荷を要請します。

品 名	数 量	備 考

第2号様式

出荷確認書

平成 年 月 日付け第 号の出荷要請により次の生活物資を出荷したこと

を確認します。

品 名	数 量	備 考

平成 年 月 日 生活協同組合コープこうべ 印
尼崎市 印

災害時における物資供給の応援に関する協定書((株)ダイエー)

尼崎市（以下「甲」という。）と株式会社ダイエー（以下「乙」という。）とは、次のとおり物資の供給の応援に関する協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害、大火災その他による災害（以下「災害」という。）が発生した場合において、甲から乙に対して行う物資の供給の応援の要請に関し、その手続き等について定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時における応急措置のため、緊急に物資の確保を図る必要が生じたときは、乙の保有する物資の調達を要請するものとする。

（協力の実施）

第3条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、保有物資を優先的に供給するものとする。

（物資の種類）

第4条 物資の種類は次のとおりとし、乙が取り扱っているもののうち、甲が緊急に必要なものとする。

- (1) 食料品
- (2) 衣料品
- (3) 寝具類
- (4) 食器類
- (5) 炊事用具
- (6) 日用品雑貨
- (7) 光熱用品
- (8) その他必要なもの

（調達要請の方法）

第5条 甲が前条に掲げる物資の供給を受けようとするときは、出荷要請書（第1号様式）をもって乙に要請するものとする。

ただし、緊急を要するときは口頭をもって要請し、事後、出荷要請書を提出するものとする。

（物資の取引）

第6条 物資の引渡場所は甲乙協議のうえ定めるものとし、当該場所において市職員が乙の提出する出荷確認書（第2号様式）により調達物資を確認のうえ引き取るものとする。

なお、甲は必要に応じて乙に対し運搬の協力を求めることができるものとする。

（経費の負担）

第7条 乙が供給した商品の代金及びその他必要経費については、甲が負担するものとし、甲は、遅滞なくその支払を行うものとする。

（物資の価格）

第8条 物資の価格は、災害発生直前における適正な価格とする。

（報告）

第9条 この協定の万全な実行を期するため、甲は、乙に対して、その在庫品目、数量等について報告を求めることができるものとする。

（改正又は廃止）

第10条 この協定の改正又は廃止は、甲又は乙が、3カ月前に相手方に通告して行うことができる。

（協議）

第11条 この協定の解釈に疑義を生じた場合及びこの協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議するものとする。

（実施期日）

第12条 この協定は、平成4年11月1日から実施する。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

第1号様式

第 号
平成 年 月 日

様

尼崎市長

印

出荷要請書

緊急時における生活物資の確保に関する協定第6条第1項の規定に基づき、次の生活物資の出荷を要請します。

品 名	数 量	備 考

第2号様式

出荷確認書

平成 年 月 日付け第 号の出荷要請により次の生活物資を出荷したこと

を確認します。

品 名	数 量	備 考

平成 年 月 日 株式会社ダイエー 印
尼崎市 印

災害時における生鮮食料品等の供給協力等相互応援に関する協定書(各都市中央卸売市場)

(趣旨)

第1条 この協定は、京都市、大阪府、大阪市、神戸市、姫路市、尼崎市、奈良県及び和歌山市の各都市において災害（災害対策基本法（昭和36年法律第233号）第2条第1号に定める災害をいう。以下同じ。）が発生し、災害を受けた都市（以下「甲」という。）の中央卸売市場独自では生鮮食品等を被災者に対して十分に供給できない場合において、災害を受けていない都市（以下「乙」という。）に対して行う生鮮食品等の供給等の協力要請及び支援に関して定めるものとする。

（1） 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害

（2） 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）に定める武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害

(供給協力の要請等)

第2条 甲は、緊急に生鮮食料品等の確保をはかる必要のあるときは、乙に対して生鮮食料品等の供給について協力を要請することができる。ただし、甲が要請をすることが困難な場合には、乙間で協議して必要な支援を行うものとする。

(供給協力)

第3条 乙は、甲から前条の規定による要請を受けたときは、速やかにこれに応じ、極力その要請内容の実現に努めるものとする。

(供給協力要請の手続)

第4条 甲は、乙に対して第2条の規定による要請を行うときは、被害の状況及び必要とする生鮮食料品等の品名・数量等を明らかにし、第7条に定める連絡担当部局を通じて口頭・電話・電信等により要請し、後日、速やかに文書を送付するものとする。

(運搬協力の要請)

第5条 甲は、必要に応じ、生鮮食料品等の運搬につき乙に対して協力を求めることができるものとする。

(協力経費の負担)

第6条 第2条及び前条に基づく協力及び支援に要した経費負担は、甲乙協議のうえ決定する。なお、乙が自主的に行う救援物資の供給に伴う費用は乙の負担とする。

(連絡担当部局)

第7条 この協定を締結する都市の中央卸売市場は、あらかじめ連絡担当部局を定め、災害が発生したときは、速やかに相互に連絡をとるものとする。

(協議)

第8条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項については、この協定を締結する都市の中央卸売市場が協議して定めるものとする。

(雑則)

第9条 この協定の締結を証するため、本協定書9通を作成し、各中央卸売市場は記名押印のうえ、各1通を保有する。

附 則

1 この協定は、平成19年7月5日から効力を生ずる。

2 旧「災害時における生鮮食料品等の供給協力等相互応援に関する協定」（平成8年5月28日）は廃止する。

平成19年7月5日

京都市中央卸売市場
第一市場長 北島誠一

大阪府中央卸売市場
場長 矢野学

大阪市中央卸売市場
市場長 堂山達志

神戸市中央卸売市場
本場長 上運天英一

東部市場長 高橋正幸

姫路市中央卸売市場
場長 坪田明彦

奈良県中央卸売市場
場長 上田善康

和歌山県中央卸売市場
市場長 森本信幸

尼崎市中央卸売市場
場長 田口日出男

全国公設地方卸売市場協議会災害時相互応援に関する協定書(全国公設地方卸売市場協議会)

(趣旨)

第1条 全国公設地方卸売市場協議会各会員（以下「会員」という。）は、いずれかの開設市の区域において、地震等による大規模な災害が発生し、被災した開設市（以下「被災市」という。）が、独自では十分な生鮮食料品の確保ができない場合において、災害を受けていない会員開設市が友愛的精神に基づき、救援協力し、緊急・応援措置として、被災市における生鮮食料品の確保及び市場機能の復旧対策を図ることを目的に、次のとおり協定を締結する。

(応援の種類)

第2条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 被災者に供給する生鮮食料品の提供
- (2) 被災者に供給する生鮮食料品の提供に係る搬送
- (3) 被災市の市場事業の継続のために必要な資機材、物資等の斡旋又は提供
- (4) 前各号に掲げるもののほか、特に要請があったもの

(応援要請の手続き)

第3条 被災市は、応援の要請をしようとする場合、次に掲げる事項を明らかにして、全国公設地方卸売市場協議会会長（以下「会長」という。）に電話等による要請を行い、後日速やかに当該事項を記載した文書を提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号に掲げる応援を要請するときは、その品名、数量
- (3) 前条第2号に掲げる応援を要請するときは、被害の状況に応じた有効な搬送手段
- (4) 前条第3号に掲げる応援を要請するときは、資機材、物資等の品名、数量等
- (5) 連絡窓口
- (6) 応援の期間
- (7) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

(応援体制)

第4条 会長は、被災市から応援の要請を受けたときは、速やかに会員による応援体制を整えるものとする。

2 会長が、被災市となったときは、全国公設地方卸売市場協議会副会長が、代理を務める。

(応援の実施)

第5条 会長から要請された会員は、速やかにこれに応じ、可能な限り応援に努めるものとする。

(応援経費の負担)

第6条 応援に要した経費は、原則として被災市の負担とする。ただし、被災市と応援を実施した会員間の協議によっては、この限りでない。

2 応援の要請をした被災市が前項に規定する経費を支弁する時間的余裕がなく、かつ、応援の要請をした被災市からの要請があった場合は、応援を実施した会員は、一時、立替支弁するも

のとする。

3 応援を実施した会員が、前項の規定に基づく経費の負担をした場合には、この協定に基づき、負担した経費の精算をするものとする。

(連絡担当部局)

第7条 会員は、災害に備え、連絡を円滑に行うため、常に連絡担当部局を相互に明らかにしておくものとする。

(協議)

第8条 この協定の実施に関し必要な事項、この協定に定めのない事項及び疑義を生じた事項については、その都度、会員が協議して定めるものとする。

(協定の効力)

第9条 この協定は、全国公設地方卸売市場協議会に加盟する会員を前提に締結するものである。よって、会員から脱退したときは、協定の効力は当然に失うものとする。

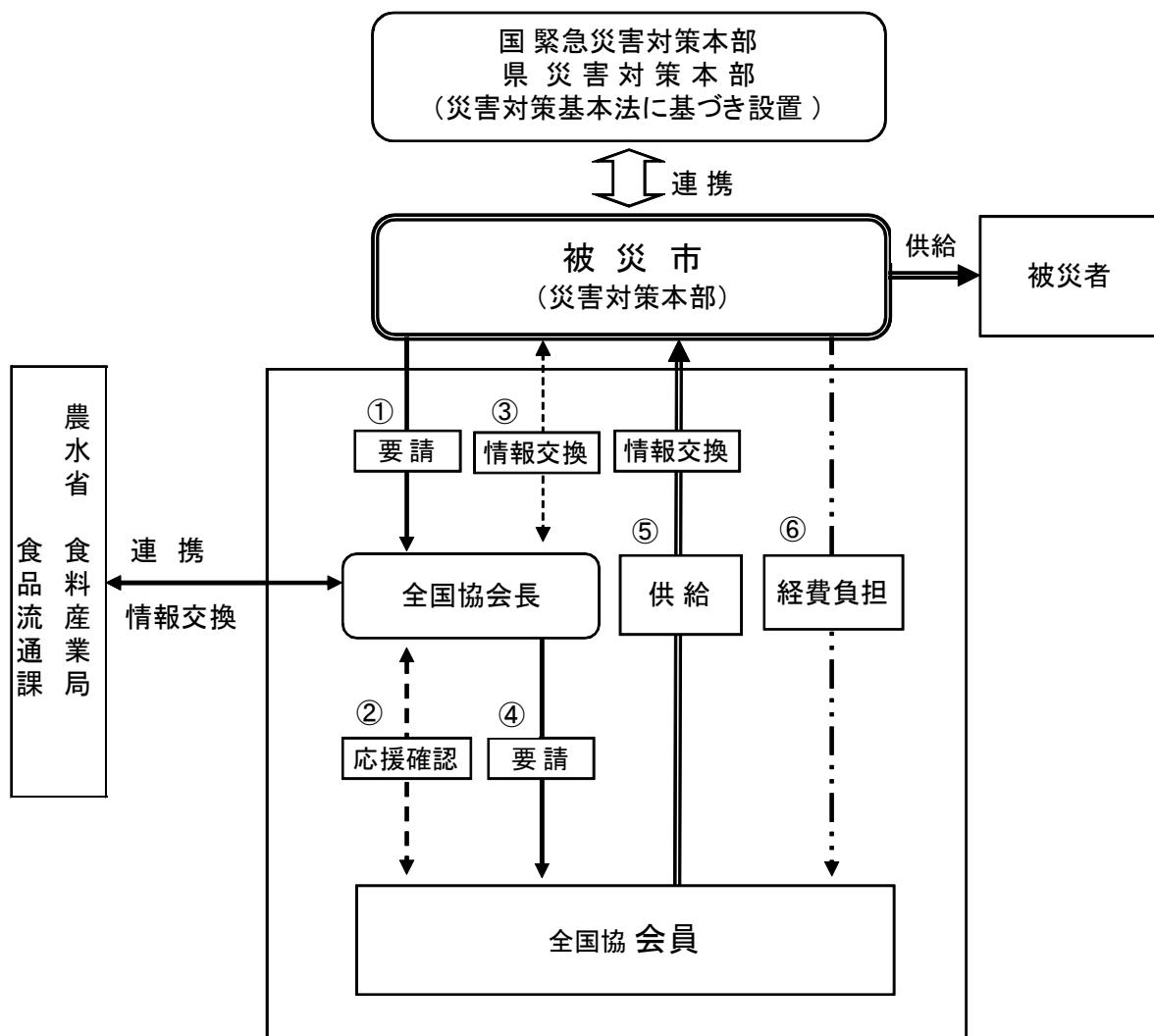
この協定の締結は、会長への同意書の提出をもって成立したものとみなす。

平成29年9月1日

全国公設地方卸売市場協議会会長

豊田市長 太田稔彦

大規模災害時における生鮮食料品の供給に係る市場間の応援系統図



【応援手順の概要】

要 請	①食料供給について、種類及び数量を明示して全国協会長に要請 被害の状況、搬送手段及び経路、供給場所、連絡窓口等の情報を提供
↓	
全国協会長	②被災市からの要請に応じて、全国協会員に対し応援の可否を確認 ③全国協会員の応援状況を収集し、被災市と要請する全国協会員及び供給方法等について調整
要 請	④被災市との調整後、正式に全国協会員へ要請
↓	
供 給	⑤要請を受けた全国協会員は、速やかに生鮮食料品を確保し、被災市へ供給
↓	
経費負担	⑥要請した被災市は、全国協会員の応援に要した経費を負担

災害時における物資供給の応援に関する協定書（段ボール製簡易ベッド等）

尼崎市（以下「甲」という。）と〇〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）との間において、次のとおり物資の応援に関する協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害、大火災その他による災害（以下「災害」という。）が発生した場合において、甲から乙に対して行う物資供給の応援の要請に関し、その手続き等について定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時における応急措置のため、緊急に物資の確保を図る必要が生じたときは、乙の保有する物資の調達を要請するものとする。

（協力の実施）

第3条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、保有物資を優先的に供給するものとする。

（物資の種類）

第4条 物資の種類は次のとおりとし、乙が取り扱っているもののうち、甲が緊急に必要なものとする。

(1) 段ボール製品（段ボールシート及び段ボールケース）

(2) 段ボール製簡易ベッド

(3) その他乙の取扱商品

（調達要請の方法）

第5条 甲が前条に掲げる物資の調達を受けようとするときは、出荷要請書（第1号様式）をもって乙に要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭をもって要請し、事後、出荷要請書を提出するものとする。

（物資の取引）

第6条 物資の引渡場所は、甲乙協議のうえ定めるものとし、当該場所において市職員が乙の提出する出荷確認書（第2号様式）により調達物資を確認のうえ引き取るものとする。

（経費の負担）

第7条 乙が供給した物資の代金及びその他必要経費については、甲乙協議の上決定し、甲が負担するものとする。

（物資の価格）

第8条 物資の価格は、災害発生直前における販売価格を基準とし、甲乙協議の上決定するものとする。

（定めのない事項等の処理）

第9条 この協定に定めのない事項については、法令（尼崎市の条例等を含む。）の定めによるものほか、甲、乙協議して定めるものとする。

（改正又は廃止）

第10条 この協定の改正又廃止は、甲又は乙が、3ヶ月以上前に相手方に通告して行うことができる。

（協議）

第11条 この協定に定めのない事項については、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各時1通を保有する。

平成23年11月22日

甲 尼崎市東七松町1丁目23番1号

尼崎市長

稲村 和美

乙 別記（協定締結先）のとおり

(協定締結先)

- (1) セツツカートン株式会社 代表取締役社長 丹羽 俊雄
伊丹市東有岡5-33
- (2) 株式会社カワグチマック工業 代表取締役社長 川口 徹
尼崎市南初島町12-9
- (3) 神崎紙器工業株式会社 代表取締役社長 池田 誠喜
尼崎市神崎町16-18
- (4) タルタニパック株式会社 取締役社長 樽谷 清孝
尼崎市道意町7-1-3
- (5) 山下印刷紙器株式会社 取締役社長 山下 修司
大阪市此花区西九条6-1-14

(第1号様式)

第 号
年 月 日

様

尼崎市長

印

出荷要請書

「災害時における物資供給の応援に関する協定」に基づき、次の物資の供給を要請します。

品名	数量	備考

(第2号様式)

出 荷 確 認 書

「災害時における物資供給の応援に関する協定」に基づき、次の物資の出荷したことを確認します。

品 名	数 量	備 考

年 月 日

会 社 名
尼 崎 市

印
印

災害時における支援協力に関する協定書(イオンマルシェ(株)イオン尼崎店)

尼崎市（以下「甲」という。）とイオンマルシェ株式会社カルフル尼崎（以下「乙」という。）とは、次のとおり災害時における支援協力に関する協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震等による大規模な災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲から乙に対して行う支援協力の要請に関し、その手続き等について定め、もって、災害応急対策及び災害復旧対策が円滑に実施されることを目的とする。

（物資協力要請）

第2条 甲は災害時における応急処置のため、緊急に物資等を調達する必要があると認めるときは、乙の保有する物資等の供給を要請できるものとする。

（協力の実施）

第3条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、物資の供給について速やかに対応する。

（物資の範囲）

第4条 甲が乙に要請する物資等は、次の各号に掲げるもののうち、乙が保有又は調達可能な物資とする。

（1）別表に掲げる物質

（2）その他、甲が指定する物資

（要請の方法）

第5条 甲が前条に掲げる物資の供給を受けようとするときは、出荷要請書（第1号様式）をもって乙に要請するものとする。但し、緊急を要するときは、口頭でもって申し出を行い、事後に出荷要請書を提出するものとする。

（物資の引渡し）

第6条 物資の運搬は、甲が指定する場所に、乙において運搬するものとし、甲は指定場所に職員を派遣し、調達物資を確認のうえ、これを引き取るものとする。

2 甲は物資を確認後、速やかに出荷確認書（第2号様式）を乙に提出するものとする。

（費用負担）

第7条 乙が供給した物資の代金及び物資の運搬を行ったときに要する費用は、甲が負担するものとする。

2 甲は前項に基づく請求があったときは、乙に対し30日以内に代金を支払うものとする。

（物資の価格）

第8条 物資の価格は、災害が発生する直前における適正な価格とする。

（避難場所の提供）

第9条 乙は、災害で津波が発生し、若しくは発生するおそれがある場合又は台風その他これに準ずる豪雨若しくは高潮により洪水が発生し、若しくは発生するおそれがある場合（以下「洪水等」という。）、乙が所有又は管理する駐車場（以下「施設」という。）を公共福祉の立場から一時避難場所として提供するものとする。一時とは洪水等による浸水危険がなくなるまで、若しくは甲が別途、避難施設を設置するまでの間とする。

- 2 施設の使用料は無料とする。但し、施設が一時避難場所として使用された場合の施設又は備品の破損については、原則として甲が復旧にかかる費用を負担するものとする。
- 3 乙は、施設に被災者が避難した際に発生した事故等に対する責任は一切負わないものとする。
- 4 乙は、当該建物の増改築等により施設の面積等に変更が生じる場合又は何らかの事情により施設の使用が不可能となるときには、事前に甲に連絡するものとする。
- 5 甲は、施設の使用にあたっては、事前に乙に対しその旨を文書又は口頭で通知するものとするが、緊急を要するときはこの限りでない。但し、できるだけ早い時期に、乙に対し使用した旨の通知を行う。また、施設の使用を終了するときもその旨を文書又は口頭で通知するものとする。

(使用範囲)

第10条 甲は、次の表に掲げる範囲を一時避難場所として使用するものとする。

避 難 場 所	3階駐車場（約13,400平方メートル） 4階駐車場（約11,100平方メートル）
収容可能人員	約12,250人
避 難 経 路	施設南西及び北東スロープ、施設南東屋外階段
入 口	施設南西、北東、南東

(改正又は廃止)

第11条 この協定の改廃又は廃止は、甲又は乙が文書をもって1ヶ月前以前に相手側に通知をしない限り、その効力を持続するものとする。

(協議)

第12条 この協定の解釈に疑義を生じた場合及びこの協定に定めのない事項については、法令（尼崎市の条例等を含む。）に定めるところによるものほか、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証明するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成19年11月30日

甲 尼崎市東七松町1丁目23番1号
尼 崎 市
代表者 尼崎市長 白 井 文

乙 尼崎市次屋3丁目13番18号
イオンマルシェ株式会社カルフルニ崎
店 長 青 木 繁
(現：イオントリーテール株式会社近畿北陸カンパニー イオン尼崎店)

別表

災害時の主な必要物資一覧表

災害発生直後に必要な物資 (概ね発災～3日間程度)	その後に必要な物資
<p>食料品</p> <p>おにぎり、パン類、カップ麺、飲料水、牛乳、粉ミルク、缶詰（イージーオープン）</p> <p>生活必需品</p> <p>毛布、紙おむつ、生理用品、哺乳瓶、ラジオ、乾電池、懐中電灯、箸、スプーン、使い捨て食器類、ラップ、固形燃料、ウェットティッシュ、ゴミ袋、蚊取り線香（夏季）、使い捨てカイロ（冬季）</p>	<p>食料品</p> <p>精米、即席麺、食パン、レトルト食品、漬物、梅干、野菜、調味料、肉類、菓子類、果物、お茶</p> <p>生活必需品</p> <p>タオル、肌着、履物、作業服、軍手、鍋、炊飯用具、簡易コンロ、カセットボンベ、石鹼、歯ブラシ、ティッシュペーパー、常備薬、救急セット、防水シート</p>

災害時における支援協力に関する協定書の一部変更覚書(イオンマルシェ(株)イオン尼崎店)

尼崎市（以下「甲」という。）及びイオンリテール株式会社近畿カンパニー（以下「乙」という。）は、甲と乙との間で締結された平成19年11月30日付け「災害時における支援協力に関する協定」の一部変更について、次のとおり覚書を締結する。

1. 乙の名称を次のように改める。

イオンリテール株式会社 近畿カンパニー

2. 第4条別表の品目に「液体ミルク」を追加する。

別表

災害時の主な必要物資一覧表

災害発生直後に必要な物資 (概ね発災～3日間程度)	その後に必要な物資
食料品 おにぎり、パン類、カップ麺、飲料水、牛乳、粉ミルク、 <u>液体ミルク</u> 、 缶詰（イージーオープン）	食料品 精米、即席麺、食パン、レトルト食品、漬物、梅干、野菜、調味料、肉類、菓子類、果物、お茶
生活必需品 毛布、紙おむつ、生理用品、哺乳瓶、ラジオ、乾電池、懐中電灯、箸、スプーン、使い捨て食器類、ラップ、固形燃料、ウェットティッシュ、ゴミ袋、蚊取り線香（夏季）、使い捨てカイロ（冬季）	生活必需品 タオル、肌着、履物、作業服、軍手、鍋、炊飯用具、簡易コンロ、カセットボンベ、石鹼、歯ブラシ、ティッシュペーパー、常備薬、救急セット、防水シート

甲乙合意の証として本書を2通作成し、甲、乙各1通を保有するものとする。

令和元年9月13日

(甲) 尼崎市東七松町1丁目23番1号
尼 崎 市
代表者 尼崎市長 稲 村 和 美

(乙) 大阪市福島区海老江1丁目1番23号
イオンリテール株式会社近畿カンパニー
支社長 土 谷 美 津 子

災害時における物資調達に関する協定書(コストコホールセールジャパン株式会社)

平成27年7月31日
July 31, 2015

甲 兵庫県尼崎市東七松町1丁目23番1号

尼崎市

代表者 尼崎市長 稲村 和美

City 1-23-1 Higashinanamatsu-cho, Amagasaki city, Hyogo Prefecture
Amagasaki city

Representatives Amagasaki Mayor Kazumi Inamura

乙 神奈川県川崎市川崎区池上新町三丁目1番4号

コストコホールセールジャパン株式会社

代表取締役 ケン・テリオ

Costco 3-1-4 Ikegamishin-cho, Kawasaki ward, Kawasaki city
Costco Wholesale Japan

Representative Director Ken Theriault

尼崎市（以下「甲」という。）とコストコホールセールジャパン株式会社（以下「乙」という。）とは、尼崎倉庫店における災害救助に必要な食糧、生活必需品等（以下「物資」という。）の調達協力について、次のとおり協定を締結する。

Amagasaki City (hereinafter referred to as "City") and Costco Wholesale Japan (hereinafter referred to as "Costco") have concluded agreement for procurement cooperation of food and necessities of life for disaster relief (hereinafter referred to as "supplies") at Amagasaki Warehouse as follows:

(趣旨)

第1条 この協定は、尼崎市に大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲が乙の協力を得て行う物資の調達を円滑に実施するため、必要な事項を定めるものとする。

(Objective)

Article 1 This agreement shall provide the necessary matters for smooth implementation of procurement supplies that City doing in cooperation with Costco in the case that a large scale disaster has occurred or is likely to occur in Amagasaki City.

(協力要請)

第2条 甲は、災害時において物資を必要とするときは、乙に対して乙の保有する物資の調達について協力を要請することができる。

(Request for Cooperation)

Article 2 City may request to Costco for the cooperation of procurement supplies which Costco has and holds when City needs supplies due to disasters.

(調達物資の範囲)

第3条 甲が乙に供給を要請する物資は、次に掲げるもののうち、乙が保有する物資とする。

- (1) 別表に掲げる物資
- (2) その他甲が指定する物資

(Scope of Procurement Supplies)

Article 3 Supplies that City requests to Costco is those that Costco has and holds from the following.

- (1) Supplies set forth attached sheet
- (2) Any other supplies designated by City

(協力の実施)

第4条 乙は、前条の規定により甲の要請を受けたときは、要請理由の内容及びその重大性並びに乙の状況を鑑みて、可能な限り協力するとともに、その措置の状況を甲に連絡するものとする。ただし、次の事項に該当する場合は、この限りではない。

- (1) 災害により供給能力が低減した場合
- (2) 災害により他の優先義務が発生した場合
- (3) 乙が被災した場合
- (4) 乙が既存会員を優先すべきと判断した場合

(Implementation of Cooperation)

Article 4 Costco, upon receiving a request from City in pursuant to the provisions of the previous clause, shall endeavor to cooperate actively in preferential supplying and transporting of sales items, and contact City about the status of implementation of measures.; provided, however, that City understands that Costco may not be able to satisfy City's request due to reduced capacity, damage to Costco, supplying its members, or other additional duties resulting from the Disaster.

(要請手続)

第5条 甲は、出荷要請書（様式第1号）により、乙に対して要請手続を行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭で要請し、事後速やかに出荷要請書を提出するものとする。

(Request Procedure)

Article 5 City shall request for Cooperation to Costco by Shipping request form (Form No.1). City shall, however, request to Costco orally and submit shipping request form quickly after the fact in a case of high emergency.

(運搬)

第6条 運搬は、乙又は乙の指定する者が行う。ただし、必要に応じて、乙は甲に対して運搬の協力を求めることができる。

(Transportation)

Article 6 Costco or any person designated by Costco shall transport. Costco may, however, request to City for the cooperation of transportation as needed.

(支払)

第7条 甲は、乙が提供した物資の代金及び運搬に要した経費（以下「代金等」という。）については、乙からの請求書に基づき、遅滞なくその支払を行うものとする。

(Payment)

Article 7 City must pay the fee of supplies provided by Costco and fee of transportation (hereinafter referred to as "payment etc.") based on a bill from Costco without delay.

2 甲が支払うべき代金等は、物資の供給及び搬出後、乙の提出する出荷確認書（様式第2号）等に基づき、甲、乙協議の上、災害時直前における適正価格をもって決定するものとする。

2 Payment etc. that City should pay shall be decided after providing and carrying out supplies as a reasonable price at the time just before disaster upon consultation between both parties based on shipment confirmation (Form No.2) submitted by Costco.

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、締結の日から1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日前1箇月までの間に、甲、乙いずれかから何らかの意思表示がないときは、更に期間満了の日の翌日から1年間この協定を更新するものとし、以後同様とする。

(Term of Agreement)

Article 8 This Agreement shall be effective for 1 year from the day of conclusion. This agreement shall, however, be automatically renewed and continued from year to year unless either party gives to the other an expression of their intentions a month before the end of the term then in effect.

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義を生じた場合については、その都度、甲、乙協議の上、決定するものとする。

(Consultation)

Article 9 Any question arising out of, or in connection with, this Agreement or any matter not stipulated herein shall be settled each time upon consultation between both parties.

この協定の締結の証として、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

In witness whereof, the parties hereto have executed this Agreement in duplicate by placing their signatures and seals hereon, and each party shall keep one of the originals.

別表（第3条関係）Appendix(Re:Art. 3)

物資の種類 supplies	品名 the name of the Goods
食糧 Food	米、パン、コーンフレーク、インスタント食品、レトルト食品、缶詰、粉ミルク、みそ、しょうゆ、食塩、砂糖、油、漬物、のり、ふりかけ、お茶漬け、卵、牛乳、豆乳、バナナ、ハム・ソーセージ、水、野菜・果物ジュース、清涼飲料水、めん類、肉、野菜、バター・ジャム、緑茶・紅茶・コーヒー、菓子、離乳食 Rice、Bread、Cornflakes、Instant food、Retort food、Canned food、Powdered milk、Miso、Soy sauce、Salt、Sugar、Oil、Pickles、Seaweed、Rice seasoning、Egg、Milk、Soy milk、Banana、Ham/Sausage、Water、Vegetables Juice/Fruit Juice、Soft drinks、Noodles、Meat、Vegetables、Butter/Jam、Tea/Coffee、Confectionery、Baby food
医療用品 medical supplies	糸創膏、※殺虫剤、うがい薬、消毒薬、保湿液、体温計、血圧計、マスク Band-Aid、※Insecticide、Gargles、Disinfectant、Moisturing liquid、Clinical thermometers、Sphygmomanometers、Mask
寝具、衣料 Bedding, clothes	毛布、寝具、下着、靴下、衣服、※防寒着、タオル Blankets、Bedding、Underwear、Socks、Clothes、Overcoat against cold、Towels
日用品 commodity	カセットコンロ、カセットガスボンベ、なべ、食器、スプーン・フォーク、包丁、箸、紙皿、紙コップ、懐中電灯、電池、トイレットペーパー、キッチンペーパー、ウェットティッシュ、歯ブラシ、水歯磨き・歯磨き、口の洗浄液、生理用品、紙おむつ(子ども用)、紙おむつ(大人用)、ホイル、ラップ、洗剤、石けん、※使い捨てカイロ、テープ、ゴム手袋、靴、スリッパ、大人用尿パット、ペーパータオル、ハンドソープ、哺乳瓶、おしりふき、ゴミ袋、基礎化粧品、ねつさまシート(ひえピタ) Portable gas stove、Cassette gas、Pots and Pans、Tableware、Table spoons/Table forks、Kitchen knife、Chopsticks、Paper trays、Paper cups、Flashlights、Batteries、Toilet paper、Kitchen paper、Wet wipes、Toothbrush、Dental powder、Cleaning fluid of a mouth、Sanitary products、Disposable diapers、Aluminum foil、Plastic wrap、Detergent、Soap、※Disposable body warmer、Tape、Rubber gloves、Shoes、Slippers、Urine putt for adults、Paper towels、Hand soap、Baby bottle、Wipes、Garbage bag、Basic cosmetics、Antiperile seat(Cassette cookstove)
その他 other	ブルーシート、★※扇風機、※ストーブ、発電機、車用インバーター、台車、固形燃料、スコップ、モバイルバッテリー、テント Blue sheets、★※Electric fans、※Stoves、Dynamos、The inverter for car、Hand carts、Solid fuel、Shovels、Mobile batteies、Tent

※季節商品 ※Seasonal supplies

様式第1号（第5条関係）

Form No. 1 (Re:Art. 5)

年 月 日

Year Month Day

出荷要請書

Shipping Request Form

コストコホールセールジャパン株式会社

尼崎倉庫店 倉庫店長 宛

To Costco Wholesale Japan Amagasaki Warehouse

尼崎市長

印

Mayor of Amagasaki

災害時における物資調達に関する協定書第5条の規定により、次の物資の供給を要請します。

I will request for providing supplies listed below pursuant to the provision of Article 5 of

“AGREEMENT WITH THE PROCUREMENT OF SUPPLIES AT THE TIME OF DISASTER”.

品名 the name of the Goods	規格 standard	数量 quantity	引渡場所 delivery place	引渡日時 delivery date and time

様式第2号（第7条関係）

Form No. 2 (Re:Art. 7)

年 月 日

Year Month Day

出荷確認書

Shipment confirmation

尼崎市長様

To Mayor of Amagasaki

コストコホールセールジャパン株式会社

尼崎倉庫店倉庫店長 ○○○○ 印

年 月 日付けの出荷要請書により、次の物資を供給したことを報告します。

I will report that we provided the supplies listed below by the "Shipping request form"

品名 the name of the Goods	規格 standard	数量 quantity	備考 notes

供給者 provider

所在地 address

名称 company name

代表者 representative

印

受取確認者 receiving confirmee

印

災害時における物資調達に関する協定書の一部変更覚書(コストコホールセールジャパン株式会社)

尼崎市（以下「甲」という。）及びコストコホールセールジャパン株式会社（以下「乙」という。）は、甲と乙との間で締結された平成27年7月31日付け「災害時における物資調達に関する協定書（尼崎倉庫店）」の一部変更について、次のとおり覚書を締結する。

- 第3条別表の品目に「液体ミルク」を追加する。

別表（第3条関係）Appendix (Re:Art. 3)

物資の種類 supplies	品名 the name of the Goods
食糧 Food	米、パン、コーンフレーク、インスタント食品、レトルト食品、缶詰、粉ミルク、 <u>液体ミルク</u> 、みそ、しょうゆ、食塩、砂糖、油、漬物、のり、ふりかけ、お茶漬け、卵、牛乳、豆乳、バナナ、ハム・ソーセージ、水、野菜・果物ジュース、清涼飲料水、めん類、肉、野菜、バター・ジャム、緑茶・紅茶・コーヒー、菓子、離乳食 Rice、Bread、Cornflakes、Instant food、Retort food、Canned food、Powdered milk、 <u>Liquid milk</u> 、Miso、Soy sauce、Salt、Sugar、Oil、Pickles、Seaweed、Rice seasoning、Egg、Milk、Soy milk、Banana、Ham/Sausage、Water、Vegetables Juice/Fruit Juice、Soft drinks、Noodles、Meat、Vegetables、Butter/Jam、Tea/Coffee、Confectionery、Baby food
医療用品 medical supplies	絆創膏、※殺虫剤、うがい薬、消毒薬、保湿液、体温計、血圧計、マスク Band-Aid、※Insecticide、Gargles、Disinfectant、Moisturing liquid、Clinical thermometers、Sphygmomanometers、Mask
寝具、衣料 Bedding, clothes	毛布、寝具、下着、靴下、衣服、※防寒着、タオル Blankets、Bedding、Underwear、Socks、Clothes、※Overcoat against cold、Towels
日用品 commodity	カセットコンロ、カセットガスボンベ、なべ、食器、スプーン・フォーク、包丁、箸、紙皿、紙コップ、懐中電灯、電池、トイレットペーパー、キッチンペーパー、ウェットティッシュ、歯ブラシ、水歯磨き・歯磨き、口の洗浄液、生理用品、紙おむつ(子ども用)、紙おむつ(大人用)、ホイル、ラップ、洗剤、石けん、※使い捨てカイロ、テープ、ゴム手袋、靴、スリッパ、大人用尿パット、ペーパータオル、ハンドソープ、哺乳瓶、おしりふき、ゴミ袋、基礎化粧品、ねつさまシート(ひえピタ) Portable gas stove、Cassette gas、Pots and Pans、Tableware、Table spoons/Table forks、Kitchen knife、Chopsticks、Paper trays、Paper cups、Flashlights、Batteries、Toilet paper、Kitchen paper、Wet wipes、Toothbrush、Dental powder、Cleaning fluid of a mouth、Sanitary products、Disposable diapers、Aluminum foil、Plastic wrap、Detergent、

	Soap、※Disposable body warmer、Tape、Rubber gloves、Shoes、Slippers、Urine putt for adults、Paper towels、Hand soap、Baby bottle、Wipes、Garbage bag、Basic cosmetics、 Antiperile seat (Cassette cookstove) Antipyretic sheet(cooling gel sheet)
その他 other	ブルーシート、★※扇風機、※ストーブ、発電機、車用インバーター、台車、 固体燃料、スコップ、モバイルバッテリー、テント Blue sheets、★※Electric fans、※Stoves、Dynamics、The inverter for car、Hand carts、Solid fuel、Shovels、Mobile batteies、Tent

※季節商品 ※Seasonal supplies

甲乙合意の証として本書を2通作成し、甲、乙各1通を保有するものとする。

令和元年9月13日

甲 兵庫県尼崎市東七松町1丁目23番1号
尼崎市
代表者 尼崎市長 稲村 和美

乙 神奈川県川崎市川崎区池上新町三丁目1番4号
コストコホールセールジャパン株式会社
代表取締役 ケン・テリオ

災害時における畳の提供等に関する協定(5日で5000枚の約束。プロジェクト実行委員会)

平成28年12月20日

甲 尼崎市東七松町1丁目23番1号
尼 崎 市
代表者 尼崎市長 稲 村 和 美 印

乙 神戸市兵庫区永沢町3丁目8番8号
5日で5000枚の約束。プロジェクト実行委員会
代表者 事務局長・発起人 前 田 敏 康 印

尼崎市（以下「甲」という。）と5日で5000枚の約束。プロジェクト実行委員会（以下「乙」という。）とは、尼崎市内に地震や風水害等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が指定する避難所等に対し、乙が行う畳の優先的な提供等について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時に避難所等における良好な生活環境の確保を図ることを目的とする。

（支援要請）

第2条 甲は、災害時において畳を必要とするときは、乙に対して必要枚数、日時、場所等を記載した支援要請書（様式第1号）により要請を行うものとする。ただし、当該支援要請書による要請を行う時間的余裕がない場合は、一旦電話等により要請を行い、その後速やかに当該支援要請書を提出するものとする。

（支援の実施）

第3条 乙は、第2条の規定により要請を受けたときは、可能な限り、当該要請の内容を実施するものとする。

2 次に掲げる作業については、その都度甲乙協議の上、協力して実施するものとする。

- (1) 避難所等までの畳の輸送
- (2) 利用後の畳の処理

（支援の報告）

第4条 乙は、前条第1項の規定により第2条の規定による要請の内容を実施し、又は前条第2項の規定による協議に基づき同項第1号若しくは第2号の作業を実施したときは、当該業務の終了後速やかに、支援報告書（様式第2号）により甲に報告するものとする。

（費用の負担）

第5条 乙が甲に提供する畳及び輸送に係る費用は無償とし、その他畳の提供にあたり生じる費用は甲乙協議の上決定するものとする。

（連絡責任者）

第6条 甲及び乙は、要請及び協力に関する事項の伝達を正確かつ円滑に行うため、お互いの窓口となる連絡先及びその担当者名を情報連絡先一覧表（様式3号）により相互に通知するものとし、これに変更があった場合は、速やかに相手方に当該変更事項について連絡するものとす

る。

(訓練への参加)

第7条 乙は、この協定に基づく業務が災害時に円滑に行われるよう、甲が行う防災訓練等に積極的に参加するものとする。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成29年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の30日前までに、甲又は乙がこの協定を終了する旨の意思表示を書面によって行わない場合は、期間満了の翌日から起算して1年間、この協定と同一の条件をもって更新されるものとし、以降も同様とする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に定める事項について疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

以上

年　月　日

5日で5000枚の約束。

プロジェクト実行委員会 様

尼崎市長 稲 村 和 美

支 援 要 請 書

災害時における畳の提供等に関する協定第2条の規定に基づき、次のとおり要請します。

記

1 畳の調達

畳輸送場所（避難所等）	畳枚数	備考

2 その他（特記事項）

様式2号（第4条関係）

年　月　日

尼崎市長 稲村和美様

5日で500枚の約束。
プロジェクト実行委員会

支 援 報 告 書

災害時における畳の提供等に関する協定第4条の規定に基づき、次のとおり報告します。

記

1 畳の調達

畳輸送場所（避難所等）	畳枚数	備考

2 その他（特記事項）

様式 3 号 (第 6 条関係)

情 報 連 絡 先 一 覧 表

1 甲 (尼崎市)

災害時の支援に関する連絡責任者

担当課・職名			
TEL		FAX	
住所			
メールアドレス			

協定締結に関する連絡責任者

担当課・職名			
TEL		FAX	
住所			
メールアドレス			

2 乙 (5 日で 5000 枚の約束。プロジェクト実行委員会)

第 1 連絡責任者 (尼崎市との連絡窓口)

実行委員会職名		氏名	
TEL		TEL(携帯)	
FAX			
会社名・役職			
住所			
メールアドレス			

第 2 連絡責任者

実行委員会職名		氏名	
TEL		TEL(携帯)	
FAX			
会社名・役職			
住所			
メールアドレス			

災害救助物資の供給等に関する協定書(株式会社ハーカスレイ)

平成29年2月3日

(甲) 尼崎市東七松町1丁目23番1号

尼崎市

代表者 尼崎市長 稲村 和美

(乙) 大阪市北区鶴野町3番10号

株式会社ハーカスレイ

代表取締役会長兼社長 青木 達也

尼崎市（以下「甲」という。）と株式会社ハーカスレイ（以下「乙」という。）とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に規定する地震・風水害その他の災害時の救助に必要な物資（以下「物資」という。）の供給等について、次のとおり協定を締結する。

（要請）

第1条 甲は、尼崎市域内において災害が発生し、又は発生するおそれがあり、物資を調達する必要があると認めるときは、乙に対し、乙が保有する物資の供給を要請することができる。

2 前項の規定による要請は、出荷要請書（第1号様式）により行うものとする。ただし、事態が急迫して出荷要請書（第1号様式）によることができない場合は、口頭又は電信若しくは電話その他の方法によることができる。

3 前項ただし書の場合において、甲は、事後に速やかに要請の内容を記載した出荷要請書（第1号様式）を乙に提出する。

（協力）

第2条 乙は、甲から前条第1項の規定による要請があったときは、当該要請に対し可能な限り協力する。

（物資の範囲、報告）

第3条 甲が、乙に供給を要請する物資の範囲は、弁当類を中心とする食料品のうち要請を行う時点で、乙が調達可能な物資とする。ただし、甲から乙が要請を受けた時点で、物流ラインの断絶等により物資の供給ができない場合は、乙にて物資の調達の可否・日時・個数を決定することを甲は了承する。

2 この協定の目的を達成するため、乙はその供給可能商品、数量等について、甲の求めに応じて報告する。

（物資の引渡し）

第4条 物資の引渡場所は、避難場所等とし、甲乙協議の上、引渡場所を定めるものとする。また、当該引渡場所までの物資の運搬は、乙が行うものとする。ただし、乙が当該運搬を行うことができない場合は、甲が指定する者が当該運搬を行う。

2 物資の引渡日時は、甲が状況に応じ指示するものとする。また、甲は乙が提出する出荷確認書（第2号

様式) を確認した上で、物資の引渡しを受けるものとする。

(安全衛生管理)

第5条 甲及び乙は、物資が安全安心に消費されるために、物資の特性を十分に考慮し、製造・運搬・供給・保管・配布の各過程において、安全衛生管理面に特に注意しなければならず、第4条の引渡前については乙が、引渡後については甲が、それぞれ責任をもって安全衛生管理を行う。

2 前条の規定による引渡しの際、乙は、甲に物資の消費期限、提供個数及び保存条件について書面により通知する。この場合において、甲は、当該通知に係る書面に基づき、乙の立会いの下、物資の検査を行う。

3 消費期限内に物資が消費されなかつことにより、又は引渡し後の安全衛生管理の瑕疵により、食中毒等安全衛生管理上の問題が生じた場合は、乙は一切の責任を負わない。

(車両の通行)

第6条 甲は、乙が物資を運搬し、及び供給する際には、車両を緊急又は優先車両として通行できるよう可能な範囲で支援する。

(物資の代金等)

第7条 甲は、物資を引き取った後速やかに、乙の請求に基づきその代金を乙に支払うものとする。

2 物資の代金は、災害発生時の直前における販売価格を基準として、甲と乙が協議して決定する。

3 第4条の物資の引渡しについて、当該引渡場所までの運搬に係る乙が通常要した費用は、甲に請求することができる。

(連絡責任先)

第8条 甲及び乙は、本協定に基づく担当部署を定めるとともに、連絡責任者を選定するものとする。

2 甲及び乙は、前項の規定により担当部署及び連絡責任者を定めた場合は相互に通知するものとする。

(効力)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、有効期間満了日までに、甲乙のいずれからも意思表示がないときは更新されたものとし、以後も同様とする。

(解除)

第10条 この協定を解除する場合は、甲乙いづれか一方が解除日1か月前までに書面により相手方に通知するものとする。

(協議)

第11条 この協定について疑義が生じた事項又はこの協定に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書2通を作成し、両者記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

以上

(第1号様式)

第 号
年 月 日

株式会社ハーカスレイ様

尼崎市長印

出荷要請書

平成 年 月 日付け「災害救助物資の供給等に関する協定書」に基づき、次の物資の供給を要請します。

品名	数量	備考

(尼崎市連絡担当者)

所属	
役職・氏名	
電話番号	

年 月 日

出 荷 確 認 書

平成 年 月 日付け「災害救助物資の供給等に関する協定書」に基づき、次の物資の出荷したことを
確認します。

品 名	数 量	備 考

会 社 名
尼 崎 市

印 印

(株式会社ハーカスレイ連絡担当者)

所 属	
氏 名	
電話番号	

災害時における物資等の輸送に関する協定書(赤帽兵庫県軽自動車運送協同組合)

尼崎市（以下「甲」という。）と赤帽兵庫県軽自動車運送協同組合（以下「乙」という。）との間において、地震・風水害等による災害（以下「災害」という。）時における自動車輸送等の業務の協力について、次のとおり協定を締結する。

（協力の要請）

第1条 尼崎市内に災害が発生し、災害対策業務を実施するため軽自動車による輸送を必要とするときは、甲は乙に対し物資等輸送要請書（第1号様式）により要請するものとする。但し、緊急の場合で文書をもって要請するいとまがないときは、口頭で要請し、事後に要請書を提出するものとする。

（協力の実施）

第2条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、業務上の支障、又はやむを得ない事由の無い限り速やかに協力するものとする。

（業務の報告）

第3条 乙は、前条に基づき協力した場合は、速やかに甲に対し、物資等輸送報告書（第2号様式）により報告するものとする。

（経費の負担）

第4条 自動車輸送の協力に要した経費は、甲が負担するものとする。

2 甲が負担する価格は、災害が発生する直前における適正な価格（道路運送法の規定に基づき認可を受けた額）とし、甲乙協議のうえ決定する。

（経費の支払）

第5条 乙は、甲に対し第3条に定める報告を行い、確認を受けたのち、甲に対し運賃等の請求を行う。

2 甲は前項に基づく請求があったときは、乙に対し30日以内に代金を支払うものとする。

（事故等）

第6条 乙の使用した車両が故障その他の理由により運行を中断したときは、乙は速やかに当該車両を交換し、その業務の継続に努めるものとする。

2 乙は、その車両の運行に際し、事故が発生したときは、甲に対し速やかにその状況を報告するものとする。

（第三者に対する責任）

第7条 乙は、その車両の運行に際し、乙の責に帰する理由により第三者に損害を与えたとき、又は輸送する物資等に損害を与えたときは、その賠償の責を負うものとする。

(連絡責任者)

第8条 第1条に掲げる要請事項の伝達、連絡の確実性及び円滑性を確保するため、あらかじめ甲乙とも連絡責任者を定めるものとし、災害の発生により必要が生じた場合は速やかに各連絡責任者に連絡するものとする。

(平常時の協力)

第9条 乙は、次に掲げる平常時における甲の防災啓発推進事業に対して、積極的に協力するものとする。

- (1) 甲が実施する防災啓発推進事業
- (2) 甲が実施する防災総合訓練への参加

(改正又は廃止)

第10条 この協定の改廃又は廃止は、甲又は乙が文書をもって1ヶ月前以前に相手側に通知をしない限り、その効力を持続するものとする。

(協議)

第11条 この協定の解釈に疑義を生じた場合及びこの協定に定めのない事項については、法令（尼崎市の条例等を含む。）に定めるところによるもののほか、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証明するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成21年2月1日

甲 尼崎市東七松町1丁目23番1号
尼 崎 市
代表者 尼崎市長 白 井 文

乙 神戸市西区大津和3丁目3番10号
赤帽兵庫県軽自動車運送協同組合
理事長 岡 田 健 二

災害時における支援物資の受入、配送等に関する協定書（佐川急便株式会社）

平成28年10月5日

(甲) 尼崎市東七松町1丁目23番1号

尼 崎 市

代表者 尼崎市長 稲 村 和 美

(乙) 大阪市此花区島屋4丁目4番51号

佐川急便株式会社

関西支店長 谷 本 信 幸

災害時における支援物資の受入、配送等について、尼崎市（以下「甲」という。）と佐川急便株式会社（以下「乙」という。）との間に次のとおり協定する。

（趣旨）

第1条 本協定は、尼崎市域内で災害が発生した場合において、その被災者に対して食料及び生活必需品等の支援物資（被災者のために甲が必要に応じて調達する物資及び被災者のために甲に対して甲以外の者から提供される物資をいう。以下同じ。）の安定供給を行うことにより、被災者の生活の安定を図ることを目的として、甲が乙に対して行う支援物資の受入、配送等の要請手続等について、必要な事項を定めるものとする。

（物資集積・搬送拠点の設置等）

第2条 甲は、災害が発生した場合において、甲による避難所への支援物資の配送が円滑に行えないと認める場合は、支援物資の荷降ろし、仕分け、登録、分配及び積込み（以下「荷役作業」という。）を行い、又は配送等を行うための拠点となる施設（以下「物資集積・搬送拠点」という。）を設置する。

2 甲は、必要があると認めるときは、乙の承諾を得たうえで、乙又は乙の関係団体が所有する施設に物資集積・搬送拠点を設置することができる。

（支援物資の受入れ及び配送並びに派遣の要請）

第3条 甲は、前条の規定により物資集積・搬送拠点を設置しようとする場合には、あらかじめ、乙に対し当該物資集積・搬送拠点において次の各号に掲げる業務を行うことを書面により要請することができる。ただし、書面により要請するいとまがない場合には、口頭によるものとし、口頭による要請を行った場合は、その後速やかに書面を交付するものとする。

（1）避難所等への支援物資の配送計画の策定及び配送の実施

（2）配送時における支援物資に係る被災者のニーズの収集

（3）甲から指示のあった物資集積・搬送拠点における荷役作業の実施

（4）荷役作業に必要な人員及び機材の提供

2 甲は、支援物資の受入れ、配送等を実施する上で必要と認めるときは、書面により、乙に対し支援物資の受入れ及び配送等に関する助言等を行う要員の派遣を要請することができる。

（支援物資の受入れ及び配送並びに派遣の実施）

第4条 乙は、前条の規定による派遣の要請があった場合は、可能な限り協力するものとする。

（報告）

第5条 乙は、第3条第1項の規定による要請を受けて物資の受入れ及び配送を行った場合は、その内容等を書面により甲に報告するものとする。ただし、書面をもって報告するいとまがない場合には、口頭によるものとし、口頭による報告を行った場合は、その後速やかに書面により報告するものとする。

2 乙は、第3条第2項の規定により派遣を行った場合は、その旨を書面により甲に報告するものとする。ただし、書面をもって報告するいとまがない場合には、口頭によるものとし、口頭による報告を行った場合は、その後速やかに書面により報告するものとする。

3 甲は、第3条の規定により要請した内容に変更が生じた場合はその都度乙に変更内容を書面で通知するものとし、乙が前2項の規定により報告した内容に変更が生じた場合は、その都度甲に変更内容を書面で通知するものとする。

（経費の負担及び請求等）

第6条 甲が乙に要請した業務等（以下「業務等」という。）に要した経費は、甲が負担するものとする。

2 前項の経費の額は、法令その他で定めがあるものを除き、災害発生前に乙が定めている経費の額を基準として、甲乙協議のうえ決定するものとする。

3 甲は、乙から前項の規定により決定された経費の額に係る適法な支払請求書を受理したときは、乙に対し速やかに支払を行うものとする。

（事故等）

第7条 乙は、業務等の実施に際し、事故等が発生したときは、甲に対して書面により報告し、甲乙協議の上、適切な措置を講じるものとする。ただし、書面をもって報告するいとまがない場合には、口頭によるものとし、口頭による報告を行った場合は、その後速やかに書面により報告するものとする。

（損害の負担）

第8条 支援物資の受入れ、配送等により甲に生じた損害の負担は、甲乙協議して定める。ただし、乙の責めに帰する理由により生じた損害の負担は、乙が負うものとする。

（補償）

第9条 本協定に基づいて業務等に従事した者が、その者の責に帰することができない理由により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、次の各号に掲げる場合を除き、甲がその損害を補償する。

（1）業務に従事する者の故意又は重大な過失による場合

（2）当該損害につき、乙又は業務等に従事する者が締結した損害賠償保険契約により保険給付を受けることができる場合

（3）当該損害が第三者の行為によるものであって、当該第三者から損害賠償を受けることができる場合

（4）天災、テロ行為、戦争その他の不可抗力による場合

（機密の保持及び情報提供）

第10条 甲及び乙は、本協定に基づく業務等の処理上知り得た秘密を他人に漏らし、又は利用してはならない。業務等が終了し、又は本協定が解除された後についても同様とする。また、甲及び乙はそれぞれが知り得た災害に関する情報を互いに提供するよう努めるものとする。

（連絡責任先）

第11条 甲及び乙は、本協定に基づく担当部署を定めるとともに、連絡責任者を選定するものとする。

2 甲及び乙は、前項の規定により担当部署及び連絡責任者を定めた場合は相互に通知するものとする。

（協議）

第12条 本協定に定めのない事項及び本協定の内容に疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

（有効期間）

第13条 本協定は、協定成立の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が、書面により本協定の解除を通知しない限り、その効力は継続するものとする。

上記の協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を所持する。

以上

任意様式（第3条関係）

平成 年 月 日

佐川急便株式会社
関 西 支 店 長 様

尼 崎 市 長

要請書

平成28年10月5日付「災害時における支援物資の受入、配送等に関する協定書」第3条に基づき、
次の通り協力を要請します。

1 支援要請

- 避難所等への支援物資の配送計画の策定及び配送の実施
- 配送時における支援物資に係る被災者のニーズの収集
- 物資集積・搬送拠点における荷役作業の実施
- 荷役作業に必要な人員及び機材の提供
- 支援物資の受入れ及び配送等に関する助言等を行う要員の派遣

2 その他参考となる事項

(尼崎市連絡担当者)

所属	
役職・氏名	
電話番号	

災害時における支援物資の受入、配送等に関する協定書(ヤマト運輸株式会社)

平成28年10月21日

(甲) 尼崎市東七松町1丁目23番1号

尼 崎 市

代表者 尼崎市長 稲 村 和 美

(乙) 尼崎市中浜町26-4

ヤマト運輸株式会社 西大阪主管支店

主管支店長 中 村 良 一

災害時における支援物資の受入、配送等について、尼崎市（以下「甲」という。）とヤマト運輸株式会社 西大阪主管支店（以下「乙」という。）との間に次のとおり協定する。

（趣旨）

第1条 本協定は、尼崎市域内で災害が発生した場合において、その被災者に対して食料及び生活必需品等の支援物資（被災者のために甲が必要に応じて調達する物資及び被災のために甲に対して甲以外の者から提供される物資をいう。以下同じ。）の安定供給を行うことにより、被災者の生活の安定を図ることを目的として、甲が乙に対して行う支援物資の受入、配送等の要請手続等について、必要な事項を定めるものとする。

（物資集積・搬送拠点の設置等）

第2条 甲は、災害が発生した場合において、甲による避難所への支援物資の配送が円滑に行えないと認める場合は、支援物資の荷降ろし、仕分け、登録、分配及び積込み（以下「荷役作業」という。）を行い、又は配送等を行うための拠点となる施設（以下「物資集積・搬送拠点」という。）を設置する。

2 甲は、必要があると認めるときは、乙の承諾を得たうえで、乙が所有する施設に物資集積・搬送拠点を設置することができる。

（支援物資の受入れ及び配送並びに派遣の要請）

第3条 甲は、前条の規定により物資集積・搬送拠点を設置しようとする場合には、あらかじめ、乙に対し当該物資集積・搬送拠点において次の各号に掲げる業務を行うことを書面により要請することができる。ただし、書面により要請するいとまがない場合には、口頭によるものとし、口頭による要請を行った場合は、その後速やかに書面を交付するものとする。

（1）避難所等への支援物資の配送計画の策定及び配送の実施

（2）配送時における支援物資に係る被災者のニーズの収集

（3）甲から指示のあった物資集積・搬送拠点における荷役作業の実施

（4）荷役作業に必要な人員及び機材の提供

2 甲は、支援物資の受入れ、配送等を実施する上で必要と認めるときは、書面により、乙に対し支援物資の受入れ及び配送等に関する助言等を行う要員の派遣を要請することができる。

（支援物資の受入れ及び配送並びに派遣の実施）

第4条 乙は、前条の規定による派遣の要請があった場合は、自己の業務に支障がない範囲内において、可能な限り協力するものとする。

（報告）

第5条 乙は、第3条第1項の規定による要請を受けて物資の受入れ及び配送を行った場合は、その内容等を書面により甲に報告するものとする。ただし、書面をもって報告するいとまがない場合には、口頭によるものとし、口頭による報告を行った場合は、その後速やかに書面により報告するも

のとする。

2 乙は、第3条第2項の規定により派遣を行った場合は、その旨を書面により甲に報告するものとする。ただし、書面をもって報告するいとまがない場合には、口頭によるものとし、口頭による報告を行った場合は、その後速やかに書面により報告するものとする。

3 甲は、第3条の規定により要請した内容に変更が生じた場合はその都度乙に変更内容を書面で通知するものとし、乙が前2項の規定により報告した内容に変更が生じた場合は、その都度甲に変更内容を書面で通知するものとする。

(経費の負担及び請求等)

第6条 甲が乙に要請した業務等（以下「業務等」という。）に要した経費は、甲が負担するものとする。

2 前項の経費の額は、法令その他で定めがあるものを除き、災害発生前に乙が定めている経費の額を基準として、甲乙協議のうえ決定するものとする。

3 甲は、乙から前項の規定により決定された経費の額に係る適法な支払請求書を受理したときは、乙に対し速やかに支払を行うものとする。

(事故等)

第7条 乙は、業務等の実施に際し、事故等が発生したときは、甲に対して書面により報告し、甲乙協議の上、適切な措置を講じるものとする。ただし、書面をもって報告するいとまがない場合には、口頭によるものとし、口頭による報告を行った場合は、その後速やかに書面により報告するものとする。

(損害の負担)

第8条 乙の責めに帰する理由により生じた損害の負担は、乙が負うものとする。

(機密の保持及び情報提供)

第9条 甲及び乙は、本協定に基づく業務等の処理上知り得た秘密を他人に漏らし、又は利用してはならない。業務等が終了し、又は本協定が解除された後についても同様とする。また、甲及び乙はそれぞれが知り得た災害に関する情報を互いに提供するよう努めるものとする。

(連絡責任先)

第10条 甲及び乙は、本協定に基づく担当部署を定めるとともに、連絡責任者を選定するものとする。

2 甲及び乙は、前項の規定により担当部署及び連絡責任者を定めた場合は相互に通知するものとする。

(協議)

第11条 本協定に定めのない事項及び本協定の内容に疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

(有効期間)

第12条 本協定は、協定成立の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が、書面により本協定の解除を通知しない限り、その効力は継続するものとする。

上記の協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を所持する。

以上

任意様式（第3条関係）

平成 年 月 日

ヤマト運輸株式会社
西大阪主管支店長 様

尼崎市長

要請書

平成28年10月21日付「災害時における支援物資の受入、配達等に関する協定書」第3条に基づき、
次の通り協力を要請します。

1 支援要請

- 避難所等への支援物資の配達計画の策定及び配達の実施
- 配達時における支援物資に係る被災者のニーズの収集
- 物資集積・搬送拠点における荷役作業の実施
- 荷役作業に必要な人員及び機材の提供
- 支援物資の受け入れ及び配達等に関する助言等を行う要員の派遣

2 その他参考となる事項

(尼崎市連絡担当者)

所属	
役職・氏名	
電話番号	

災害時における輸送業務の協力に関する協定（阪神バス株式会社）

平成30年10月17日

甲 尼崎市東七松町1丁目23番1号
尼崎市
代表者 尼崎市長稻村和美 印

乙 尼崎市大庄川田町108番地の1
阪神バス株式会社
代表者 代表取締役社長 福浦秀哉 印

尼崎市（以下「甲」という。）と阪神バス株式会社（以下「乙」という。）は、災害対策基本法に定める災害（以下「災害」という）時に甲が実施する輸送業務について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、尼崎市内において災害が発生した場合又は発生する恐れがある場合、甲が乙の協力を得て、災害時における輸送業務を迅速に行うこととする目的とする。

（協力の要請）

第2条 この協定に基づき、甲が乙に協力を要請する業務は、次のとおりとする。

(1) 尼崎市地域防災計画に定める輸送業務（被災者及び災害対策従事者等の輸送）

(2) 前号に定めるもののほか、尼崎市災害対策本部長（尼崎市長）が必要と認める事項

2 甲は、前項に定める業務への協力を乙に要請するときは、要請書（別紙様式1）により要請するものとする。但し緊急を要する場合は甲は乙に対し口頭により要請し、その後速やかに乙に要請書を送付する。

（協力の実施）

第3条 乙は、前条に定める要請を受けた場合には、可能な限り要請に応じるものとし、その場合は速やかに業務を実施する。

2 業務実施中に車両が故障その他の理由により運行が中断した時は、乙は速やかに当該バスを交換する等により業務を継続するよう努める。

（報告）

第4条 乙は、第2条第2項による要請に基づき業務を実施した場合は、当該業務の終了後速やかに報告書（別紙様式2）により甲に対し報告を行う。

2 乙は、業務中に事故が発生した時は、甲に速やかにその状況を報告するものとする。

（費用の請求及び支払い）

第5条 第2条第2項による要請に基づき乙が実施する業務に要した費用（運賃及び料金、有料道路通行料並びに車両借上料等の実費負担額）は甲が負担するものとし、乙は前条による報告後に、甲に対し当該費用の請求を行う。

2 甲は、前項による適法な請求があったときは、請求内容を確認し、その費用を乙に支払う。

（第三者に対する補償等）

第6条 乙が第2条第2項による要請に基づき実施する業務中に第三者に損害を与えた場合の補償については、乙の責めに帰すべき理由によるものを除き、甲が負担する。

（従事者等の災害補償）

第7条 甲は、乙の従業員等が第2条第2項による要請に基づき実施する業務に従事したことにより負傷し、疾病にかかり、若しくは死亡した場合、又はこの協定に基づく業務に使用した車両が、汚損し、若しくは損傷した場合で、当該損害が災害と因果関係があると甲乙が協議した

上で認められるときは、次に掲げる場合を除き、その損害を補償する。この場合において、従業員等に対する補償は、尼崎市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年10月4日条例第31号）を準用する。

- (1) 乙が実施する業務に従事する者の重大な過失による場合
- (2) 当該損害が第三者の行為によるものであって、当該第三者から損害賠償を受けることができる場合

(秘密の保持)

第8条 甲及び乙は、この協定による業務上知り得た秘密を他人に漏らし、又は利用してはならない。業務が終了又は解除された後においても同様とする。

(有効期間)

第9条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が、文書をもって協定の解除を通知しない限りその効力を持続するものとする。

(雑則)

第10条 この協定に定めのない事項については尼崎市地域防災計画によるほか、その他疑義が生じた場合については、その都度甲乙が協議を行う。

上記の協定の成立を証するため、この協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

以上

阪神バス株式会社 代表者 様

尼崎市長
(危機管理安全局長)

協力要請書

災害時における輸送業務の協力に関する協定第2条第2項の規定に基づき、次のとおり協力を要請します。

1 災害の状況及び協力を必要とする事由

--

2 輸送内容

輸送人員数	輸送活動期間	輸送区間	備考
____人	(自) ____年 ____月 日 (至) ____年 ____月 日	(発) _____ (着) _____	
____人	(自) ____年 ____月 日 (至) ____年 ____月 日	(発) _____ (着) _____	
____人	(自) ____年 ____月 日 (至) ____年 ____月 日	(発) _____ (着) _____	
____人	(自) ____年 ____月 日 (至) ____年 ____月 日	(発) _____ (着) _____	
____人	(自) ____年 ____月 日 (至) ____年 ____月 日	(発) _____ (着) _____	
____人	(自) ____年 ____月 日 (至) ____年 ____月 日	(発) _____ (着) _____	
____人	(自) ____年 ____月 日 (至) ____年 ____月 日	(発) _____ (着) _____	

以上

尼崎市長様
(危機管理安全局長様)

阪神バス株式会社 代表者

業務完了報告書

災害時における輸送業務の協力に関する協定第4条第1項の規定に基づき、次のとおり報告します。

輸送実施内容

実施日	輸送人員数	輸送区間	輸送回数	従事人員	従事車両数及び車両種別
___/___	____人	(発) _____ (着) _____	延____回	____人	____台 種別 _____
___/___	____人	(発) _____ (着) _____	延____回	____人	____台 種別 _____
___/___	____人	(発) _____ (着) _____	延____回	____人	____台 種別 _____
___/___	____人	(発) _____ (着) _____	延____回	____人	____台 種別 _____
___/___	____人	(発) _____ (着) _____	延____回	____人	____台 種別 _____
___/___	____人	(発) _____ (着) _____	延____回	____人	____台 種別 _____
以上					

災害時における支援物資等の輸送に関する協定書（尼崎運輸事業協同組合）

令和元年5月23日

(甲) 尼崎市東七松町1丁目23番1号
尼 崎 市
代表者 尼崎市長 稲 村 和 美

(乙) 尼崎市金楽寺町1丁目3番7号
尼崎運輸事業協同組合
代表者 理事長 原 岡 謙 一

災害時における支援物資等の輸送について、尼崎市（以下「甲」という。）と尼崎運輸事業協同組合（以下「乙」という。）との間に次のとおり協定する。

(趣旨)

第1条 本協定は、尼崎市域内で災害が発生した場合または発生する恐れがある場合、もしくは尼崎市域外において災害が発生しこれを甲が支援する場合に、その被災者に対して食料及び生活必需品等の支援物資（被災者のために甲が必要に応じて調達する物資及び被災者のために甲に対して甲以外の者から提供される物資をいう。以下同じ。）等の供給を行うことにより、被災者の生活の安定を図ることを目的として、甲が乙に対して行う支援物資等の輸送の要請手続等について、必要な事項を定めるものとする。

(輸送の要請)

第2条 甲は災害が発生した場合において、車両による支援物資等の輸送を必要とするときは、甲は乙に対し書面により要請するものとする。ただし、緊急の場合で文書をもって要請するいとまがない場合には、口頭によるものとし、口頭による要請を行った場合は、その後速やかに書面を交付するものとする。

2 甲は、前項の規定により要請した内容に変更が生じた場合は、その都度乙に変更内容を書面で通知するものとする。

(輸送の実施)

第3条 乙は、前条の規定による要請があった場合は、可能な限り要請に応じるものとし、その場合は速やかに業務を実施するものとする。

(報告)

第4条 乙は、第2条の規定による要請を受けて支援物資等の輸送を行った場合は、その内容等を書面により甲に報告するものとする。ただし、書面をもって報告するいとまがない場合には、口頭によるものとし、口頭による報告を行った場合は、その後速やかに書面を交付するものとする。

2 乙は、前項の規定により報告した内容に変更が生じた場合は、その都度甲に変更内容を書面で通知するものとする。

(経費の負担及び請求等)

第5条 甲が乙に要請した業務等（以下「業務等」という。）に要した経費（運賃、高速代）は、甲が負担するものとする。

2 前項の経費の額は、災害発生時の直前における価格を基準として、甲と乙が協議して決定するものとする。

3 甲は、乙から前項の規定により決定された経費の額に係る適法な支払請求書を受理したときは、乙に対し速やかに支払を行うものとする。

(事故等)

第6条 乙の使用した車両が故障その他の理由により業務等を中断したときは、乙は速やかに当該車両を交換し、その業務等の継続に努めるものとする。

2 乙は、業務等の実施に際し、事故等が発生したときは、甲に対して書面により報告し、甲乙協議の上、適切な措置を講じるものとする。ただし、書面をもって報告するいとまがない場合には、口頭によるものとし、口頭による報告を行った場合は、その後速やかに書面により報告するものとする。

(損害の負担)

第7条 乙の責めに帰する理由により生じた損害の負担は、乙が負うものとする。

(機密の保持及び情報提供)

第8条 甲及び乙は、本協定に基づく業務等の処理上知り得た秘密を他人に漏らし、又は利用してはならない。業務等が終了し、又は本協定が解除された後についても同様とする。また、甲及び乙はそれぞれが知り得た災害に関する情報を互いに提供するよう努めるものとする。
(連絡責任先)

第9条 甲及び乙は、本協定に基づく連絡責任者を選定するものとする。

2 甲及び乙は、前項の規定により連絡責任者を定めた場合は相互に通知するものとする。
(協議)

第10条 本協定に定めのない事項及び本協定の内容に疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

(有効期間)

第11条 本協定は、協定成立の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が、書面により本協定の解除を通知しない限り、その効力は継続するものとする。

上記の協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を所持する。
以上

任意様式（第2条関係）

令和 年 月 日

尼崎運輸事業協同組合

理事長 様

尼 崎 市 長

要請書

令和 年 月 日付「災害時における支援物資等の輸送に関する協定書」第2条に基づき、次のとおり協力を要請します。

1 災害の状況及び協力を必要とする事由

2 協力を必要とする輸送内容

物資	数量	輸送活動期間	輸送区間
		(自) ____年 ____月 日 (至) ____年 ____月 日	(発) _____ (着) _____
		(自) ____年 ____月 日 (至) ____年 ____月 日	(発) _____ (着) _____
		(自) ____年 ____月 日 (至) ____年 ____月 日	(発) _____ (着) _____
		(自) ____年 ____月 日 (至) ____年 ____月 日	(発) _____ (着) _____

3 その他必要な事項

(尼崎市連絡担当者)

所属	
役職・氏名	
電話番号	

任意様式（第4条関係）

令和 年 月 日

尼崎市長

様

尼崎運輸事業協同組合

理事長

印

報告書

令和 年 月 日付「災害時における支援物資等の輸送に関する協定書」第4条に基づき、次のとおり支援物資等を輸送しましたので報告します。

1 従事した車両の台数、人員

- (1) 車両 トラック 台 ・その他() 台
(2) 人員 人

2 従事した内容(輸送物資及び数量、期間、区間)

物資	数量	輸送活動期間	輸送区間
		(自) ____年 ____月 日 (至) ____年 ____月 日	(発) _____ (着) _____
		(自) ____年 ____月 日 (至) ____年 ____月 日	(発) _____ (着) _____
		(自) ____年 ____月 日 (至) ____年 ____月 日	(発) _____ (着) _____
		(自) ____年 ____月 日 (至) ____年 ____月 日	(発) _____ (着) _____
		(自) ____年 ____月 日 (至) ____年 ____月 日	(発) _____ (着) _____

3 その他必要な事項

(連絡担当者)

所属	
役職・氏名	
電話番号	

災害時における飲料水の供給等に関する協定書（株式会社MCエバテック）

平成30年2月7日

(甲) 尼崎市東七松町1丁目23番1号

尼 崎 市

代表者 尼崎市長 稲村 和美

(乙) 尼崎市潮江1丁目2番6号

株式会社MCエバテック

取締役社長 小山 敏之

尼崎市（以下「甲」という。）と株式会社MCエバテック（以下「乙」という。）は、尼崎市域で災害対策基本法（昭和36年法第223号）第2条第1号に規定する地震、風水害等の災害が発生し、又は発生するおそれのある場合（以下「災害時」という。）において、飲料水、ウォーターサーバー及びその他の物資（以下「飲料水等」という。）の供給について次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時において、甲が行う災害応急対策の円滑な遂行に資するため、乙が甲に対して行う飲料水等の供給について、必要な事項を定めることを目的とする。

（協力の要請）

第2条 この協定に定める災害時において、甲が飲料水等を調達する必要があると認める場合に、甲は乙へ飲料水等の供給を要請することができる。

2 前項の要請は飲料水等の供給要請書（様式第1号）の提出をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話等により当該要請を行うことができるものとし、甲は後日、速やかに当該要請書を提出するものとする。

（協力の範囲）

第3条 甲は、第2条の場合に、次の各号に掲げる物資の供給について、乙に協力を要請することができる。

- (1) 飲料水およびウォーターサーバー（紙コップを含む）の供給
- (2) 甲が費用負担し、乙が準備したウォーターサーバー用非常用発電機の供給
- (3) その他乙が調達可能な物資の供給

2 乙は、前項各号に掲げる業務に加えて、甲が管理する備蓄拠点等を経由し、甲の指定する場所へ備蓄物資等の運搬に可能な範囲において協力する。

（協力の実施）

第4条 乙は、第2条による要請を受けたときは、交通インフラの断絶等により飲料水等が供給できない場合を除き、可能な範囲において、甲の指定する場所へ24時間以内に飲料水等を供給するものとする。

2 乙は、飲料水等の供給を実施した際は、その供給状況について、供給終了後、速やかに供給完了通知書（様式第2号）により甲に通知するものとする。

(引渡し等)

第5条 飲料水等の引渡しは、原則として、甲が指定する場所とし、引渡し場所までの運搬は乙が行うものとする。但し、必要に応じて、乙が指定する者が行うことができる。

2 飲料水等の引渡しは、甲、乙双方の職員の立会いの下で行うものとする。

(費用の負担)

第6条 第2条第1項の要請に基づき乙が提供した飲料水等の代価は、甲の負担とする。ただし、各引渡し場所（災害発生直前の指定避難場所の箇所数を限度とする）につき、ウォーターサーバー1台分（紙コップを含む）、飲料水ボトル3本分（1本あたり12リットル）の代金、運搬・設置に係る費用及び第3条2項の運搬に係る費用については無償とする。

2 前項但書以外の物資に係る費用については、有償とする。

3 本条に基づく費用の額は、災害発生の直前における販売価格とし、甲乙協議の上決定するものとする。

4 本条2項の物資の供給に際して発生した代価は、供給完了通知書（様式第2号）を基に算出し、乙が甲に請求できるものとする。

(損害賠償責任)

第7条 乙は、業務の実施中に、乙の責に帰する理由により第三者に損害を与えたときはその賠償の責を負うものとする。

(連絡窓口)

第8条 甲及び乙は、本協定に基づく担当部署を定めるとともに、連絡責任者を選定するものとする。

2 甲及び乙は、前項の規定により担当部署及び連絡責任者を定めた場合は相互に通知するものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項、または疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議の上決定するものとする。

(適用期間)

第10条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を相手方に通知しない限り、その効力が継続するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名押印の上、各1通を保有する。

以上

平成 年 月 日

株式会社MCエバテック
アクアクララ六甲事業部 様

尼崎市長

災害時における飲料水等の供給要請書

「災害時における飲料水の供給等に関する協定書」第2条第2項の規定に基づき、次のとおり供給を要請します。

要請担当者	所属・氏名：尼崎市 連絡先電話番号：
口頭、電話等による 要請の日時	平成 年 月 日 () 時 分頃
要請内容	
履行の場所 (甲の施設名称)	
履行の期日	平成 年 月 日 ()
その他	

平成 年 月 日

尼崎市長 様

株式会社MCエバテック
アクアクララ六甲事業部

災害時における飲料水等の供給完了通知書

「災害時における飲料水の供給等に関する協定書」第4条第2項の規定に基づき、次のとおり通知します。

株式会社MCエバテック担当者	所 属・氏 名 : 連絡先電話番号 :
供 給 内 容	
引 渡 し 場 所	
引 渡 し 日 時	平成 年 月 日 () 時ごろ
そ の 他	

災害時におけるLPガス等の供給に関する協定（一般社団法人兵庫県LPガス協会阪神支部）

尼崎市（以下「甲」という。）と一般社団法人兵庫県LPガス協会阪神支部（以下「乙」という。）は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に必要となるLPガス及び燃焼機器等の機材（以下「LPガス等」という。）の供給について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時に甲と乙が相互に協力し、被災者等に対して行うLPガス等の供給に関する協力事項を定めることにより、迅速かつ的確な支援活動を遂行し、被災者等の支援の円滑化を図ることを目的とする。

（要請）

第2条 甲は、災害時においてLPガス等を必要とするときは、乙に対してLPガス等の優先的な供給について協力を要請することができる。

2 前項の規定による要請は、協定に基づく物資の供給要請書（1号様式）により行うものとする。ただし、甲において文書をもって要請する時間的余裕がないときは、口頭で要請することができる。この場合において、甲は、後日速やかに文書を乙に提出するものとする。

（供給）

第3条 乙は、甲からLPガス等の供給協力の要請を受けたときは、甲の指定する場所まで運搬後、LPガス燃焼機器又は器具に接続し、供給を行うものとする。

2 LPガス等を供給したときは、甲は乙が提出する協定に基づく物資供給確認書（2号様式）を確認した上で、物資の引渡しを受けるものとする。

（安全点検の実施）

第4条 乙は、LPガス等を供給するときは、供給設備及び消費設備の安全点検を行うものとする。

（供給体制の確立維持）

第5条 乙は、この協定に基づくLPガス等の供給体制を確保するため、平常時においても、数量を確保し、大規模災害の発生に備えるものとする。

（費用の負担）

第6条 LPガス等の提供に係る費用は、甲が負担するものとする。

2 LPガスの価格は、災害発生直前における市場価格を基準として、甲乙協議の上、決定するものとする。

3 第3条に基づくLPガス等の運搬に係る費用については、乙が負担するものとする。

（費用の支払）

第7条 甲は、前条第1項の規定により負担することとされた費用を速やかに支払うものとする。ただし、費用の支払い時期については、甲の災害対応状況から甲の判断により適当な時期に行うこととする。

（事故等）

第8条 乙は、業務等の実施に際し、事故等が発生したときは、甲に対して書面により報告し、甲乙協議の上、適切な措置を講じるものとする。ただし、書面をもって報告するいとまがない場合には、口頭によるものとし、口頭による報告を行った場合は、その後速やかに書面により報告するものとする。

（損害の負担）

第9条 乙の責めに帰する理由により生じた損害の負担は、乙が負うものとする。

（災害時の情報提供）

第10条 乙は、諸活動中に覚知した災害等による被害情報を積極的に甲に提供するものとする。

（情報交換）

第11条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため、平常時から情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

2 担当者に変更があった場合は速やかに報告するものとする。

(平常時の防災活動への協力)

第12条 乙は、平常時における甲の防災啓発事業の推進に対し、可能な限り協力するものとする。

(協議事項)

第13条 この協定に定めのない事項又はこの協定の履行に関し必要な事項は、その都度甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第14条 この協定の有効期間は、協定の締結の日から平成31年3月31日までとする。

2 前項の期間満了の1か月前までに、甲、乙いずれかからも申出がない場合は、この協定は期間満了の日から1年間更新されるものとし、以降も同様とする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方が記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成31年1月29日

甲 尼崎市東七松町1丁目23番1号

尼崎市

尼崎市長 稲村 和美

乙 尼崎市東難波4丁目13番9号

一般社団法人兵庫県LPガス協会阪神支部

支部長 金澤 嘉彦

様式第1号（第2条関係）

尼 第 号
年 月 日

一般社団法人

兵庫県LPガス協会 阪神支部長 様

尼崎市長

協定に基づく物資供給要請書

「災害時におけるLPガス等の供給に関する協定書」第2条第1項の規定に基づき、次の内容でLPガス等の供給を要請します。

1 引渡場所（避難場所等）_____

2 要請物資

物資名	数量	物資名	数量
LPガス (kg)			
LPガス (kg)			

3 その他必要とする事項

（尼崎市連絡担当者）

所属：_____

役職・氏名：_____

電話：_____

様式第2号（第3条関係）

尼 第 号
年 月 日

一般社団法人

兵庫県LPガス協会 阪神支部 様

尼崎市長

協定に基づく物資供給確認書

「災害時におけるLPガス等の供給に関する協定」第3条第2項の規定に基づき、

年 月 日付けで要請を受けた件について、次の内容でLPガス等を供給したことを確認します。

1 引渡場所（避難場所等）_____

2 要請物資

物資名	数量	物資名	数量
LPガス (kg)			
LPガス (kg)			

3 その他必要とする事項等報告（設置に関する報告等）

物資納入者： 印

物資受領者： 印

(阪神支部連絡担当者)

所属：

氏名：

電話：

年 月 日

連絡責任者（変更）届出書

第1連絡責任者			
所 属		電話（直通）	
役 職		電話（携帯）	
氏 名		F A X	
メール			

第2連絡責任者			
所 属		電話（直通）	
役 職		電話（携帯）	
氏 名		F A X	
メール			

災害発生時等におけるマスク等の供給に関する協定書（株式会社ショウワ）

令和2年7月14日

甲 尼崎市東七松町1丁目23番1号
尼 崎 市
代表者 尼崎市長 稲 村 和 美 印

乙 尼崎市久々知西町2丁目6番36号
株式会社ショウワ
代表取締役 藤 村 俊 秀 印

尼崎市（以下「甲」という。）と株式会社ショウワ（以下「乙」という。）は、尼崎市域内で災害、感染症が発生し、又は発生するおそれがある場合、もしくは尼崎市域外において災害が発生しこれを甲が支援する場合（以下「災害発生時等」という。）におけるマスクその他防疫に必要な物資（以下「マスク等」という。）の供給について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害発生時等におけるマスク等の供給について必要な事項を定めることを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この協定において、次に掲げる用語の意義は、当該号に定めるところによる。

- (1) 災害 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害をいう。
- (2) 感染症 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第1項に規定する感染症をいう。

（マスク等の供給等）

第3条 甲は、災害発生時等において、マスク等を必要とするときは、乙に対し、物資供給要請書（1号様式）により、乙の保有するマスク等の供給を要請するものとする。ただし、緊急のため物資供給要請書による要請のいとまのない場合は、口頭等による要請を行うことができる。

- 2 甲は、前項ただし書の規定による要請を行ったときは、その後速やかに、物資供給要請書を乙に提出するものとする。
- 3 乙は、第1項の規定による要請があったときは、甲に対し、物資供給要請書の内容に基づき、マスク等を供給するものとする。ただし、乙が災害による被害を受けた場合その他のマスク等の供給が困難であると認められるときは、この限りではない。
- 4 マスク等の運搬の方法及び引取場所は、甲乙協議の上定めるものとし、甲は、当該引取場所において乙の提出する出荷確認書（第2号様式）により確認のうえ、マスク等を引き取るものとする。

（物資の範囲）

第4条 甲が乙に供給の要請を行うことのできるマスク等は、次のとおりとする。

- (1) 一般用マスク
- (2) その他甲が指定する物資

(費用負担等)

第5条 乙が供給したマスク等の費用及び当該マスク等の運搬に要した費用（以下「本件費用」という。）は、甲が負担するものとする。

- 2 本件費用は、災害発生時等の直前における適正な価格を基準として甲乙協議のうえ決定する。
- 3 甲は、乙からの適法な請求があった日から30日以内に、本件費用を乙に支払うものとする。

(情報交換)

第6条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため、平常時から情報交換を行い、災害発生時等に備えるものとする。

- 2 甲及び乙は、担当者に変更があった場合は速やかに報告しなければならない。

(協議事項)

第7条 この協定に定めのない事項又はこの協定の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙誠意をもって協議のうえ定めるものとする。

(有効期間)

第8条 この協定は、協定成立の日からその効力を有するものとし、甲及び乙が、書面によりこの協定の解除の合意をしない限り、その効力は継続するものとする。

この協定の成立を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

以上

年　月　日

物 資 供 紿 要 請 書

株式会社ショウワ

代表取締役 様

尼崎市長

印

災害発生時等におけるマスク等の供給に関する協定第3条の規定により、次の物資の供給を要請します。

品 名	数 量	備 考

年　月　日

出荷確認書

尼崎市長様

株式会社ショウワ

代表取締役

印

年　月　日付け物資供給要請書により、次の物資を供給したことを報告します。

品名	数量	備考

年　月　日

株式会社ショウワ

印

尼崎市

印

災害発生時等におけるマスク等の供給に関する協定書（ユニオン工業株式会社）

令和2年7月14日

甲 尼崎市東七松町1丁目23番1号
尼 崎 市
代表者 尼崎市長 稲 村 和 美 印

乙 兵庫県尼崎市西川2丁目6番13号
ユニオン工業株式会社
代表取締役社長 永 田 達 也 印

尼崎市（以下「甲」という。）とユニオン工業株式会社（以下「乙」という。）は、尼崎市域内で災害、感染症が発生し、又は発生するおそれがある場合、もしくは尼崎市域外において災害が発生しこれを甲が支援する場合（以下「災害発生時等」という。）におけるマスクその他防疫に必要な物資（以下「マスク等」という。）の供給について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害発生時等におけるマスク等の供給について必要な事項を定めることを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この協定において、次に掲げる用語の意義は、当該号に定めるところによる。

- (1) 災害 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害をいう。
- (2) 感染症 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第1項に規定する感染症をいう。

（マスク等の供給等）

第3条 甲は、災害発生時等において、マスク等を必要とするときは、乙に対し、物資供給要請書（1号様式）により、乙の保有するマスク等の供給を要請するものとする。ただし、緊急のため物資供給要請書による要請のいとまのない場合は、口頭等による要請を行うことができる。

- 2 甲は、前項ただし書の規定による要請を行ったときは、その後速やかに、物資供給要請書を乙に提出するものとする。
- 3 乙は、第1項の規定による要請があったときは、甲に対し、物資供給要請書の内容に基づき、マスク等を供給するものとする。ただし、乙が災害による被害を受けた場合その他のマスク等の供給が困難であると認められるときは、この限りではない。
- 4 マスク等の運搬の方法及び引取場所は、甲乙協議の上定めるものとし、甲は、当該引取場所において乙の提出する出荷確認書（第2号様式）により確認のうえ、マスク等を引き取るものとする。

（物資の範囲）

第4条 甲が乙に供給の要請を行うことのできるマスク等は、次のとおりとする。

- (1) 一般用マスク
- (2) その他甲が指定する物資

(費用負担等)

第5条 乙が供給したマスク等の費用及び当該マスク等の運搬に要した費用（以下「本件費用」という。）は、甲が負担するものとする。

- 2 本件費用は、災害発生時等の直前における適正な価格を基準として甲乙協議のうえ決定する。
- 3 甲は、乙からの適法な請求があった日から30日以内に、本件費用を乙に支払うものとする。

(情報交換)

第6条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため、平常時から情報交換を行い、災害発生時等に備えるものとする。

- 2 甲及び乙は、担当者に変更があった場合は速やかに報告しなければならない。

(協議事項)

第7条 この協定に定めのない事項又はこの協定の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙誠意をもって協議のうえ定めるものとする。

(有効期間)

第8条 この協定は、協定成立の日からその効力を有するものとし、甲及び乙が、書面によりこの協定の解除の合意をしない限り、その効力は継続するものとする。

この協定の成立を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

以上

年　月　日

物 資 供 紿 要 請 書

ユニオン工業株式会社

代表取締役社長 様

尼崎市長

印

災害発生時等におけるマスク等の供給に関する協定第3条の規定により、次の物資の供給を要請します。

品 名	数 量	備 考

年　月　日

出荷確認書

尼崎市長様

ユニオン工業株式会社

代表取締役社長 印

年　月　日付け物資供給要請書により、次の物資を供給したことを報告します。

品名	数量	備考

年　月　日

ユニオン工業株式会社

印

尼崎市

印

災害発生時等における消毒液等の供給に関する協定書（大阪油脂工業株式会社）

令和2年7月14日

甲 尼崎市東七松町1丁目23番1号
尼 崎 市
代表者 尼崎市長 稲 村 和 美 印

乙 兵庫県尼崎市大浜町2丁目5番2号
大阪油脂工業株式会社
代表取締役社長 小 島 成 介 印

尼崎市（以下「甲」という。）と大阪油脂工業株式会社（以下「乙」という。）は、尼崎市域内で災害、感染症が発生し、又は発生するおそれがある場合、もしくは尼崎市域外において災害が発生しこれを甲が支援する場合（以下「災害発生時等」という。）における消毒液その他防疫に必要な物資（以下「消毒液等」という。）の供給について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害発生時等における消毒液等の供給について必要な事項を定めることを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この協定において、次に掲げる用語の意義は、当該号に定めるところによる。

- (1) 災害 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害をいう。
- (2) 感染症 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第1項に規定する感染症をいう。

（消毒液等の供給等）

第3条 甲は、災害発生時等において、消毒液等を必要とするときは、乙に対し、物資供給要請書（1号様式）により、乙の保有する消毒液等の供給を要請するものとする。ただし、緊急のため物資供給要請書による要請のいとまのない場合は、口頭等による要請を行うことができる。

- 2 甲は、前項ただし書の規定による要請を行ったときは、その後速やかに、物資供給要請書を乙に提出するものとする。
- 3 乙は、第1項の規定による要請があったときは、甲に対し、物資供給要請書の内容に基づき、消毒液等を供給するものとする。ただし、乙が災害による被害を受けた場合その他の消毒液等の供給が困難であると認められるときは、この限りではない。
- 4 消毒液等の運搬の方法及び引取場所は、甲乙協議の上定めるものとし、甲は、当該引取場所において乙の提出する出荷確認書（第2号様式）により確認のうえ、消毒液等を引き取るものとする。

（物資の範囲）

第4条 甲が乙に供給の要請を行うことのできる消毒液等は、次のとおりとする。

- (1) 除菌用アルコール消毒液
- (2) 手指用アルコール消毒液
- (3) 次亜塩素酸水
- (4) 薬用ハンドソープ
- (5) その他甲が指定する物資

(費用負担等)

第5条 乙が供給した消毒液等の費用及び当該消毒液等の運搬に要した費用（以下「本件費用」という。）は、甲が負担するものとする。

- 2 本件費用は、災害発生時等の直前における適正な価格を基準として甲乙協議のうえ決定する。
- 3 甲は、乙からの適法な請求があった日から30日以内に、本件費用を乙に支払うものとする。

(情報交換)

第6条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため、平常時から情報交換を行い、災害発生時等に備えるものとする。

- 2 甲及び乙は、担当者に変更があった場合は速やかに報告しなければならない。

(協議事項)

第7条 この協定に定めのない事項又はこの協定の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙誠意をもって協議のうえ定めるものとする。

(有効期間)

第8条 この協定は、協定成立の日からその効力を有するものとし、甲及び乙が、書面によりこの協定の解除の合意をしない限り、その効力は継続するものとする。

この協定の成立を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

以上

年　月　日

物 資 供 紿 要 請 書

大阪油脂工業株式会社

代表取締役社長 様

尼崎市長

印

災害発生時等における消毒液等の供給に関する協定第3条の規定により、次の物資の供給を要請します。

品 名	数 量	備 考

年　月　日

出荷確認書

尼崎市長様

大阪油脂工業株式会社

代表取締役社長 印

年　月　日付け物資供給要請書により、次の物資を供給したことを報告します。

品名	数量	備考

年　月　日

大阪油脂工業株式会社

印

尼崎市

印